



(号外) 発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

○災害対応車両等登録規程
(内閣府九二)

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件 (総務一五二)

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件 (同一五三)

○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件 (同一五四)

第四までに定める額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件の一部を改正する件（財務一二二）

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第八十九条第二項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（同一二三）

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数I、機能評価係数II、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働一五一）

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの及びロー・カル5Gの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同上）

○工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同一五二）

○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同一五三）

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める規示事項等の一部を改正する件（同一五四）

○個人向け国債の発行等に関する省令
第四条第六項第二号に規定する中途
換金に係る個人向け国債の買入消却
に関する件（財務一二四）
○協同農業普及事業の運営に関する指
針を定める件（農林水産六七四）
○屋久島空港の施設の変更を許可した
件（国土交通三四八）
○自動車登録番号標及び車両番号標の
塗色を定める告示の一部を改正する

三三三

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定めることを告示（デジタル庁・総務一〇）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特字個人情報の提供に関する命令第百三十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同二）

○本邦外に在住する日本人向けの広報文書を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務一五八）

○公的給付の支給等の迅速かつ確実実施のための預貯金口座の登録に関する法律第十条の内閣総理大臣指定する公的給付を定める告示

○対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めることの方法を定める告示の一部を改正する告示（国土交通三四七）

四五

農林水産省の基本方針の公表について（農林水産省）
花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針の公表について（同）
茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針の公表について（同）

基本測量関係事項公告（国土交通省）

国庫歳入歳出状況（令和六年度令和七年二月分）（財務省）

〔資料〕

三
官厅事項

褒賞

省令

○総務省令第四十五号
電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月三十日

総務大臣 村上誠一郎

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後改正前

（特定無線局の無線設備の規格）
第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線

局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局
〔1〕〔3〕略

(14) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第二項に規定する技術基準のうち（上記二号に係るうり）

6 || (15) ||

設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）

〔略〕

設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）

(21) に
(26) 規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(27) 設備規則第四十九条の一十九の二第一項、第三項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(28) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第九項に規定する技術基準のうち、
陸上移動局（自營等公帶或多動無線アワセシステム（無線局基準第三条第二号の二

に規定するものをいう。以下この条において同じ。)の陸上移動局を除く。)に係るもの

陸上移動局に係るもの

七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸

(1) **和重版** (會合して再版する) (2) **略** (省略する)

(三) 話術の見合第四一大多の二二九の二第一功
陸上移動局に係るもの

〔三〕～七の二 同上
七の三 〔同上〕

3) (1) 没備規則第四
• (2) 同上

(3) 試験規則第四一大參
陸上移動局に係るもの

<p>(4) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第九項に規定する技術基準のうち 陸上移動局（自営等広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を除く）に係るもの</p> <p>(5) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第五項及び第九項に規定する技術基準のうち 陸上移動局に係るもの</p>	<p>七の四 ローカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行ういとを目的とするもの を除く）</p>
<p>(1) 略</p>	<p>七の四 [同上]</p>
<p>(2) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。） 及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p>	<p>[1] 同上</p>
<p>(3) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。） 及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p>	<p>[新設]</p>
<p>(4) 前条第二項第一号に規定する基地局</p>	<p>[2] 同上</p>
<p>(1) (18) 略</p>	<p>[新設]</p>
<p>十一 前条第二項第一号に規定する基地局</p>	<p>[八～十 同上]</p>
<p>(19) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第七項に規定する技術基準</p>	<p>[八～十 同上]</p>
<p>(20) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第八項に規定する技術基準</p>	<p>[八～十 同上]</p>
<p>[十一] 略</p>	<p>[八～十 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>[新設]</p>
<p>（無線局免許手続規則の一部改正）</p>	<p>[新設]</p>
<p>第一条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものとし 掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>[新設]</p>
<p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、 基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験 試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、 無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局 事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとし て認めた場合は、それによることができる。）</p>	<p>[新設]</p>
<p>宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3のとお りとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし、宇宙物体に開設 するものについては、別表第二号第5の様式のとおりとする。</p>	<p>[新設]</p>
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>別表第二号第2 [同左]</p>	<p>別表第二号第2 [同左]</p>

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

[様式略]

[注1～17 略]

18 17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(1) 移動しない無線局の場合 (P H S の基地局、携帯無線通信を行う基地局、ローカル5G (設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。)の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局及び特定地球局の場合を除く。)

[ア～ウ 略]

[(2) 略]

(3) 携帯無線通信を行う基地局、ローカル5Gの基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の場合

ア 設置場所の□にレ印を付けること。

イ 送信所、受信所、通信所等無線設備の無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町○一〇一〇何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[19～21 略]

22 22の欄は、次によること。

[(1)～(10) 略]

(11) ローカル5Gの無線局であり、地域社会の諸課題の解決に寄与するものにあつては、受けようとする免許の対象区域における地域社会の諸課題の解決に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

[(12)～(16) 略]

[23～25 略]

[様式同左]

[注1～17 同左]

18 [同左]

(1) 移動しない無線局の場合 (P H S の基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局及び特定地球局の場合を除く。)

[ア～ウ 同左]

[(2) 同左]

[新設]

(3) [同左]

(4) [同左]

(5) [同左]

[19～21 同左]

22 [同左]

[(1)～(10) 同左]

(11) ローカル5G (設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。)の無線局であり、地域社会の諸課題の解決に寄与するものにあつては、受けようとする免許の対象区域における地域社会の諸課題の解決に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

[(12)～(16) 同左]

[23～25 同左]

別表第二号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【様式略】

【注1～15 略】

16 16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

【(1)～(4) 略】

(5) ローカル5G 設備規則第3条第15号に規定するものをいう。の無線局及び広帯域移動無線アクセシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。）の無線局であつて、2.575MHzを超える2.595MHz以下の周波数の電波を使用するもので、単純反射板（無線電中継装置（施行規則第2条第1項第44号に規定するものをいう。）であつて、電波を增幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置をいう。）を使用する場合は、「単純反射板を使用する。」と記載すること。

【17～27 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（定義）

第三条 ①の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

【(1)～(4) 略】

四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

【五～十六 略】

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行ふ無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行ふ無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの及びローカル

5Gの無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二項、陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下この条において同じ。）を行ふものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。

【表略】

【表同上】

【様式同左】

【注1～15 同左】

16 【同左】

【(1)～(4) 同左】

【新設】

【17～27 同左】

第三条 ①の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

【(1)～(4) 同上】

四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

【五～十六 同上】

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行ふ無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十一 【同上】

【表同上】

【表同上】

三 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第五号に規定するものを除く。）は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔イヽホ 略〕

〔四 略〕

五 第三号（ホを除く。）の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、同号中「前二号」とあるのは「第一号（ホを除く。）及び前号」と、同号ハ中「四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）」とあるのは「二〇〇ミリワット以下」とし、同号ホ中の表を次の表のとおり読み替えるものとする。

チャネル間隔 MHz	周波数幅 MHz
五	四・五一五
一〇	九・三七五
一五	一四・二三五
二〇	一九・〇九五

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超える二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二八・二GHzを超える二九・一GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

三 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第五号に規定するものを除く。）は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

〔イヽホ 略〕

〔四 略〕

五 第三号の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、同号中「第一号及び前号」とあるのは「第一号（ホを除く。）及び前号」と読み替えるものとする。

三 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔イヽホ 同上〕

〔新設〕

〔四 同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

〔イヽホ 同上〕

〔四 同上〕

〔新設〕

〔4 略〕

5 第11項の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いていたいわゆる縦められた陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、同項中「第1項各号」とあるのは「第1項各号（第1号を除く。）」並同項第1号中「四〇〇三三〇ラジオ」並（複数の空中端子を用いた送信の場合においては「四〇〇三三〇ラジオ」）並あるのは「1100330ラジオ」並と読み替えるものとする。

〔5 略〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第11 略〕

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合は、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

〔1～5 略〕

6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備

〔1〕 略

〔2〕 第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備

ア チャネル間隔が5MHzのもの 5MHz

イ～ス 略

セ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてイからシまでに定める値

ソ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められるもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値（ただし、ローカル5Gの無線局の無線設備にあつては、イ又はエに定める値。）

〔3〕 第49条の6の12第2項に規定する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備
〔ア～カ 略〕

〔4 同上〕

〔新設〕

〔5～8 同上〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第11 同左〕

第12 同左

〔1～5 同左〕

6 同左

〔1〕 同左

〔2〕 同左

〔新設〕

ア～シ 同左

ス 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてアからサまでに定める値

〔新設〕

〔3〕 同左

〔ア～カ 同左〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の1の欄に掲げる装置については、同表の1の欄に掲げる試験項目111にそれぞれ同表の111の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方により同表の4の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

〔表 別紙11 挿入〕

〔注1～24 略〕

〔イ・ウ 略〕

〔11・111 同上〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号□及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

〔様式略〕

〔注1～3 略〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第11号の30の2に掲げる無線設備	D Q
第2条第1項第11号の30の3に掲げる無線設備	P Q
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第11号の32の2に掲げる無線設備	H Q
第2条第1項第11号の32の3に掲げる無線設備	Q Q
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第11号の34に掲げる無線設備	K R
第2条第1項第11号の34の2に掲げる無線設備	R Q
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第54号の6の2に掲げる無線設備	N Q
第2条第1項第54号の6の3に掲げる無線設備	S Q
〔略〕	〔略〕
〔5 略〕	

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の「重複線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。」

(3) [同上]

[同上]

ア [同上]

〔表 別紙11 挿入〕

〔注1～24 同上〕

〔イ・ウ 同上〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～3 同左〕

4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第11号の30の2に掲げる無線設備	D Q
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第11号の32の2に掲げる無線設備	H Q
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第11号の34に掲げる無線設備	K R
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第54号の6の2に掲げる無線設備	N Q
〔同左〕	〔同左〕
〔5 同左〕	

四 特 定 無 線 設 備 の 種 別																													別紙二	
の項第三十二条の第一第一の無線設備二号																												同上		
備二の項第三十二条の第一第一の無線設備二号																												同上		
無の項第三十二条の第一第一の無線設備四二号																												同上		
の号項第三十二条の第一第一の無線設備二四一																												同上		
設無二十の第一第一の備線の三号十項第二																												略		
設無三十の第一第一の備線の三号十項第二																												略		
備線の十の第一第一の設無二二三号十項第二																												略		
備線の十の第一第一の設無三二三号十項第二																												略		
備線の十の第一第一の設無四三号十項第二																												略		
備線の十の第一第一の設無二四三号十項第二																												略		
設無二六号十第一第一の備線の四五項第二																												略		
設無三六号十第一第一の備線の四五項第二																												略		

四 特 定 無 線 設 備 の 種 別																												別紙二	
設無二十の第一第一の備線の三号十項第二																												略	
設無三十の第一第一の備線の三号十項第二																												略	
備線の十の第一第一の設無二二三号十項第二																												略	
備線の十の第一第一の設無三二三号十項第二																												略	
備線の十の第一第一の設無四三号十項第二																												略	
備線の十の第一第一の設無二四三号十項第二																												略	
設無二六号十第一第一の備線の四五項第二																												略	
設無三六号十第一第一の備線の四五項第二																												略	

○国土交通省令第五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第九条、第七十六条及び第九十七条の二第二項並びに道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第二百九号）第六条の規定に基づき、自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月三十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 浅尾慶一郎

自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(自動車登録規則の一部改正)

第一条 自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第一（第十三条関係）			別表第一（第十三条関係）		
運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所	使用の本拠の位置	表示する文字	運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所	使用の本拠の位置	表示する文字
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
帯広運輸支局	帯広運輸支局の管轄区域（帯広市に限る。）内	帯広	帯広運輸支局	帯広運輸支局の管轄区域内	帯広
	帯広運輸支局の管轄区域（帯広市を除く。）内	十勝			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
青森運輸支局	青森運輸支局の管轄区域（弘前市、中津軽郡及び南津軽郡（田舎館村に限る。）を除く。）内	青森	青森運輸支局	青森運輸支局の管轄区域（弘前市及び中津軽郡を除く。）内	青森
	青森運輸支局の管轄区域（弘前市、中津軽郡及び南津軽郡（田舎館村に限る。）に限る。）内	弘前		青森運輸支局の管轄区域（弘前市及び中津軽郡に限る。）内	弘前
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
栃木運輸支局	栃木運輸支局の管轄区域（日光市、大田原市、那須塩原市、塩谷郡（塩谷町に限る。）及び那須郡（那須町に限る。）を除く。）内	宇都宮	栃木運輸支局	栃木運輸支局の管轄区域（大田原市、那須塩原市及び那須郡（那須町に限る。）を除く。）内	宇都宮
	栃木運輸支局の管轄区域（日光市及び塩谷郡（塩谷町に限る。）に限る。）内	日光		栃木運輸支局の管轄区域（大田原市、那須塩原市及び那須郡（那須町に限る。）に限る	那須
	栃木運輸支局の管轄区域（大田原市、那須塩原市及び那須郡（那須町に限る。）に限る。）内	那須			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
足立自動車検査登録事務所	足立自動車検査登録事務所の管轄区域（江東区、葛飾区及び江戸川区を除く。）内	足立	足立自動車検査登録事務所	足立自動車検査登録事務所の管轄区域（江東区及び葛飾区を除く。）内	足立
	足立自動車検査登録事務所の管轄区域（江東区に限る。）内	江東		足立自動車検査登録事務所の管轄区域（江東区に限る。）内	江東

松本自動車検査登録事務所	足立自動車検査登録事務所の管轄区域 (葛飾区に限る。)内	葛飾
	足立自動車検査登録事務所の管轄区域 (江戸川区に限る。)内	江戸川
(略)	(略)	(略)
	松本自動車検査登録事務所の管轄区域 (岡谷市、飯田市、諏訪市、茅野市、安曇野市、諏訪郡、下伊那郡、東筑摩郡 (生坂村に限る。)及び北安曇郡 (池田町及び松川村に限る。)を除く。)内	松本
	松本自動車検査登録事務所の管轄区域 (岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡に限る。)内	諏訪
	松本自動車検査登録事務所の管轄区域 (飯田市及び下伊那郡に限る。)内	南信州
	松本自動車検査登録事務所の管轄区域 (安曇野市、東筑摩郡 (生坂村に限る。)及び北安曇郡 (池田町及び松川村に限る。)に限る。)内	安曇野
(略)	(略)	(略)

松本自動車検査登録事務所	足立自動車検査登録事務所の管轄区域 (葛飾区に限る。)内	葛飾
(略)	(略)	(略)
松本自動車検査登録事務所	松本自動車検査登録事務所の管轄区域 (岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡を除く。)内	松本
(略)	松本自動車検査登録事務所の管轄区域 (岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡に限る。)内	諏訪
(略)	(略)	(略)

(道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則(昭和11年運輸省令第64号)の一部を次のように改正する。

第二号様式注(1)の表を次のように改め。

運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字	ラテン文字	運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字	ラテン文字	運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字	ラテン文字	運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字	ラテン文字
札幌	S P S	栄	T G	長岡	N G O	神戸	H G K
札	S P	前橋	G M M	上越	N G J	姫路	H G H
函館	H D H	高崎	G M T	新	N G	兵	H G
函	H D	群馬	G M G	富山	T Y T	奈良	N R N
旭川	A K A	群	G M	富	T Y	飛鳥	N R A
旭	A K	大宮	S T O	金沢	I K K	奈	N R

室蘭	M R M	川口	S T W	石川	I K I	和歌山	W K W
苫小牧	M R T	川越	S T G	石	I K	和	W K
室	M R	所沢	S T T	長野	N N N	鳥取	T T T
釧路	K R K	熊谷	S T K	松本	N N M	鳥	T T
知床	K R S	春日部	S T B	諏訪	N N S	島根	S N
釧	K R	越谷	S T Y	南信州	N N I	出雲	S N I
帶広	O H O	埼玉	S T S	安曇野	N N A	島	S M
十勝	O H T	埼	S T	長	N N	岡山	O Y O
帶	O H	千葉	C B C	福井	F I	倉敷	O Y K
北見	K I K	成田	C B T	岐阜	G F G	岡	O Y
知床	K I S	市川	C B I	飛騨	G F H	広島	H S H
北	K I	船橋	C B F	岐	G F	福山	H S F
青森	A M A	習志野	C B N	静岡	S Z S	広	H S

弘前	A M S	袖ヶ浦	C B S	浜松	S Z H	下関	Y U S	日光	T G K	神	K N	堺	O S S	奄美	K O A									
八戸	A M H	市原	C B H	沼津	S Z N	山口	Y U Y	那須	T G N	山梨	Y N	和泉	O S Z	鹿	K O									
青	A M	松戸	C B M	伊豆	S Z I	山	Y U	こちぎ	T G C	富士山	Y N F	大	O S	沖縄	ON O									
盛岡	I T M	野田	C B D	富士山	S Z F	徳島	T S T	橋木	T G T	新潟	N G N	泉	O S I	沖	O N									
岩手	I T I	柏	C B K	静	S Z	徳	T S	附則 (施行期日) 1 この省令は、令和七年五月七日から施行する。 (経過措置)																
平泉	I T H	千	C B	名古屋	A C N	高松	K A T	2 この省令の施行前に道路運送車両法第九条の規定により登録された自動車登録番号又は第六十条 第一項若しくは第九十七条の三第一項の指定を受けた車両番号であつて、この省令の施行により新 たに自動車登録規則第十三条又は道路運送車両法施行規則第三十六条の十七、第三十六条の十八若 しくは第六十三条の四に規定する基準に適合しないこととなつた当該自動車登録番号又は当該車両 番号につきこでは、この省令による改正後の自動車登録規則別表第一の規定にかかるらず、なお従前 の例によるりふりかねどもね。	日光	T G K	神	K N	堺	O S S	奄美	K O A	日光	T G K	神	K N	堺	O S S	奄美	K O A
岩	I T	品川	T K S	豊橋	A C T	香川	K A K	那須	T G N	山梨	Y N	和泉	O S Z	鹿	K O	那須	T G N	山梨	Y N	和泉	O S Z	鹿	K O	
仙台	M G S	世田谷	T K G	岡崎	A C Z	香	K A	こちぎ	T G C	富士山	Y N F	大	O S	沖縄	ON O	こちぎ	T G C	富士山	Y N F	大	O S	沖縄	ON O	
宮城	M G M	品	T O S	三河	A C M	愛媛	E H	橋木	T G T	新潟	N G N	泉	O S I	沖	O N	橋木	T G T	新潟	N G N	泉	O S I	沖	O N	
宮	M G	練馬	T K N	豊田	A C Y	高知	K C K	附則 (施行期日) 1 この省令は、令和七年五月七日から施行する。 (経過措置)																
秋田	A T A	板橋	T K I	尾張小牧	A C O	福岡	F O F	2 この省令の施行前に道路運送車両法第九条の規定により登録された自動車登録番号又は第六十条 第一項若しくは第九十七条の三第一項の指定を受けた車両番号であつて、この省令の施行により新 たに自動車登録規則第十三条又は道路運送車両法施行規則第三十六条の十七、第三十六条の十八若 しくは第六十三条の四に規定する基準に適合しないこととなつた当該自動車登録番号又は当該車両 番号につきこでは、この省令による改正後の自動車登録規則別表第一の規定にかかるらず、なお従前 の例によるりふりかねどもね。	日光	T G K	神	K N	堺	O S S	奄美	K O A	日光	T G K	神	K N	堺	O S S	奄美	K O A
山形	Y A	練	T O N	春日井	A C K	北九州	F O K	内閣府告示第九十二号 災害対応車両等登録規程を次のようく定め。	内閣府告示第九十二号 災害対応車両等登録規程	内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 林 芳正	法規的告示													
庄内	Y A S	足立	T K A	愛	A C	久留米	F O R	(目的) 災害対応車両等登録規程																
福島	F S	江東	T K K	三重	M E M	筑豊	F O C	(目的) 災害対応車両等登録規程																
会津	F S A	葛飾	T K U	四日市	M E Y	福	F O	(目的) 災害対応車両等登録規程																
郡山	F S K	江戸川	T K E	伊勢志摩	M E I	佐賀	S A S	(目的) 災害対応車両等登録規程																
白河	F S S	足	T O A	鎌鹿	M E S	佐	S A	(目的) 災害対応車両等登録規程																
いわき	F S I	八王子	T K H	三	M E	長崎	N S	(目的) 災害対応車両等登録規程																
水戸	I G M	多摩	T K T	滋賀	S I S	佐世保	N S S	(目的) 災害対応車両等登録規程																
土浦	I G T	多	T O T	滋	S I	熊本	K U K	(目的) 災害対応車両等登録規程																
つくば	I G K	横浜	K N Y	京都	K T K	熊	K U	(目的) 災害対応車両等登録規程																
茨城	I G I	川崎	K N K	京	K T	大分	O T	(目的) 災害対応車両等登録規程																
茨	I G	湘南	K N N	大阪	O S O	宮崎	M Z	(目的) 災害対応車両等登録規程																
宇都宮	T G U	相模	K N S	なにわ	O S N	鹿児島	K O K	(目的) 災害対応車両等登録規程																

2
この規程において「登録災害対応車両」とは、次条第一項の規定による登録を受けた災害対応車
両をさす。

3 この規程において「災害対応車両調整法人」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対応車両の配車調整等を行う法人をいう。

4 この規程において「登録災害対応車両調整法人」とは、次条第二項の規定による登録を受けた災害対応車両調整法人をいう。

(登録)

第三条 災害対応車両の所有者は、その所有する災害対応車両について、都道府県知事又は災害救助法（昭和二十二年法律第二百十八号）第二条の二第一項に規定する救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）の要請に基づき、当該都道府県知事等に提供し得るものであることについて、この規程の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

2 災害対応車両調整法人は、都道府県知事等の要請に基づき、当該都道府県知事等に、その会員が所有する災害対応車両を提供するための配車調整等を行う法人であることについて、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

3 前二項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。前二項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならないときは、従前の登録は、登録の登録を受けることができる。

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録期間満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出するものとする。

一 災害対応車両の所有者に関する情報として次に掲げるもの

イ 商号、名称又は氏名及び住所並びに連絡先

ロ 法人である場合においては、その役員の氏名

ホ 営業所又は事務所の名称及び所在地

ヘ 災害対応車両の所有者が、その所有する災害対応車両に関する事業の発達、改善及び調整に関する業務を実施する団体に加入している場合にあつては、その加入している団体の名称

二 災害対応車両に関する情報として次に掲げるもの

イ 種別

ロ 製造年月

ハ 規格

二 平時における設置場所及び用途

ホ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に供される見込みの用途（第二条第一項各号に掲げるいすれかの用途をいう。）

ヘ 過去の災害時における活動実績の有無及びその内容

ト 災害対応車両の提供に係る対価

チ 第六条第二項に規定する基準を上回る基準に適合する場合はその旨

リ その他内閣総理大臣が別に定める事項

2 前条第二項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出するものとする。

一 商号又は名称及び住所並びに連絡先

二 役員の氏名

三 設立目的及び業務内容

四 会員数

五 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）

六 営業所又は事務所の名称及び所在地

七 その他内閣総理大臣が別に定める事項

3 前条第一項の登録を受けようとする者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供すること、又は、その可否について真摯に検討することを条件として申請するものとする。

4 前条第二項の登録を受けようとする者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その会員が所有する災害対応車両（第六条第二項に規定する基準に適合するものに限る。）を当該都道府県知事等に提供するため、真摯に配車調整等を行うことを条件として申請するものとする。

5 第一条の申請書には、前条第一項の登録を受けようとする者が第六条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに第一項第二号に掲げる事項を証する書類としての災害対応車両の図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）及びその写真を添付するものとする。

6 第二項の申請書には、前条第二項の登録を受けようとする者が第六条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに定款その他当該団体の活動内容が分かる資料を添付するものとする。

7 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の登録を受けようとする者に対し、第五項又は前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができるものとする。

（登録の実施）

第五条 内閣総理大臣は、第三条第一項又は第二項の登録の申請があつたときは、次条第一項から第三項までの規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を災害対応車両登録簿に登録するものとする。

一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の災害対応車両登録簿の作成を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもつて行うものとする。

3 登録災害対応車両の所有者及び登録災害対応車両調整法人は、前項の電磁的記録により作成された災害対応車両登録簿を閲覧し、その登録されている事項を変更することができるものとする。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第六条 内閣総理大臣は、第三条第一項又は第二項の登録を受けようとする災害対応車両の所有者は災害対応車両調整法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否するものとする。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第九条第一項（第三号を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第七号において「暴力団員等」という。)

五 営業に関する成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人であつて、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、第三条第一項の登録を受けようとする災害対応車両が、その機能を適切に發揮することを確保する観点から別に定める基準に適合しないと認められるときは、その登録を拒否するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣は、登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が抜けているときは、第三条第一項又は第二項の登録を拒否するものとする。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第七条 登録災害対応車両の所有者は、第四条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号又は第七号に該当する場合を除き、当該事項を災害対応車両登録簿に登録するものとする。

3 登録災害対応車両の所有者は、第四条第一項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、自ら災害対応車両登録簿を変更するものとする。

4 登録災害対応車両の所有者は、その所有する登録災害対応車両について、売却その他の処分を行つたことにより、都道府県知事等に提供することが不可能となつた場合には、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。

5 登録災害対応車両調整法人は、第四条第二項に掲げる事項に変更があつたときは、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、自ら災害対応車両登録簿を変更するものとする。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号又は第七号に該当する場合を除き、当該事項を災害対応車両登録簿に登録するものとする。

7 登録災害対応車両調整法人は、解散その他の事由により消滅した場合など、都道府県知事等に、その会員が所有する災害対応車両を提供するための配車調整等を行うことが不可能となつた場合は、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。

8 第四条第五項又は第六項の規定は、第一項、第三項、第四項、第五項又は前項の規定による届出に準用する。

9 前各項に定めるもののほか、登録災害対応車両の所有者及び登録災害対応車両調整法人は、毎年四月末日及び十月月末日時点で、災害対応車両登録簿の記載内容を確認するものとする。

(災害対応車両登録簿の閲覧)

第八条 内閣総理大臣は、災害対応車両登録簿を関係者の閲覧に供するものとする。

(登録の取消し等)

第九条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録災害対応車両に係る登録を取り消すことができるものとする。

一 登録災害対応車両の所有者が不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

二 登録災害対応車両の所有者が第六条第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 登録災害対応車両が第六条第二項に規定する基準に適合しないこととなつたとき。

四 登録災害対応車両の所有者に、この規程に違反するなどの不正な行為があつたと認められるとき。

五 その他登録災害対応車両の所有者の活動の実態に鑑み、登録を取り消すことが適当であると認められるとき。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録災害対応車両調整法人に係る登録を取り消すことができるものとする。

一 登録災害対応車両調整法人が不正の手段により第三条第二項の登録を受けたとき。

二 登録災害対応車両調整法人が第六条第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 登録災害対応車両調整法人に、この規程に違反するなどの不正な行為があつたと認められるとき。

四 その他登録災害対応車両調整法人の活動の実態に鑑み、登録を取り消すことが適当であると認められるとき。

3 第六条第四項の規定は、前二項の規定による処分をした場合について準用する。

(登録の抹消)

第十一条 内閣総理大臣は、第三条第三項の規定により登録がその効力を失つたとき、第七条第三項若しくは第六項の規定による届出があつたとき又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。

(災害対応車両の提供に係る手続)

第十二条 都道府県知事等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対応車両の提供を必要とする場合には、災害対応車両登録簿を参考し、提供の可否、期間、費用その他の必要な事項について、登録災害対応車両の所有者又は登録災害対応車両調整法人と調整を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、地域における被災状況等を踏まえ、必要があると認めるときは、都道府県知事等又は登録災害対応車両の所有者若しくは登録災害対応車両調整法人に対し、災害対応車両の提供先となる都道府県知事等を変更することについて、調整を行うよう求めることができるものとする。

3 前項の求めを受けた都道府県知事等又は登録災害対応車両の所有者若しくは登録災害対応車両調整法人は、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。

4 登録災害対応車両の所有者は、その所有する登録災害対応車両を都道府県知事等に提供した場合は、遅滞なく、自ら災害対応車両登録簿を更新し、その旨を表示するものとする。

5 内閣総理大臣は、災害救助法の定めるところにより、災害対応車両の提供を受けた都道府県知事等が支弁した費用について、負担する。

(報告徴収)

第十二条 内閣総理大臣は、災害対策の実施に際し必要があると認めるときは、登録災害対応車両の所有者に対し、その所有する登録災害対応車両に關し報告を求めることができる。

(様式)

第十三条 第四条第一項及び第二項の申請書、第五条第四項及び第六条第四項の通知、第七条第一項、第三項、第四項、第五項及び第七項の届出の様式は、内閣総理大臣が別に定めるものとする。

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

○總務省告示第百五十二号

○総務省告示第百五十二号
電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を次のように改正する。
令和七年四月三十日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改
に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

總務大臣 村上誠一郎

		(ii) [注 略]	
		周波数帯域 GHz	周波数帯域 GHz
	(i)に掲げるもの以外のもの	チャネル間隔 MHz	チャネル間隔 MHz
三七〇以下	二・三三〇を超える	周波数帯域 GHz	周波数帯域 GHz
一〇	五	チャネル間隔 MHz	チャネル間隔 MHz
(二) 九三・三	(二) 九六・五	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ))	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ))

周波数帯域 (GHz)	チャネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル) (一ミリワットを○デシベルとする。以下この表において同じ。)
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔新設〕	〔注 同上〕	〔同上〕

略		五 一〇	隔 MHz	一 チャネル間
略		六 六	分 (dB)	二 希望波の受信電力と基準感度の差
略		一二・五 一二・五	一〇	三 第一妨害波の離調周波数 (MHz)
略		一七・五以上 一七・五以上	一五以上	四 第二妨害波の離調周波数 (MHz)

ること。

基準感度より次の表の二の欄に掲げるデシベル分高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、同表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された第一妨害波を(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。以下この(i)において同じ。)の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された第二妨害波を(二)四四デシベルの電力を加えを場合において、各スレーブセットがその最大値の九五%以上である。

(i) 陸上移動局のブロッキング特性
一の搬送波を受信する場合 (

下 四 ・ 五 を 超 え 五 ・ ○ 以	下 三 ・ 八 を 超 え 四 ・ 一 以	下 三 ・ 四 を 超 え 三 ・ 八 以
二〇	一〇	五
(二) 八九 ・ 二	(二) 九二 ・ 三	(二) 九一 ・ 五
(二) 八八 ・ 七	(二) 九〇 ・ 〇	(二) 八九 ・ 二
(二) 九五 ・ 五	(二) 九一 ・ 八	(二) 九〇 ・ 五
(二) 九五 ・ 五	(二) 九〇 ・ 〇	(二) 九一 ・ 三
(二) 九一 ・ 五	(二) 九〇 ・ 〇	(二) 九〇 ・ 二
(二) 九一 ・ 五	(二) 九〇 ・ 〇	(二) 九一 ・ 五

一 〔ii〕 〔iv〕 同上	一〇	隔 MHz	一 チャネル間
〔同上〕	六	分 dB	二 希望波の受信電 力と基準感度の差
〔同上〕	一二・五	離調周波数 MHz	三 第一妨害波の 離調周波数 MHz
〔同上〕	一七・五以上	離調周波数 MHz	四 第二妨害波の 離調周波数 MHz

同上

(i) (イ) ア 同上
同上 同上

ウ 隣接チャネル選択度

(i) ^(ア) 陸上移動局の隣接チャネル選択度

(i) 一の搬送波を受信する場合 (二、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。) 基準感度より一四デシベル高い希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された妨害波を基準感度より同表の下欄に掲げるデシベル分高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の電力と基準感度の差分 (dB)
一〇	七・五	四五・五
五	五	四五・五
一〇	〔略〕	〔略〕

工 相互変調特性
(イ) ^(ア) 陸上移動局の相互変調特性

(i) 一の搬送波を受信する場合 (二、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。)

基準感度より次の表の二の欄に掲げるデシベル分高い希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された妨害波を、それぞれ (二) 四六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャネル間隔 (MHz)	二 希望波の受信電力と基準感度の差 (dB)	三 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)
五	〔略〕	〔略〕	〔略〕
六	〔略〕	〔略〕	〔略〕
一〇	〔略〕	〔略〕	〔略〕
二〇	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(i) ^(ア) 同上

同上

(i) ^(ア) 陸上移動局の隣接チャネル選択度

(i) 〔同上〕

同上

ウ 隣接チャネル選択度

一 チャネル間隔 (MHz)	二 希望波の受信電力と基準感度の差 (dB)	三 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)
一〇	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
七・五	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
四五・五	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の電力と基準感度の差分 (dB)
一〇	七・五	四五・五
七・五	四五・五	四五・五
四五・五	〔同上〕	〔同上〕

2
 (1) 周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む)を用いるものの受信設備
 「ア 感度」
 「イ エ 略」

下		二七を超える二九・五以	周波数帯域 GHz
一〇〇	五〇	チャンネル間隔 MHz	
(一) 七九・八九	(一) 八二・八九	基準感度(デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))	(i) に掲げるもの以外のもの
二七を超える二九・五以		(ii) に掲げるもの以外のもの	

周波数帯域 GHz		チャンネル間隔 MHz	基準感度(デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))
【略】		【略】	
【略】		【略】	

(1) 陸上移動局の感度
 希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)の受信電力が次の(i)又は(ii)の各表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。
 (i) 設備規則第四十九条の六の十二第二項各号(第五号を除く。)において無線設備の条件が定められている陸上移動局

一〇	六	一二・五	二五
【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】

2
 (1) 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備
 「ア 同上」
 「イ エ 同上」

周波数帯域 GHz		チャンネル間隔 MHz	基準感度(デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))
【同上】		【同上】	
【新設】		【同上】	

(1) 陸上移動局の感度
 希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一〇	六	一二・五	二五
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】

下 九四五を超える九六〇以		下 八七五を超える八九〇以		下 八六〇を超える八七五以		下 七七三を超える八〇三以		周波数帯域 MHz		チャネル間隔 MHz	
二〇	一五	一〇	五	二〇	一五	一〇	五	二〇	一五	一〇	五
(二)八二・一	(二)八七・七	(二)九〇・一	(二)九三・八	(二)八三・一	(二)八九・三	(二)九一・一	(二)九四・八	(二)八九・九	(二)九〇・八	(二)八七・一	(二)九一・八

(i) [注略] [i]に掲げるもの以外のもの	周波数帯域 MHz	チャネル間隔 MHz	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))
略	略	略	略
略	略	略	略

〔同上〕	周波数帯域 MHz	チャネル間隔 MHz	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

一、四七五・九を超える 五	(1) 九六・八
一、五一〇・九以下	一〇
一五	(1) 九三・一
一〇	(1) 八六・一
一、八〇五を超える 八八〇以下	五
一〇	(1) 九三・八
一、八〇五を超える 八八〇以上	一五
一〇	(1) 八八・三
一一、一一〇を超える 一七〇以下	一〇
一一、一一〇を超える 一七〇以上	五
一一、一一〇を超える 一七〇以上	一〇
一一、一一〇を超える 一七〇以上	一五
一一、一一〇を超える 一七〇以上	一〇

[2]～[4] 略
[七]～[十四] 略

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第四百四十九号
無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)別表第二号の四の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く)を定める件)の一部を次のように改正する。
令和七年四月三十日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め。

総務大臣 村上誠一郎

改	正	後

別表第23号 無線設備の規格コード

項目	コード
〔略〕	〔略〕

項目	コード
〔略〕	〔略〕

項目	コード
〔同左〕	〔同左〕

項目	コード
〔同左〕	〔同左〕

項目	コード
〔同左〕	〔同左〕

項目	コード
〔略〕	〔略〕

項目	コード
〔略〕	〔略〕

項目	コード
〔略〕	〔略〕

項目	コード
設備規則第49条の29の2第1項、 <u>第7項及び第9項</u> においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F C

項目	コード
設備規則第49条の29の2第1項、 <u>第8項及び第9項</u> においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F B

項目	コード
〔略〕	〔略〕

項目	コード
設備規則第49条の6の12第1項(第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る)においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 1 R

設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	TDN1RC		
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L5G1RC		
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	TDN2R		
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	TDN2RC		
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L5G2RC		
設備規則第49条の6の13に規定する陸上移動局の無線設備	FDNR	設備規則第49条の6の13に規定する陸上移動局の無線設備	FDNR
設備規則第49条の6の13第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）に規定する陸上移動局の無線設備	FDNRR	〔同左〕	〔同左〕
〔略〕	〔略〕	設備規則第49条の29の2第1項、第3項及び第9項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	BWANR
設備規則第49条の29の2第1項、第3項及び第9項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	BWANRR	〔同左〕	設備規則第49条の29の2第1項、第3項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備
設備規則第49条の29の2第1項、第5項及び第9項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	BWARC	〔同左〕	設備規則第49条の29の2第1項、第4項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕

○ 総務省告示第百五十四号
無線設備規則（昭和二十四年四月三十日）

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十九第八項、第四十九条の二十九の二第一項第二号、第四項第五四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する

総務大臣 村上誠一

五	チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	一 チャネル		二 離調周波数		三 周波数幅		四 隣接チャネル漏えい電力の許容値	
			間隔 (MHz)	(MHz) (注)	五	五	五	五	二・八七デシベル	二・デシベル
未満	七・五以上八・五	任意の一、〇〇〇kHz (二) 一二三デシベル以下	不要発射の強度の許容値	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

八・五以上一二・ 五未満	一〇以上一五未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	一〇以上一五未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	一〇以上一五未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下
一五	一五以上二〇未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	一五以上二〇未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	一五以上二〇未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下
二・五未満	一二・五以上二 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	一二・五以上二 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	一二・五以上二 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下
七・五未満	二二・五以上二 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	二二・五以上二 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	二二・五以上二 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下
三〇以上三〇未満	三〇以上三五未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	三〇以上三〇未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	三〇以上三〇未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下
〔注 略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

5

スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

- (1) 〔略〕
〔2〕 〔略〕
〔3〕 〔略〕
- (2) 〔略〕
〔1〕 〔略〕
〔2〕 〔略〕
〔3〕 〔略〕

一の搬送波を送信する送信装置
陸上移動局の送信装置
次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要
発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表略〕

一〇	一五以上二〇未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	一五以上二〇未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	一〇以上一五未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下
二〇	一五以上三〇未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	一五以上三〇未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	一五以上三〇未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下
三〇以上三五未満	三〇以上三五未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	三〇以上三五未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下	三〇以上三五未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が(二)二五デシベル以下
〔注 同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

5

〔1〕 〔2〕 〔3〕

〔1〕 〔2〕 〔3〕

〔1〕 〔2〕 〔3〕

〔表同上〕

注 二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値については、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二一〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては

送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信

装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔

とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzを

チャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上

及び五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数か

ら八〇MHz以上となる周波数帯に限り適用する。

注 二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値については、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上及び五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上となる周波数帯に限り適用する。

〔(2)略〕
〔(3)略〕
〔(4)略〕
〔(5)略〕
〔(6)略〕
〔(7)略〕
〔(8)略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第百五十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号及び別表第三号(3)の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行ふ無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二・三三・〇MHzを超えて二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超えて四・一GHz以下、四・五GHzを超えて四・六GHz以下又は四・九GHzを超えて五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては三・四GHzを超えて四・六GHz以下又は四・九GHzを超えて五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る）及び

一 「同上」

改 正 前

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行ふ無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二・三三・〇MHzを超えて二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超えて四・一GHz以下、四・五GHzを超えて四・六GHz以下又は四・九GHzを超えて五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては三・四GHzを超えて四・六GHz以下又は四・九GHzを超えて五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る）及び

一 「同上」

改 正 前

ローカル5Gの無線局の送信装置であつて、四・六GHzを超えて四・九GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては、四・八GHzを超えて四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置

の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1〕 略

〔2〕 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも三〇・一二デシベル（空中線電力が二三dBm以下である場合は二九・一二デシベル）以上低い値又は（一）五〇dBm以下の値であること。

チャネル間隔 MHz	離調周波数 MHz (注)	周波数幅 MHz
五	五	四・五一五
一〇	一〇	九・三七五
五	五	四・五一五
一〇	一〇	九・三七五

2 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

〔1〕 略

〔2〕 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

希望波を定格出力で送信した状態で、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力よりも二・二デシベル低い送信電力で加えた場合において、同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりに発生する相互変調波の平均電力が、同表の四の欄に掲げる相互変調波の電力の許容値以下であること。

チャネル間隔 MHz	離調周波数 MHz (注1)	周波数幅 MHz	相互変調波の電力の許容値 dBc (注2)
五	五	四・五一五	（一）二九
一〇	一〇	九・三七五	（一）三五
五	五	四・五一五	（一）二九
一〇	一〇	九・三七五	（一）三五

1 [同上]

〔2〕 [同上]

ア [同上]

[同上]

[同上]

チャネル間隔 MHz	離調周波数 MHz (注)	周波数幅 MHz
一〇	一〇	九・三七五

2 [同上]

〔1〕 [同上]

[同上]

〔2〕 [同上]

[同上]

[同上]

チャネル間隔 MHz	離調周波数 MHz (注1)	周波数幅 MHz	相互変調波の電力の許容値 dBc (注2)
五	五	四・五一五	（一）二九
一〇	一〇	九・三七五	（一）三五
五	五	四・五一五	（一）二九
一〇	一〇	九・三七五	（一）三五

一〇	一未満	六以上一〇未満	五以上六未満	一以上五未満	一未満	五	MHz	チャンネル間隔	離調周波数 (注1) MHz	不要発射の強度の許容値
任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一一・二dBm以下の値										

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) **〔3・5〕** **〔イ〕** **〔略〕** **〔注1・2〕** **〔略〕** **〔略〕**

(2) **〔1〕** **〔略〕** **〔陸上移動局〕** (中継を行うものを除く。)の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

置 次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

一〇	一未満	離調周波数 (注1) MHz	チャンネル間隔	不要発射の強度の許容値
任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一一・二dBm以下の値				

〔同上〕	〔同上〕	〔注1・2〕	〔同上〕	一〇
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	一〇
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	九・三七五
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	九・三七五
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	（二）三五

一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
五以上一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二dBm以下の値
一〇以上一五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dBm以下の値

7

(2) 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスブリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1〕 略

〔2〕 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表略〕

注1 五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、二五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から四二・五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上、五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上、六〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から九五MHz以上、八〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二〇MHz以上五未満

一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
五以上一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二dBm以下の値
一〇以上一五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dBm以下の値

7

(2) 〔1〕 同上
〔2〕 〔イ〕 同上
〔同上〕

〔表同上〕

注1 一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、二五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から四二・五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上、五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上、六〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から九五MHz以上、八〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二〇MHz以上五未満

MHz以上、八〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二五MHz以上、九〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四〇MHz以上及び一〇〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四五MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

〔注2～6 略〕

〔3・4 略〕

〔8・9 略〕

〔三 略〕

〔別図第一号・別図第二号 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第百五十六号
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改	正	後
	改	正	前
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条 第一項第一号の九から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十の二、第十一号の二十の三、第十一号の二十の五から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三から第十一号の二十六まで、第十一号の三十、第十一号の三十九の三、第十一号の三十一、第十一号の三十二の三、第十一号の三十四、第十一号の三十四の二、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第二十号の二から第二十一号まで、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の二、第五十二号の三、第五十四号から第五十四号の四まで、第五十四号の六、第五十四号の六の三及び第六十三号に掲げる無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条 第一項第一号の九から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十の二、第十一号の二十の三、第十一号の二十の五から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三から第十一号の二十六まで、第十一号の三十、第十一号の三十九の三、第十一号の三十一、第十一号の三十二の三、第十一号の三十四、第十一号の三十四の二、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第二十号の二から第二十一号まで、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の二、第五十二号の三、第五十四号から第五十四号の四まで、第五十四号の六及び第六十三号に掲げる無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条 第一項第一号の九から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十の二、第十一号の二十の三、第十一号の二十の五から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三から第十一号の二十六まで、第十一号の三十、第十一号の三十九の三、第十一号の三十一、第十一号の三十二の三、第十一号の三十四、第十一号の三十四の二、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第二十号の二から第二十一号まで、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の二、第五十二号の三、第五十四号から第五十四号の四まで、第五十四号の六及び第六十三号に掲げる無線設備	総務大臣 村上誠一郎

○総務省告示第百五十七号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事實を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

総務大臣 村上誠一郎

MHz以上、九〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四〇MHz以上及び一〇〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四五MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

MHz以上、九〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四〇MHz以上及び一〇〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改	正	後	改	正	前
〔一 略〕			〔一 同上〕		
二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとすると同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又はThird Generation Partnership Projectの技術仕様書に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他妨害を与えないよう運用することができるものに限る。）であることとする。	〔一～7 略〕	8 施行規則第十五条の三第二号(4)及び第七号の四(2)に掲げる規格	設備規則第四十九条の六	二 同上	
9 準	9 施行規則第十五条の三第二号(6)及び第七号の四(3)に掲げる規格	設備規則第四十九条の六	9 施行規則第十五条の三第二号(5)及び第七号の四(2)に掲げる規格	設備規則第四十九条の六	二 同上
10 準	10 施行規則第十五条の三第二号(7)及び第七号の四(4)に掲げる規格	設備規則第四十九条の六	10 施行規則第十五条の三第二号(17)及び第七号の四(4)に掲げる規格	設備規則第四十九条の六	二 同上
11 準	11 施行規則第十五条の三第二号(19)に掲げる規格	設備規則第四十九条の六	11 施行規則第十五条の三第二号(19)に掲げる規格	設備規則第四十九条の六	二 同上
12 準	12 施行規則第十五条の三第二号(20)に掲げる規格	設備規則第四十九条の六	12 施行規則第十五条の三第二号(20)に掲げる規格	設備規則第四十九条の六	二 同上
13 準	13 施行規則第十五条の三第二号(24)に掲げる規格	設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準	13 施行規則第十五条の三第二号(24)に掲げる規格	設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準	二 同上
14 準	14 施行規則第十五条の三第二号(25)及び第七号の三(1)に掲げる規格	設備規則第四十九条の二	14 施行規則第十五条の三第二号(25)及び第七号の三(1)に掲げる規格	設備規則第四十九条の二	二 同上
15 準	15 施行規則第十五条の三第二号(26)及び第七号の三(2)に掲げる規格	設備規則第四十九条の二	15 施行規則第十五条の三第二号(26)及び第七号の三(2)に掲げる規格	設備規則第四十九条の二	二 同上
16 準	16 施行規則第十五条の三第二号(27)及び第七号の三(3)に掲げる規格	設備規則第四十九条の二	16 施行規則第十五条の三第二号(27)及び第七号の三(3)に掲げる規格	設備規則第四十九条の二	二 同上
17 準	17 施行規則第十五条の三第二号(29)及び第七号の三(5)に掲げる規格	設備規則第四十九条の二	17 施行規則第十五条の三第二号(29)及び第七号の三(5)に掲げる規格	設備規則第四十九条の二	二 同上
18 準	18 〔略〕	三 略	18 〔略〕	三 略	三 略
14 準	14 〔同上〕	三 同上	14 〔同上〕	三 同上	三 同上

○財務省告示第百一十一号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第二百三十二号）別表第一から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件（平成二十四年二月財務省告示第百十五号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき同項に規定する給与等については、なお従前の例による。

令和七年四月三十日 財務大臣 加藤 勝信

本文第一項第一号中「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」を「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族」に改め、同項第二号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、本文第三項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号イ中「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」を「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族」に改め、本文第四項中「を提出した」を「又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した」に、「該申告書」を「これらの申告書」に、「給与所得者の扶養控除等申告書に」を「給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に」に改め、本文第五項中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同項を本文第六項とし、本文第四項の次に次の一項を加える。

5 納付金の算定に係る規定（以下この項において「対象居住者」という。）これらの申告書に源泉控除対象親族（所得税法第八十四条の二第一項に規定する特定親族に限る。以下この項において同じ。）である旨の記載がされた者（以下この項において「対象者」という。）が、他の者を、当該対象者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として同法第二百八十五条第一項第一号若しくは第二号又は第二百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号の規定の適用を受ける場合には、当該対象者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていなないものとして、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号イ及び第二号イの規定を適用する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 令和8年1月1日以後の給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（法第二十九条関係）

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲 扶 養 親 族 等 の 数							乙
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
	以上 105,000円未満	未 満	0	0	0	0	0	
105,000	107,000	170	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	280	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	380	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	480	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	580	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	680	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	790	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	890	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	990	0	0	0	0	0	4,300
123,000	125,000	1,090	0	0	0	0	0	4,400
125,000	127,000	1,190	0	0	0	0	0	4,700
127,000	129,000	1,300	0	0	0	0	0	5,000
129,000	131,000	1,400	0	0	0	0	0	5,300
131,000	133,000	1,500	0	0	0	0	0	5,500
133,000	135,000	1,600	0	0	0	0	0	5,800
135,000	137,000	1,710	0	0	0	0	0	6,100
137,000	139,000	1,810	0	0	0	0	0	6,400
139,000	141,000	1,910	0	0	0	0	0	6,700
141,000	143,000	2,010	0	0	0	0	0	7,000
143,000	145,000	2,110	0	0	0	0	0	7,400
145,000	147,000	2,220	600	0	0	0	0	7,700
147,000	149,000	2,320	700	0	0	0	0	8,000
149,000	151,000	2,420	810	0	0	0	0	8,300
151,000	153,000	2,520	910	0	0	0	0	8,600
153,000	155,000	2,620	1,010	0	0	0	0	8,900
155,000	157,000	2,730	1,110	0	0	0	0	9,200
157,000	159,000	2,830	1,210	0	0	0	0	9,500
159,000	161,000	2,910	1,300	0	0	0	0	9,800
161,000	163,000	2,980	1,370	0	0	0	0	10,100
163,000	165,000	3,050	1,440	0	0	0	0	10,400
165,000	167,000	3,120	1,510	0	0	0	0	10,700
167,000	169,000	3,200	1,580	0	0	0	0	11,000
169,000	171,000	3,270	1,650	0	0	0	0	11,300
171,000	173,000	3,340	1,730	100	0	0	0	11,500
173,000	175,000	3,410	1,800	170	0	0	0	11,800
175,000	177,000	3,480	1,870	250	0	0	0	12,100
177,000	179,000	3,550	1,940	320	0	0	0	12,500
179,000	181,000	3,620	2,010	390	0	0	0	12,800
181,000	183,000	3,700	2,080	460	0	0	0	13,300
183,000	185,000	3,770	2,150	530	0	0	0	14,000
185,000	187,000	3,840	2,230	600	0	0	0	14,700
187,000	189,000	3,910	2,300	670	0	0	0	15,400
189,000	191,000	3,980	2,370	750	0	0	0	16,100
191,000	193,000	4,050	2,440	820	0	0	0	16,800
193,000	195,000	4,120	2,510	890	0	0	0	17,600

(二)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲							乙	
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		
以上	未満	税額							税額	
195,000	197,000	4,200	2,580	960	0	0	0	0	18,300	
197,000	199,000	4,270	2,650	1,030	0	0	0	0	19,000	
199,000	201,000	4,340	2,730	1,100	0	0	0	0	19,700	
201,000	203,000	4,410	2,800	1,170	0	0	0	0	20,400	
203,000	205,000	4,480	2,870	1,250	0	0	0	0	21,000	
205,000	207,000	4,550	2,940	1,320	0	0	0	0	21,700	
207,000	209,000	4,630	3,010	1,390	0	0	0	0	22,500	
209,000	211,000	4,700	3,080	1,460	0	0	0	0	23,000	
211,000	213,000	4,770	3,150	1,530	0	0	0	0	23,600	
213,000	215,000	4,840	3,230	1,600	0	0	0	0	24,100	
215,000	217,000	4,910	3,300	1,670	0	0	0	0	24,700	
217,000	219,000	4,980	3,370	1,750	130	0	0	0	25,300	
219,000	221,000	5,050	3,440	1,820	200	0	0	0	25,800	
221,000	224,000	5,150	3,520	1,910	300	0	0	0	26,400	
224,000	227,000	5,250	3,630	2,020	400	0	0	0	27,500	
227,000	230,000	5,360	3,740	2,120	510	0	0	0	28,500	
230,000	233,000	5,460	3,850	2,240	610	0	0	0	29,500	
233,000	236,000	5,570	3,950	2,340	720	0	0	0	30,500	
236,000	239,000	5,680	4,060	2,450	830	0	0	0	31,500	
239,000	242,000	5,790	4,170	2,550	940	0	0	0	32,600	
242,000	245,000	5,890	4,280	2,660	1,040	0	0	0	33,600	
245,000	248,000	6,000	4,380	2,770	1,150	0	0	0	34,600	
248,000	251,000	6,110	4,490	2,880	1,260	0	0	0	35,500	
251,000	254,000	6,220	4,590	2,980	1,370	0	0	0	36,600	
254,000	257,000	6,320	4,710	3,090	1,470	0	0	0	37,600	
257,000	260,000	6,430	4,810	3,200	1,580	0	0	0	38,600	
260,000	263,000	6,530	4,920	3,310	1,680	0	0	0	39,600	
263,000	266,000	6,650	5,020	3,410	1,800	170	0	0	40,600	
266,000	269,000	6,750	5,140	3,520	1,900	290	0	0	41,700	
269,000	272,000	6,860	5,240	3,620	2,010	390	0	0	42,700	
272,000	275,000	6,960	5,350	3,740	2,110	500	0	0	43,700	
275,000	278,000	7,080	5,450	3,840	2,230	600	0	0	44,700	
278,000	281,000	7,180	5,560	3,950	2,330	710	0	0	45,600	
281,000	284,000	7,290	5,670	4,050	2,440	820	0	0	46,700	
284,000	287,000	7,390	5,780	4,170	2,540	930	0	0	47,800	
287,000	290,000	7,500	5,880	4,270	2,650	1,030	0	0	48,900	
290,000	293,000	7,610	5,990	4,380	2,760	1,140	0	0	50,000	
293,000	296,000	7,720	6,100	4,480	2,870	1,250	0	0	51,300	
296,000	299,000	7,820	6,210	4,590	2,970	1,360	0	0	52,400	
299,000	302,000	7,930	6,320	4,700	3,080	1,470	0	0	53,600	
302,000	305,000	8,060	6,440	4,820	3,210	1,590	0	0	54,500	
305,000	308,000	8,180	6,570	4,940	3,330	1,720	0	0	55,200	
308,000	311,000	8,300	6,690	5,060	3,450	1,840	210	0	56,100	
311,000	314,000	8,550	6,810	5,190	3,570	1,960	340	0	56,900	
314,000	317,000	8,790	6,930	5,310	3,700	2,080	460	0	57,700	
317,000	320,000	9,040	7,060	5,430	3,820	2,210	580	0	58,500	
320,000	323,000	9,280	7,180	5,550	3,940	2,330	700	0	59,500	
323,000	326,000	9,530	7,300	5,680	4,060	2,450	830	0	60,500	
326,000	329,000	9,770	7,420	5,800	4,190	2,570	950	0	61,600	
329,000	332,000	10,020	7,550	5,920	4,310	2,700	1,070	0	62,600	

(三)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲							乙	
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		
以上	未満	税額							税額	
332,000	335,000	10,260	7,670	6,040	4,430	2,820	1,190	0	63,700	
335,000	338,000	10,510	7,790	6,170	4,550	2,940	1,320	0	64,700	
338,000	341,000	10,750	7,910	6,290	4,680	3,060	1,440	0	65,800	
341,000	344,000	11,000	8,040	6,410	4,800	3,190	1,560	0	66,800	
344,000	347,000	11,240	8,160	6,530	4,920	3,310	1,680	0	67,800	
347,000	350,000	11,490	8,280	6,660	5,040	3,430	1,810	0	68,800	
350,000	353,000	11,730	8,500	6,780	5,170	3,550	1,930	0	69,800	
353,000	356,000	11,980	8,750	6,900	5,290	3,680	2,050	0	70,900	
356,000	359,000	12,220	9,000	7,020	5,410	3,800	2,170	0	71,900	
359,000	362,000	12,470	9,240	7,150	5,530	3,920	2,300	0	72,900	
362,000	365,000	12,710	9,490	7,270	5,660	4,040	2,420	0	73,900	
365,000	368,000	12,960	9,730	7,390	5,780	4,170	2,540	0	74,900	
368,000	371,000	13,200	9,980	7,510	5,900	4,290	2,660	0	76,000	
371,000	374,000	13,450	10,220	7,640	6,020	4,410	2,790	0	76,900	
374,000	377,000	13,690	10,470	7,760	6,150	4,530	2,910	0	77,800	
377,000	380,000	13,940	10,710	7,880	6,270	4,660	3,030	0	78,700	
380,000	383,000	14,180	10,960	8,000	6,390	4,780	3,150	0	79,600	
383,000	386,000	14,430	11,200	8,130	6,510	4,900	3,280	0	80,600	
386,000	389,000	14,670	11,450	8,250	6,640	5,020	3,400	0	81,600	
389,000	392,000	14,920	11,690	8,450	6,760	5,150	3,520	0	82,600	
392,000	395,000	15,160	11,940	8,700	6,880	5,270	3,640	0	85,400	
395,000	398,000	15,410	12,180	8,940	7,000	5,390	3,770	0	87,100	
398,000	401,000	15,650	12,430	9,190	7,130	5,510	3,890	0	88,700	
401,000	404,000	15,900	12,670	9,430	7,250	5,640	4,010	0	90,500	
404,000	407,000	16,140	12,920	9,680	7,370	5,760	4,140	0	92,200	
407,000	410,000	16,390	13,160	9,920	7,490	5,880	4,260	0	93,800	
410,000	413,000	16,630	13,410	10,170	7,620	6,000	4,380	0	95,600	
413,000	416,000	16,880	13,650	10,410	7,740	6,130	4,500	0	97,300	
416,000	419,000	17,120	13,900	10,660	7,860	6,250	4,630	0	98,900	
419,000	422,000	17,370	14,140	10,900	7,980	6,370	4,750	0	100,700	
422,000	425,000	17,610	14,390	11,150	8,110	6,490	4,870	0	102,400	
425,000	428,000	17,860	14,630	11,390	8,230	6,620	4,990	0	104,000	
428,000	431,000	18,100	14,880	11,640	8,400	6,740	5,120	0	105,800	
431,000	434,000	18,350	15,120	11,880	8,650	6,860	5,240	0	107,500	
434,000	437,000	18,590	15,370	12,130	8,890	6,980	5,360	0	109,100	
437,000	440,000	18,840	15,610	12,370	9,140	7,110	5,480	0	110,900	
440,000	443,000	19,080	15,860	12,620	9,380	7,230	5,610	0	112,600	
443,000	446,000	19,330	16,100	12,860	9,630	7,350	5,730	0	114,200	
446,000	449,000	19,570	16,350	13,110	9,870	7,470	5,850	0	116,000	
449,000	452,000	19,860	16,590	13,350	10,120	7,600	5,970	0	117,600	
452,000	455,000	20,350	16,840	13,600	10,360	7,720	6,100	0	119,400	
455,000	458,000	20,840	17,080	13,840	10,610	7,840	6,220	0	121,100	
458,000	461,000	21,330	17,330	14,090	10,850	7,960	6,34			

(四)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	
482,000	485,000	25,250	19,290	16,050	12,810	9,590	7,320	5,710	4,090	136,100	
485,000	488,000	25,740	19,530	16,300	13,060	9,830	7,440	5,830	4,220	137,600	
488,000	491,000	26,230	19,780	16,540	13,300	10,080	7,570	5,950	4,340	139,300	
491,000	494,000	26,720	20,260	16,790	13,550	10,320	7,690	6,070	4,460	140,900	
494,000	497,000	27,210	20,750	17,030	13,790	10,570	7,810	6,200	4,580	142,500	
497,000	500,000	27,700	21,240	17,280	14,040	10,810	7,930	6,320	4,710	144,100	
500,000	503,000	28,190	21,730	17,520	14,280	11,060	8,060	6,440	4,830	145,700	
503,000	506,000	28,680	22,220	17,770	14,530	11,300	8,180	6,570	4,950	147,300	
506,000	509,000	29,170	22,710	18,010	14,770	11,550	8,310	6,690	5,070	149,000	
509,000	512,000	29,660	23,200	18,260	15,020	11,790	8,560	6,810	5,200	150,500	
512,000	515,000	30,150	23,690	18,500	15,260	12,040	8,800	6,930	5,320	152,100	
515,000	518,000	30,640	24,180	18,750	15,510	12,280	9,050	7,060	5,440	153,800	
518,000	521,000	31,130	24,670	18,990	15,750	12,530	9,290	7,180	5,560	155,400	
521,000	524,000	31,620	25,160	19,240	16,000	12,770	9,540	7,300	5,690	156,900	
524,000	527,000	32,110	25,650	19,480	16,240	13,020	9,780	7,420	5,810	158,600	
527,000	530,000	32,600	26,140	19,730	16,490	13,260	10,030	7,550	5,930	160,200	
530,000	533,000	33,090	26,630	20,160	16,730	13,510	10,270	7,670	6,050	161,600	
533,000	536,000	33,580	27,120	20,650	16,980	13,750	10,520	7,790	6,180	163,200	
536,000	539,000	34,070	27,610	21,140	17,220	14,000	10,760	7,910	6,300	164,600	
539,000	542,000	34,560	28,100	21,630	17,470	14,240	11,910	8,040	6,420	166,000	
542,000	545,000	35,050	28,590	22,130	17,710	14,490	11,250	8,160	6,540	167,500	
545,000	548,000	35,540	29,080	22,620	17,960	14,730	11,500	8,280	6,670	169,000	
548,000	551,000	36,030	29,570	23,110	18,200	14,980	11,740	8,500	6,790	170,500	
551,000	554,000	36,570	30,110	23,650	18,480	15,240	12,020	8,780	6,920	171,900	
554,000	557,000	37,120	30,660	24,200	18,760	15,520	12,290	9,060	7,060	173,400	
557,000	560,000	37,670	31,210	24,750	19,030	15,790	12,570	9,330	7,200	174,900	
560,000	563,000	38,230	31,760	25,300	19,310	16,070	12,840	9,610	7,330	176,300	
563,000	566,000	38,780	32,310	25,850	19,580	16,350	13,120	9,880	7,470	177,900	
566,000	569,000	39,330	32,870	26,400	19,930	16,620	13,400	10,160	7,610	179,300	
569,000	572,000	39,880	33,420	26,950	20,480	16,900	13,670	10,430	7,750	180,700	
572,000	575,000	40,430	33,970	27,510	21,030	17,170	13,950	10,710	7,880	182,200	
575,000	578,000	40,980	34,520	28,060	21,580	17,450	14,220	10,990	8,030	183,700	
578,000	581,000	41,530	35,070	28,610	22,140	17,720	14,500	11,260	8,160	185,200	
581,000	584,000	42,090	35,620	29,160	22,690	18,000	14,770	11,540	8,300	186,600	
584,000	587,000	42,640	36,170	29,710	23,240	18,280	15,050	11,810	8,580	188,100	
587,000	590,000	43,190	36,730	30,260	23,790	18,550	15,330	12,090	8,850	189,600	
590,000	593,000	43,740	37,280	30,810	24,340	18,830	15,600	12,360	9,130	191,000	
593,000	596,000	44,290	37,830	31,370	24,890	19,100	15,880	12,640	9,400	192,600	
596,000	599,000	44,840	38,380	31,920	25,440	19,380	16,150	12,920	9,680	194,000	
599,000	602,000	45,390	38,930	32,470	25,990	19,650	16,430	13,190	9,950	195,400	
602,000	605,000	45,950	39,480	33,020	26,550	20,080	16,700	13,470	10,230	197,000	
605,000	608,000	46,500	40,030	33,570	27,100	20,630	16,980	13,740	10,510	198,400	
608,000	611,000	47,050	40,580	34,120	27,650	21,190	17,250	14,020	10,780	199,900	
611,000	614,000	47,600	41,140	34,670	28,200	21,740	17,530	14,290	11,060	201,300	
614,000	617,000	48,150	41,690	35,220	28,750	22,290	17,810	14,570	11,330	202,800	
617,000	620,000	48,700	42,240	35,780	29,300	22,840	18,080	14,850	11,610	204,300	
620,000	623,000	49,250	42,790	36,330	29,850	23,390	18,360	15,120	11,880	205,700	
623,000	626,000	49,800	43,340	36,880	30,410	23,940	18,630	15,400	12,160	207,300	
626,000	629,000	50,360	43,890	37,430	30,960	24,490	18,910	15,670	12,440	208,700	
629,000	632,000	50,910	44,440	37,980	31,510	25,050	19,180	15,950	12,710	210,100	

(五)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	
632,000	635,000	51,460	45,000	38,530	32,060	25,600	19,460	16,220	12,990	211,700	
635,000	638,000	52,010	45,550	39,080	32,610	26,150	19,740	16,500	13,260	213,100	
638,000	641,000	52,560	46,100	39,640	33,160	26,700	20,240	16,780	13,540	214,600	
641,000	644,000	53,110	46,650	40,190	33,710	27,250	20,790	17,050	13,810	215,900	
644,000	647,000	53,660	47,200	40,740	34,260	27,800	21,340	17,330	14,090	217,000	
647,000	650,000	54,220	47,750	41,290	34,820	28,350	21,890	17,600	14,370	218,000	
650,000	653,000	54,770	48,300	41,840	35,370	28,900	22,440	17,880	14,640	219,000	
653,000	656,000	55,320	48,850	42,390	35,920	29,460	22,990	18,150	14,920	220,000	
656,000	659,000	55,870	49,410	42,940	36,470	30,010	23,540	18,430	15,190	221,000	
659,000	662,000	56,420	49,960	43,490	37,020	30,560	24,100	18,700	15,470	222,100	
664,000	665,000	56,970	50,510	44,050	37,570	31,110	24,650	18,980	15,740	223,100	
665,000	668,000	57,520	51,060	44,600	38,120	31,660	25,200	19,260	16,020	224,100	
668,000	671,000	58,070	51,610	45,150	38,680	32,210	25,750	19,530	16,300	225,000	
671,000	674,000	58,630	52,160	45,700	39,230	32,760	26,300	19,830	16,570	226,000	
674,000	677,000	59,180	52,710	46,250	39,780	33,320	26,850	20,380	16,850	227,100	
677,000	680,000	59,730	53,270	46,800	40,330	33,870	27,400	20,930	17,120	228,100	
680,000	683,000	60,280	53,820	47,350	40,880	34,420	27,950	21,480	17,400	229,100	
683,000	686,000	60,830	54,370	47,910	41,430	34,970	28,510	22,030	17,670	230,100	
686,000	689,000	61,380	54,920	48,460	41,980	35,520	29,060	22,580	17,950	231,500	
689,000	692,000	61,930	55,470	49,010	45,250	36,070	29,610	23,140	18,220	233,000	
692,000	695,000	62,490	56,020	49,560	43,090	36,620	30,160	23,690	18,500	234,500	
695,000	698,000	63,040	56,570	50,110	43,640	37,170	30,710	24,240	18,780	236,100	
698,000	701,000	63,590	57,120	50,660	44,190	37,730	31,260	24,790	19,050	237,600	
701,000	704,000	64,140	57,680	51,210	44,740	38,280	31,810	25,340	19,330	239,100	

(六)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙
	扶養親族等の数							
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額							税額
790,000円	81,890	75,420	68,960	62,500	56,020	49,560	43,100	36,620
790,000円を超える金額	790,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち790,000円を超える金額の23.483%に相当する金額を加算した金額							
960,000円	121,820	115,340	108,880	102,420	95,940	89,480	83,020	76,540
960,000円を超える金額	960,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち960,000円を超える金額の33.693%に相当する金額を加算した金額							
1,710,000円	374,520	368,040	361,580	355,120	348,640	342,180	335,720	329,240
1,710,000円を超える金額	1,710,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,710,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額							
2,130,000円	549,440	542,970	536,500	530,040	523,570	517,110	510,640	504,170
2,130,000円を超える金額	2,130,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,130,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額							
2,170,000円	571,220	564,750	558,280	551,820	545,350	538,890	532,420	525,950
2,170,000円を超える金額	2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,170,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額							
2,210,000円	593,000	586,520	580,060	573,600	567,120	560,660	554,200	547,730
2,210,000円を超える金額	2,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,210,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額							
2,250,000円	614,770	608,300	601,840	595,380	588,900	582,440	575,980	569,500
2,250,000円を超える金額	2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,250,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額							

(七)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙
	扶養親族等の数							
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額							税額
3,500,000円	1,125,270	1,118,800	1,112,340	1,105,880	1,099,400	1,092,940	1,086,480	1,080,000
3,500,000円を超える金額	3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額								

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出がなされている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数について扶養親族等1人ごとに1,610円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。
- (二) 「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。
- (備考) 税額の求め方とは、次のとおりである。
 - (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、
 - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第九十四条第五項に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この一において同じ。）の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者は又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
 - (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第九十五条第五項の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等1人ごとに1,610円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第二 令和8年1月1日以後の給与所得の源泉徴収税額表（日額表）(法第二十九条関係)

(一)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲							乙	丙		
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人				
以上未満	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額		
3,500円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3,500	3,600	5	0	0	0	0	0	120	0		
3,600	3,700	10	0	0	0	0	0	130	0		
3,700	3,800	15	0	0	0	0	0	130	0		
3,800	3,900	20	0	0	0	0	0	130	0		
3,900	4,000	25	0	0	0	0	0	140	0		
4,000	4,100	30	0	0	0	0	0	140	0		
4,100	4,200	35	0	0	0	0	0	150	0		
4,200	4,300	40	0	0	0	0	0	160	0		
4,300	4,400	45	0	0	0	0	0	170	0		
4,400	4,500	50	0	0	0	0	0	190	0		
4,500	4,600	55	5	0	0	0	0	200	0		
4,600	4,700	60	10	0	0	0	0	220	0		
4,700	4,800	65	15	0	0	0	0	230	0		
4,800	4,900	70	20	0	0	0	0	260	0		
4,900	5,000	75	25	0	0	0	0	270	0		
5,000	5,100	80	30	0	0	0	0	290	0		
5,100	5,200	85	35	0	0	0	0	300	0		
5,200	5,300	90	40	0	0	0	0	310	0		
5,300	5,400	95	40	0	0	0	0	330	0		
5,400	5,500	100	45	0	0	0	0	340	0		
5,500	5,600	100	50	0	0	0	0	360	0		
5,600	5,700	105	55	0	0	0	0	370	0		
5,700	5,800	110	55	5	0	0	0	390	0		
5,800	5,900	115	60	5	0	0	0	400	0		
5,900	6,000	115	65	10	0	0	0	420	0		
6,000	6,100	120	65	15	0	0	0	430	0		
6,100	6,200	125	70	15	0	0	0	470	0		
6,200	6,300	125	75	20	0	0	0	500	0		
6,300	6,400	130	75	25	0	0	0	540	0		
6,400	6,500	135	80	30	0	0	0	570	0		
6,500	6,600	135	85	30	0	0	0	610	0		
6,600	6,700	140	90	35	0	0	0	640	0		
6,700	6,800	150	90	40	0	0	0	680	0		
6,800	6,900	155	95	40	0	0	0	710	0		
6,900	7,000	155	100	45	0	0	0	750	0		
7,000	7,100	160	100	50	0	0	0	780	0		
7,100	7,200	165	105	50	0	0	0	810	0		
7,200	7,300	165	110	55	5	0	0	840	0		
7,300	7,400	170	110	60	5	0	0	860	0		
7,400	7,500	175	115	65	10	0	0	900	0		
7,500	7,600	175	120	65	15	0	0	930	0		
7,600	7,700	180	125	70	15	0	0	960	0		
7,700	7,800	185	125	75	20	0	0	990	0		
7,800	7,900	190	130	75	25	0	0	1,030	0		
7,900	8,000	190	135	80	30	0	0	1,060	0		

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲							乙	丙		
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人				
8,000	8,100	195	135	85	30	0	0	0	1,090		
8,100	8,200	200	140	85	35	0	0	0	1,130		
8,200	8,300	200	150	90	40	0	0	0	1,160		
8,300	8,400	205	150	95	40	0	0	0	1,190		
8,400	8,500	210	155	100	45	0	0	0	1,240		
8,500	8,600	210	160	100	50	0	0	0	1,270		
8,600	8,700	215	165	105	50	0	0	0	1,300		
8,700	8,800	220	165	110	55	0	0	0	1,330		
8,800	8,900	225	170	110	60	5	0	0	1,370		
8,900	9,000	225	175	115	65	10	0	0	1,400		
9,000	9,100	230	175	120	65	15	0	0	1,430		
9,100	9,200	235	180	120	70	20	0	0	1,470		
9,200	9,300	235	185	125	75	20	0	0	1,500		
9,300	9,400	240	185	130	75	25	0	0	1,530		
9,400	9,500	245	190	135	80	25	0	0	1,570		
9,500	9,600	245	195	135	85	30	0	0	1,600		
9,600	9,700	250	200	140	85	35	0	0	1,640		
9,700	9,800	255	200	150	90	40	0	0	1,680		
9,800	9,900	260	205	150	95	40	0	0	1,730		
9,900	10,000	265	210	155	100	45	0	0	1,760		
10,000	10,100	265	210	160	100	50	0	0	1,800		
10,100	10,200	270	215	165	105	55	0	0	1,830		
10,200	10,300	275	220	165	110	55	5	0	1,850		
10,300	10,400	280	225	170	115	60	10	0	1,880		
10,400	10,500	285	230	175	115	65	10	0	1,910		
10,500	10,600	295	230	180	120	70	15	0	1,930		
10,600	10,700	300	235	185	125	75	20	0	1,960		
10,700	10,800	310	240	185	130	75	25	0	2,000		
10,800	10,900	320	245	190	135	80	30	0	2,030		
10,900	11,000	325	250	195	135	85	30	0	2,060		
11,000	11,100	335	250	200	140	90	35	0	2,100		
11,100	11,200	340	255	205	150	95	40	0	2,130		
11,200	11,300	350	260	205	155	95	45	0	2,160		
11,300	11,400	360	265	210	160	100	50	0	2,210		
11,400	11,500	365	270	215	160	105	50	0	2,240		
11,500	11,600	375	270	220	165	110	55	5	2,270		
11,600	11,700	380	275	225	170	115	60	5	2,310		
11,700	11,800	395	285	225	175	115	65	10	2,340		
11,800	11,900	405	290	230	180	120	70	15	2,370		
11,900	12,000	410	300	235	180	125	70	20	2,410		
12,000	12,100	420	310	240	185	130	75	25	2,440		
12,100	12,200	425	315	245	190	135	80	25	2,470		
12,200	12,300	435	325	245	195	135	85	30	2,510		
12,300	12,400	445	330	250	200	140	90	35	2,540		
12,400	12,500	450	340	255	200	150	90	40	2,570		
12,500	12,600	460	350	260	205	155	95	45	2,600		
12,600	12,700	465	355	265	210	160	100	45	2,630		
12,700	12,800	475	365	265	215	160	105	50	2,660		
12,800	12,900	485	370	270	220	165	110	55	2,700		
12,900	13,000	490	380	275	220	170	110	60	2,750		

(三)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲							乙	丙		
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人				
13,000	13,100	500	395	285	225	175	115	65	10	2,810	115
13,100	13,200	505	400	290	230	180	120	65	15	2,870	119
13,200	13,300	515	410	300	235	180	125	70	20	2,920	122
13,300	13,400	525	415	305	240	185	130	75	20	2,980	126
13,400	13,500	530	425	315	240	190	130	80	25	3,030	129
13,500	13,600	540	435	325	245	195	135	85	30	3,090	133
13,600	13,700	545	440	330	250	200	140	85	35	3,140	136
13,700	13,800	555	450	340	255	200	150	90	40	3,210	140
13,800	13,900	565	455	345	260	205	155	95	40	3,260	144
13,900	14,000	570	465	355	260	210	155	100	45	3,320	149
14,000	14,100	580	475	365	265	215	160	105	50	3,380	153
14,100	14,200	585	480	370	270	220	165	105	55	3,430	157
14,200	14,300	595	490	380	275	220	170	110	60	3,490	161
14,300	14,400	605	495	385	280	225	175	115	60	3,540	165
14,400	14,500	610	505	400	290	230	175	120	65	3,600	169
14,500	14,600	620	515	410	295	235	180	125	70	3,660	173
14,600	14,700	625	520	415	305	240	185	125	75	3,720	177
14,700	14,800	640	530	425	315	240	190	130	80	3,770	181
14,800	14,900	650	535	430	320	245	195	135	80	3,830	185
14,900	15,000	655	545	440	330	250	195	140	85	3,880	189
15,000	15,100	670	555	450	335	255	200	150	90	3,940	193
15,100	15,200	685	560	455	345	260	205	150	95	4,000	198
15,200	15,300	700	570	465	355	260	210	155	100	4,050	202
15,300	15,400	715	575	470	360	265	215	160	100	4,110	206
15,400	15,500	730	585	480	370	270	215	165	105	4,170	210
15,500	15,600	750	595	490	375	275	220	170	110	4,230	214
15,600	15,700	765	600	495	385	280	225	170	115	4,280	218
15,700	15,800	780	610	505	400	290	230	175	120	4,340	222
15,800	15,900	795	615	510	405	295	235	180	120	4,390	226
15,900	16,000	810	625	520	415	305	235	185	125	4,440	230
16,000	16,100	830	640	530	420	310	240	190	130	4,500	234
16,100	16,200	845	645	535	430	320	245	190	135	4,550	238
16,200	16,300	860	655	545	440	330	250	195	140	4,600	242
16,300	16,400	880	665	550	445	335	255	200	140	4,660	247
16,400	16,500	895	680	560	455	345	255	205	150	4,720	251
16,500	16,600	915	695	570	460	350	260	210	155	4,770	255
16,600	16,700	930	710	575	470	360	265	210	160	4,820	259
16,700	16,800	945	730	585	480	370	270	215	165	4,870	263
16,800	16,900	960	745	590	485	375	275	220	165	4,930	267
16,900	17,000	975	760	600	495	385	280	225	170	4,980	271
17,000	17,100	995	775	610	500	395	285	230	175	5,030	275
17,100	17,200	1,010	790	615	510	405	295	230	180	5,080	279
17,200	17,300	1,025	810	625	520	415	300	235	185	5,150	283
17,300	17,400	1,040	825	635	525	420	310	240	185	5,200	287
17,400	17,500	1,055	840	645	535	430	320	245	190	5,250	292
17,500	17,600	1,075	855	655	540	435	325	250	195	5,300	296
17,600	17,700	1,090	870	660	550	445	335	250	200	5,360	300
17,700	17,800	1,105	895	675	560	455	340	255	205	5,400	304
17,800	17,900	1,125	910	695	565	460	350	260	205	5,450	308
17,900	18,000	1,140	925	710	575	470	360	265	210	5,500	312

(四)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲							乙	丙		
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人				
18,000	18,100	1,160	940	725	580	475	365	270	215	5,550	316
18,100	18,200	1,175	955	740	590	485	375	270	220	5,610	320
18,200	18,300	1,190	975	755	600	495	380	275	225	5,650	324
18,300	18,400	1,205	990	775	605	500	395	285	225	5,700	328
18,400	18,500	1,225	1,010	790	615	510	405	295	230	5,750	332
18,500	18,600	1,240	1,025	810	625	520	415	305	235	5,800	336
18,600	18,700	1,260	1,045	830	640	530	420	310	240	5,850	341
18,700	18,800	1,280	1,060	845	645	535	430	320	245	5,890	345
18,800	18,900	1,295	1,080	865	655	545	440	330	250	5,940	349
18,900	19,000	1,315	1,100	885	670	555	450	340	255	5,990	353
19,000	19,100	1,330	1,115	905	690	565	460	350	260	6,040	357
19,100	19,200	1,350	1,140	925	705	575	465	355	265	6,100	361
19,200	19,300	1,375	1,155	940	725	580	475	365	270	6,140	365
19,300	19,400	1,390	1,175	960	740	590	485	375	270	6,190	369
19,400	19,500	1,410	1,195	975	760	600	495	385	280	6,240	373
19,500	19,600	1,425	1,210	995	780	610	505	400	285	6,290	378
19,600	19,700	1,445	1,230	1,015	795	620	510	405	295	6,340	386
19,700	19,800	1,465	1,245	1,030	815	625	520	415	305	6,380	395
19,800	19,900	1,480	1,265	1,050	830	640	530	425	315	6,430	403
19,900	20,000	1,500	1,285	1,065	850	650	540	435	325	6,480	411
20,000	20,100	1,515	1,300	1,085	870	660	550	445	330	6,530	419
20,100	20,200	1,535	1,320	1,105	890	675	555	450	340	6,590	427
20,200	20,300	1,555	1,335	1,125	910	695	565	460	350	6,630	435
20,300	20,400	1,570	1,355	1,145	925	710	575	470	360	6,680	444
20,400	20,500	1,590	1,380	1,160	945	730	585	480	370	6,730	452
20,500	20,600	1,610	1,395	1,180	965	745	595	490	375	6,780	460
20,600	20,700	1,630	1,415	1,200	980	765	600	495	385	6,830	468
20,700	20,800	1,650	1,430	1,215	1,000	785	610	505	400	6,870	476
20,800	20,900	1,665	1,450	1,235	1,015	800	620	515	410	6,920	484
20,900	21,000	1,685	1,470	1,250	1,035	820	635	525	420	6,970	493
21,000	21,100	1,700	1,485	1,270	1,055	835	645	535	425	7,020	501
21,100	21,200	1,720	1,505	1,290	1,070	855	650	540	435	7,080	509
21,200	21,300	1,740	1,520	1,305	1,090	880	660	550	445	7,120	517
21,300	21,400	1,755	1,540	1,325	1,105	895	680	560	455	7,170	525
21,400	21,500	1,775	1,560	1,340	1,130	915	700	570	465	7,210	533
21,500	21,600	1,790	1,575	1,365	1,150	930	715	580	470	7,250	542
21,600	21,700	1,810	1,595	1,385	1,165	950	735	585	480	7,280	550
21,700	21,800	1,830	1,615	1,400	1,185	970	750				

(五)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲							乙	丙		
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人				
以上未満	税額							税額	税額		
23,000	23,100	2,065	1,855	1,640	1,425	1,205	990	775	605		
23,100	23,200	2,085	1,875	1,660	1,440	1,225	1,010	795	615		
23,200	23,300	2,110	1,890	1,675	1,460	1,245	1,025	810	625		
23,300	23,400	2,125	1,910	1,695	1,475	1,260	1,045	830	640		
23,400	23,500	2,145	1,930	1,710	1,495	1,280	1,065	845	650		
								7,780	664		
23,500	23,600	2,160	1,945	1,730	1,515	1,295	1,080	865	655		
23,600	23,700	2,180	1,965	1,750	1,530	1,315	1,100	890	670		
23,700	23,800	2,200	1,985	1,770	1,550	1,335	1,125	910	690		
23,800	23,900	2,220	2,005	1,790	1,570	1,355	1,145	930	710		
23,900	24,000	2,240	2,025	1,810	1,590	1,380	1,165	950	730		
								8,050	705		
24,000円		2,250	2,035	1,820	1,600	1,390	1,175	960	740		
								8,300	746		
24,000円を超える金額	のうち24,000円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額							8,300円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額	746円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額		
26,500円に満たない金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額							746円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額	746円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額		
26,500円		2,760	2,545	2,330	2,115	1,900	1,685	1,470	1,250		
								1,001			
26,500円を超える金額	26,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額							1,001円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額	1,001円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額		
32,500円に満たない金額	のうち26,500円を超える金額の23.483%に相当する金額を加算した金額							1,001円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額	1,001円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額		
32,500円		4,170	3,955	3,740	3,525	3,310	3,095	2,880	2,660		
								2,226			
32,500円を超える金額	32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額							2,226円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の23.483%に相当する金額を加算した金額	2,226円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の23.483%に相当する金額を加算した金額		
57,500円に満たない金額	のうち32,500円を超える金額の33.693%に相当する金額を加算した金額							2,226円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の23.483%に相当する金額を加算した金額	2,226円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の23.483%に相当する金額を加算した金額		

(六)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲							乙	丙		
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人				
以上未満	税額							税額	税額		
57,500円		12,595	12,380	12,165	11,950	11,735	11,520	11,305	11,085		
								21,980円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の45.945%に相当する金額を加算した金額	8,608円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の33.693%に相当する金額を加算した金額		
57,500円を超える金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額							のうち57,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額	のうち57,500円を超える金額の33.693%に相当する金額を加算した金額		
71,000円に満たない金額	のうち71,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額							71,000円	18,225		
71,000円		18,010	17,795	17,575	17,360	17,145	16,935	16,715			
								71,000円を超える金額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	71,000円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		
72,500円に満たない金額	のうち72,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額							72,500円	19,020		
72,500円		18,805	18,590	18,370	18,160	17,945	17,730	17,510			
								72,500円を超える金額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	72,500円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		
73,500円に満たない金額	のうち73,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額							73,500円	19,615		
73,500円		19,400	19,185	18,965	18,750	18,535	18,320	18,100			
								73,500円を超える金額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	73,500円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		
75,000円に満たない金額	のうち75,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額							75,000円	20,410		
75,000円		20,195	19,980	19,760	19,545	19,330	19,120	18,900			
								75,000円を超える金額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	75,000円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		
116,500円に満たない金額	のうち116,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額							116,500円			

(七)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙	丙		
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人				
以上未満	税額							税額	税額		
116,500円	37,360	37,145	36,930	36,710	36,495	36,280	36,070	35,850	28,486		
116,500円を超える金額	116,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額							28,486円に、 その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 116,500円を超える金額の 40.84%に相当する金額を 加算した金額	—		
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額											

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等(所得税法第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第百九十四条第五項に規定する国外居住親族((4)において「国外居住親族」という。)である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。)の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者(当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。)がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。)については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等(所得税法第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第百九十五条第五項の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。)の数に応じ、その申告された扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額)が、その求める税額である。

(2) その給与等が所得税法第百八十五条第一項第三号に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第三 令和8年1月1日以後の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (法第二十九条関係)

賞与の 金額に 乗ずべき 率	甲																		乙	
	扶養親族等の数																			
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	0人	1人	2人	
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																			
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	
0.000	%	千円 82千円未満	千円 107千円未満	千円 143千円未満	千円 181千円未満	千円 218千円未満	千円 251千円未満	千円 284千円未満	千円 317千円未満	千円	千円									
2.042	82	94	107	250	143	276	181	300	218	300	251	304	284	343	317	383				
4.084	94	260	250	289	276	321	300	354	300	387	304	412	343	438	383	463				
6.126	260	309	289	346	321	377	354	405	387	431	412	457	438	483	463	508				
8.168	309	342	346	373	377	400	405	424	431	452	457	479	483	505	508	529				
10.210	342	372	373	401	400	426	424	452	452	477	479	503	505	527	529	552				224千円未満
12.252	372	402	401	430	426	457	452	484	477	509	503	531	527	553	552	578				
14.294	402	433	430	463	457	492	484	517	509	540	531	564	553	589	578	614				
16.336	433	520	463	520	492	525	517	550	540	577	564	604	589	630	614	657				
18.378	520	605	520	621	525	636	550	651	577	666	604	681	630	697	657	708				
20.420	605	684	621	705	636	728	651	751	666	774	681	798	697	821	708	845	224	295		
22.462	684	715	705	739	728	764	751	788	774	813	798	838	821	862	845	887				
24.504	715	752	739	778	764	804	788	830	813	856	838	881	862	907	887	933				
26.546	752	795	778	821	804	848	830	876	856	903	881	930	907	957	933	985				
28.588	795	854	821	882	848	910	876	938	903	966	930	994	957	1,022	985	1,051				
30.630	854	922	882	952	910	983	938	1,013	966	1,044	994	1,074	1,022	1,104	1,051	1,135	295	527		
32.672	922	1,318	952	1,342	983	1,367	1,013	1,391	1,044	1,416	1,074	1,440	1,104	1,464	1,135	1,489				
35.735	1,318	1,521	1,342	1,526	1,367	1,526	1,391	1,538	1,416	1,555	1,440	1,555	1,464	1,555	1,489	1,583				
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693	1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788	527	1,118		
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590	2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717				
45.945	3,495千円以上	3,527千円以上	3,559千円以上	3,590千円以上	3,622千円以上	3,654千円以上	3,685千円以上	3,717千円以上	3,717千円以上								1,118千円以上			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 紙所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。)を控除した金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等(所得税法第八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第九十四条第五項に規定する国外居住親族(二において「国外居住親族」という。)である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。(二において同じ。)の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(二) (一)の場合において、紙所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者(当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。)がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(三) 紙所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。)については、(四)に該当する場合を除き、

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、第三項第一号イ(2)若しくはロ(2)又は第二号の規定により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受けける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもって、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

○財務省告示第百一十一号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百四十九号)第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件(平成二十四年三月財務省告示第百十六号)の一部を次のように改正し、令和八年一月一日以後に支払うべき法第二十九条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき同項に規定する給与等については、なお従前の例による。

令和七年四月三十日

財務大臣 加藤 勝信

本文第一項第三号中「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族」に改め、「扶養控除の額」の下に「若しくは特定親族特別控除の額」を加え、本文第一項第二号中「第二条第一項第三十四号の二」を「第二条第一項第三十四号の五」に、「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同号を同項第三号に規定し、同項第一号の次に次の一号を加える。

1 紙与所得者の扶養控除等申告書を提出した所得税法第二百八十九条第一項の居住者(以下)の号

において「対象居住者」と云ふ)の当該給与所得者の扶養控除等申告書に同法第二条第一項第三十号の五に規定する源泉控除対象親族(同法第八十四条の二第一項に規定する特定親族に限る。以下)の号において「源泉控除対象親族」と云ふ)である旨の記載がされた者(以下)の号において「対象者」と云ふ)が、他の者を、当該対象者の提出した同法第二百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書又は同法第二百九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として同法第二百八十五条第一項第一号若しくは第二号又は第二百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号の規定の適用を受ける場合には、当該対象者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていないものとする。

○厚生労働省告示第二百五十一号 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院 基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数(平成二十四年厚生労働省告示第六十五号)の一部を次の表のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年四月三十日

別表第一を次のようし改め。

別表第一		その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		給与所得控除の額	
以	上	以	下	上	下
	158,333	円以下	299,999	54,167円	6,667円
	158,334	円以上	549,999	36,667円	91,667円

(注) 紙与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とする。
同表第一中「扶養控除の額」の次に「又は特定親族特別控除の額」を並べ、「控除対象扶養親族」を同表第二のものに沿ふ。

別表第三

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		基 础 控 除 の 額	
以	上	以	下
	2,120,833	円以下	48,334円
	2,120,834	円以上	2,162,499円
	2,162,500	2,204,166	40,000円
	2,204,167	2,245,833	26,667円
	2,245,834	円以上	13,334円

別表第三

改 正 後

改 正

(傍線部分は改正部分)

別表第三

改 正

(傍線部分は改正部分)

都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅰ	救急補正係数	激変緩和係数
(略)						
30470	削除	削除				
(略)						
30761	削除	削除				
(略)						

○厚生労働省告示第一百五十二号
厚生労働大臣の定める評価療
準（平成二十年厚生労働省告示
令和七年四月三十日）

厚生労働大臣 福岡 資麿

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	
改	正
後	前
改	正
前	後
十一 削除 (略)	十一 シクロホスファミド静脈内投与及び自家末梢血幹細胞移植術の併用療法 全身性強皮症 (ステロイド又は少なくとも一種類のステロイド以外の免疫抑制剤に抵抗性を有するものに限る。)
十二～二十四 (略)	十二～二十四 (略)
二十五 削除	二十五 マルチプレックス遺伝子パネル検査 進行再発固形がん (非小細胞肺がん、乳がん、胃がん、大腸がん、膀胱がん又は胆道がんに限る。)
二十六～五十七 (略)	二十六～五十七 (略)
五十八 ギルテリニブ経口投与療法 進行再発非小細胞肺がん (ロルラチニブ経口投与療法が不忍受であるもの又はロルラチニブ経口投与療法に抵抗性を有するものであつて、ALK融合遺伝子陽性のものに限る。)	五十八 ギルテリニブ経口投与療法 進行再発非小細胞肺がん (ロルラチニブ経口投与療法が不忍受であるもの又はロルラチニブ経口投与療法に抵抗性を有するものであつて、ALK融合遺伝子陽性のものに限る。)

	改	正	後
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇 ^{けつ} 注入シリソジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射葉 (略)			
ロザノリキシズマブ 製剤 レブリキズマブ 製剤 (新設)	改	正	前

子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロビン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトロンボンブ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプロラミド製剤、プロトロンボンブ阻害剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプロラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、コボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレープチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼアルファ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュアルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C11-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製

子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロビン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトロンボンブ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプロラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、コボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレープチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼアルファ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュアルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C11-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製

○国土交通省告示第三百四十七号
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第一二二号）第七条第一項から第三項までの規定に基づき、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示を次のよう

に定める。

（略）

（点呼に使用する機器の種類）

第三条 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う

点呼に使用する機器は、次に掲げるものとする。

（点呼に使用する機器の種類）

一 （略）

三 （略）

（削る）

○国土交通省告示第三百四十七号
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第一二二号）第七条第一項から第三項までの規定に基づき、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示を次のよう

に定める。

（略）

（用語）

第一条 自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「輸送安全規則」という。）第七条第一項から第三項までの規定に基づき、事業用自動車の運行の業務に従事する運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に関し、その機能等の要件については、この告示の定めるところによる。

（用語）

第二条 この告示において使用する用語は、運輸規則及び輸送安全規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 業務前自動点呼 運輸規則及び輸送安全規則の規定に基づき、事業者が、機器を用いて、

三 事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して行う点呼をいう。

（略）

（用語）

第一条 自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「輸送安全規則」という。）第七条第一項から第三項までの規定に基づき、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に関し、その機能等の要件については、この告示の定めるところによる。

（用語）

第二条 この告示において使用する用語は、運輸規則及び輸送安全規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 （略）

二 業務前自動点呼 運輸規則及び輸送安全規則の規定に基づき、事業者が、機器を用いて、

三 完全子会社等 事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。）若しくは完全親会社（会社を完全子会社とする他の会社をいう。）又は当該事業者と完全親会社が同一である他の会社をいう。

（点呼に使用する機器の種類）

第三条 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う

点呼に使用する機器は、次に掲げるものとする。

（点呼に使用する機器の種類）

（略）

（用語）

第一条 チルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、バビナフスプ・アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ・アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド・アルファ・ボルヒアルロニダーゼ・アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤及びレブリキシズマブ製剤

（略）

（用語）

第一条 チルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、バビナフスプ・アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ・アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド・アルファ・ボルヒアルロニダーゼ・アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤

二 業務前自動点呼で使用する機器（以下「業務前自動点呼機器」という。）
三 業務後自動点呼で使用する機器（以下「業務後自動点呼機器」という。）
（遠隔点呼の実施）

第四条 遠隔点呼は、点呼を行う運行管理者等（運行管理者若しくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者をいう。以下同じ。）が属する自社営業所又は自社営業所の車庫と次に掲げるいずれかの場所（当該自社営業所と同一の事業及び種別である場合に限る。）との間（以下「遠隔点呼実施地点間」という。）において行うことができるものとする。

- 一 自社営業所又は自社営業所の車庫
- 二 他社営業所又は他社営業所の車庫
- 三 （略）

（遠隔点呼機器の機能の要件）

第五条 遠隔点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 遠隔点呼を行う運行管理者等が次に掲げる事項について、映像と音声の送受信により通話をすることができる方法によって、隨時明瞭に確認できる機能を有すること。

イ 二 （略）

二～四 （略）

五 遠隔点呼を行う運行管理者等が、遠隔点呼を受ける運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を、平時と比較して確認できる機能を有すること。

六・七 （略）

八 遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次のイから二までに掲げる事項を電磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するとともに、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ 業務前の遠隔点呼に係る事項

- （1）遠隔点呼を行つた運行管理者等の氏名
（略）
- （2）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- （3）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （4）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （5）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （6）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （7）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （8）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （9）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （10）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （11）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （12）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （13）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （14）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等

- （1）業務後の遠隔点呼に係る事項
（略）
- （2）業務後の遠隔点呼を行つた運行管理者等の氏名
- （3）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- （4）（11）（略）

二 業務後自動点呼で使用する機器（以下「自動点呼機器」という。）
（新設）
（遠隔点呼の実施）

第四条 遠隔点呼は、点呼を行う運行管理者等がいる自社営業所又は自社営業所の車庫と次に掲げるいずれかの場所との間（以下「遠隔点呼実施地点間」という。）において行うことができるものとする。

- 一 自社営業所又は当該営業所の車庫
- 二 完全子会社等の営業所又は当該営業所の車庫
- 三 （略）

（遠隔点呼機器の機能の要件）

第五条 遠隔点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 遠隔点呼を行う運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が次に掲げる事項について、映像と音声の送受信により通話をすることができる方法によって、隨時明瞭に確認できる機能を有すること。

イ 二 （略）

二～四 （略）

五 遠隔点呼を行う運行管理者等が、遠隔点呼を受ける運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を、平常時と比較して確認できる機能を有すること。

六・七 （略）

八 遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次のイから二までに掲げる事項を電磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するとともに、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ 業務前の遠隔点呼に係る事項

- （1）遠隔点呼を行つた者の氏名
（略）
- （2）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （3）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （4）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （5）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （6）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （7）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （8）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （9）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （10）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （11）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （12）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （13）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- （14）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等

- （1）業務後の遠隔点呼に係る事項
（略）
- （2）業務後の遠隔点呼を行つた者の氏名
- （3）遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- （4）（11）（略）

八 運輸規則第二十四条第三項の規定による業務中の遠隔点呼に係る事項

(1) 遠隔点呼を行つた運行管理者等の氏名
(略)

(2) (1) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

(4) (10) (略)

二 輸送安全規則第七条第三項の規定による業務中の遠隔点呼に係る事項

(1) 遠隔点呼を行つた運行管理者等の氏名
(略)

(2) (1) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

(4) (8) (略)

(9) 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対し伝える指示事項

(10) (11) (略)

九・十 (略)

(1) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

(4) (8) (略)

(9) 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対し伝える指示事項

(10) (11) (略)

九・十 (略)

(1) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等

(4) (8) (略)

(9) 運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項

(10) (11) (略)

(遠隔点呼実施時の遵守事項)

第七条 事業者及び運行管理者等は、遠隔点呼を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) (4) (略)

五 遠隔点呼を行う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者等の属する営業所の運行管理者等に連絡すること。

六 前号の場合にあつては、事業者は、遠隔点呼を行う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した運転者等の属する営業所において、代替措置を講じること。

所において、代替措置を講じることができる体制を整えること。

(略)

八 他の事業者との間で遠隔点呼を行う場合は、当該遠隔点呼の実施に当たり、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三十五条第一項又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二十九条第一項(第三十五条第六項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む)の許可を要する受託契約について、事業者と当該他の事業者との間において、あらかじめ当該許可を受けていること。

九 (略)

十 事業者(旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者等に限る。)は、遠隔点呼の実施に必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記すること。

十一 事業者は、前号の事項について、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

十二 と。 (略)

八 運輸規則第二十四条第三項の規定による業務中の遠隔点呼に係る事項

(1) 遠隔点呼を行つた者の氏名
(略)

(2) (1) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等

(4) (10) (略)

二 輸送安全規則第七条第三項の規定による業務中の遠隔点呼に係る事項

(1) 遠隔点呼を行つた者の氏名
(略)

(2) (1) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

(4) (8) (略)

(9) 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対し伝える指示事項

(10) (11) (略)

(遠隔点呼実施時の遵守事項)

第七条 事業者及び運行管理者等は、遠隔点呼を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) (4) (略)

五 遠隔点呼を行う運行管理者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者等の属する営業所の運行管理者等に連絡すること。

六 前号の場合にあつては、事業者は、遠隔点呼を行う運行管理者が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した運転者等の属する営業所において、代替措置を講じること。

所において、代替措置を講じることができる体制を整えること。

(略)

八 完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合は、必要に応じ、事業者及び完全子会社等の間において、遠隔点呼の実施に必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記すること。

九 (略)

十 事業者は、遠隔点呼の実施に必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記することとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

(新設)

十一 (略)

(自動点呼の実施)

第八条 業務前自動点呼及び業務後自動点呼（以下「自動点呼」という。）は、次に掲げる場所において、自動点呼を受けようとする運転者等の属する営業所の運行管理者等が当該運転者等に対し行うことができるものとする。

一 (略)

二 運転者等が自動点呼を受けようとする場所が当該運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫でない場合にあつては、当該業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所

(自動点呼機器の機能の要件)

一 業務前自動点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

第二十号に掲げる業務前自動点呼に必要な事項の確認、判断及び記録を実施できる機能を有すること。

二 運行管理者等が、運転者等ごとの業務前自動点呼の実施予定及び当該業務前自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名を入力でき、当該業務前自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。

三 業務前自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務前自動点呼を開始する機能を有すること。

四 運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、業務前自動点呼が開始された後に、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。

五 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。

六 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中止する機能を有すること。

七 運転者による健康状態測定機能（運転者の体温及び血圧を測定する機能をいう。以下同じ。）の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、健康状態測定機能が作動する機能を有すること。ただし、第三号又は第四号の生体認証符号等による識別の直後に健康状態測定機能を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができます。

八 健康状態測定機能による測定値と運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値の差異を自動的に記録及び保存する機能を有するとともに、測定値の有効時間を設定することができ、当該有効時間を経過した測定値は無効として再測定を求める機能を有すること。

九 運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無に係る申告の結果を記録及び保存する機能を有すること。

(業務後自動点呼の実施)

第八条 業務後自動点呼は、次に掲げる場所において、業務後自動点呼を受けようとする運転者等の属する営業所の運行管理者等が当該運転者等に対し行うことができるものとする。

一 (略)

二 運転者等が従事する運行の業務を終了した場所が当該運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫でない場合にあつては、当該業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所

(自動点呼機器の機能の要件)

(新設)

- 十 前二号の結果から安全な運転をすることができないおそれの有無について自動で判定を行う機能を有すること。この場合において、第八号に基づく判定の基準については、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者ごとに設定することができる機能を有すること。
- 十一 前号の結果、安全な運転をすることができないおそれがあると判定された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有すること。
- 十二 前号により業務前自動点呼が中断された場合には、運行管理者等が同号の判定に至った内容を確認し、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運行の安全を確保することができると判断した場合に限り、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が業務前自動点呼を再開することができる機能を有し、業務前自動点呼が再開された旨、自動的に記録及び保存する機能を有すること。

- 十三 前号の機能により業務前自動点呼を再開する場合において、生体認証符号等による識別が行われた場合に限り、業務前自動点呼を中断した時点から再開することができる機能を有すること。

- 十四 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果を記録及び保存する機能を有すること。

- 十五 特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果を記録及び保存する機能を有すること。

- 十六 前二号の結果、異常が認められた場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中止する機能を有すること。

- 十七 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対し伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。

- 十八 第二十号に掲げる業務前自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされた場合は、業務前自動点呼が完了した旨を運転者等が明瞭に確認することができる表示がなされる機能を有し、当該確認、判断及び記録がなされない場合又は故障が生じている場合には、業務前自動点呼を完了することができない機能を有すること。

- 十九 運転者等ごとに業務前自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該実施予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。

- 二十 業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。
- イ 業務前自動点呼に責任を負う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名
- ロ 業務前自動点呼を受けた運転者等の氏名

- ハ 業務前自動点呼を受けた運転者等が從事しようとする運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

- 二 業務前自動点呼の実施日時
- ホ 点呼の方法
- ヘ 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無

ト 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画

リ 第八条第二号に掲げる場所において業務前自動点呼を行う場合にあつては、運転者等が点呼を受けた場所

チ 運転者等が業務前自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画

者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値の差異

ル 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運行をすることができないおそれの有無についての確認の結果

ヲ 運転者にあつては、道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果

ワ 特定自動運行保安員にあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果

力 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対し伝える指示事項

ヨ 業務前自動点呼を中断し、再開した場合にあつては、当該中断に至った判定結果及び再開の判断を行った運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名

タ 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が、当該運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合の理由及び代替措置の内容

レ その他必要な事項

二十一 業務前自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。

二十二 電磁的方法により記録された第二十号に掲げる事項及び前号の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された第二十号に掲げる事項及び前号の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。

二十三 電磁的方法により記録された第二十号に掲げる事項（ト及びチを除く。）及び第二十一号の記録について、業務前自動点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。

一 業務後自動点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

二 運行管理者等が、運転者等との業務後自動点呼の実施予定及び当該業務後自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名を入力でき、当該業務後自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。

三 （略）

四 運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、業務後自動点呼が開始された後に、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前号の生体認証符号等によつたし、前号の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。

五 （略）

第九条

自動点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 （略）

二 運行管理者等が、運転者等との業務後自動点呼の実施予定及び当該業務後自動点呼に責任を持つ運行管理者の氏名を入力でき、当該業務後自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。

三 （略）

四 運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前号の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。

五 （略）

六 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務後自動点呼を中止する機能を有すること。

七 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況及び交替する運転者等に対する通告について、運転者等が報告した内容を電磁的方法により記録し、運行管理者等が確認できる機能を有すること。

八 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。

九 (略)

十 運転者等ごとに業務後自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該実施予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。

十一 業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ 業務後自動点呼に責任を負う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名

ロ (略)

ハ 業務後自動点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

二二 (略)

十二 業務後自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。

十三 (略)

十四 電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項（ト及びチを除く。）及び第十二号の記録について、業務後自動点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。

(自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件)

第十一条 業務前自動点呼機器又は業務後自動点呼機器を設置する施設及び環境は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 なりすまし、アルコール検知器及び健康状態測定機能に係る機器の不正使用並びに第八条各号に掲げる場所以外で自動点呼が行われることを防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が自動点呼を受ける運転者等の全身を自動点呼の実施中又は終了後に明瞭に確認する機能を有すること。

二 自動点呼が途絶しないために必要な通信環境を備えていること。

(自動点呼実施時の遵守事項)

一 事業者（旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者等に限る。）は、業務前自動点呼の運用に關し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記すること。

二 事業者は、前号の事項について、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

三 事業者は、業務前自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者等、運転者等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。

六 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務後自動点呼を完了することができない機能を有すること。

七 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況及び交替する運転者等に対する通告について、運転者等が口頭で報告した内容を電磁的方法により記録し、運行管理者等が確認できる機能を有すること。

八 運行管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。

九 (略)

十 運転者等ごとに業務後自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。

十一 業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ 業務後自動点呼に責任を負う運行管理者の氏名

ロ (略)

ハ 業務後自動点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は当該事業用自動車を識別できる記号、番号等

二二 (略)

十二 自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。

十三 (略)

十四 電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項及び第十二号の記録について、自動点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。

(自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件)

第十一条 なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び第八条各号に掲げる場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が業務後自動点呼を受ける運転者等の全身を業務後自動点呼の実施中又は終了後に明瞭に確認することができるること。

(業務後自動点呼実施時の遵守事項)

(新設)

四 事業者は、第八条第一号に掲げる場所において業務前自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務前自動点呼が行われることを防止するため、業務前自動点呼機器が業務前自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。

五 事業者は、業務前自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。

六 運行管理者等は、運転者等ごとに、あらかじめ業務前自動点呼の実施予定を業務前自動点呼機器に入力し、業務前自動点呼の実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。

七 業務前自動点呼の実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

八 事業者は、運転者等が携行品を確実に携行したことを確認できる体制を整備すること。

九 事業者は、運行管理者等及び運転者等の間で早急に報告する必要がある事項については、業務前自動点呼の実施にかかるわらず、両者間で速やかに報告がなされるよう指導すること。

十 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十一 運転者が安全な運転をすることができないおそれがあると業務前自動点呼機器によって判定された場合は、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十二 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果に異常が認められた場合、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十三 特定自動運行保安員に対して点呼を行うにあたっては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果に異常が認められた場合に、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十四 業務前自動点呼機器の故障等により業務前自動点呼を行うことが困難となつた場合に、業務前自動点呼を受けける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。

十五 事業者は、運転者等（以下この号において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等や健康状態に係る測定結果等の取扱いについて、あらかじめ、対象者の同意を得ること。

十六 業務前自動点呼を行う運行管理者等は、第八条第二号に掲げる場所において運転者等が業務前自動点呼を受ける場合にあつては、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で業務前自動点呼を受けていることを、当該業務前自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認すること。

二 事業者及び運行管理者等は、業務後自動点呼を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 事業者（旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者等に限る。）は、業務後自動点呼の運用に關し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記すること。

二 事業者は、前号の事項について、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

第十一條 事業者及び運行管理者等は、業務後自動点呼を行うにあたっては、次に掲げる事項を

遵守しなければならない。

一 事業者は、業務後自動点呼の運用に關し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記することとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

（新設）

三 事業者は、業務後自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者等、運転者等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。

四 事業者は、第八条第一号に掲げる場所において業務後自動点呼を行なう場合には、当該場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、業務後自動点呼機器が業務後自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。

五 事業者は、業務後自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。

六 運行管理者等は、運転者等ごとに、あらかじめ業務後自動点呼の実施予定を業務後自動点呼機器に入力し、業務後自動点呼の実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。

七・八 (略)

九 事業者は、運行管理者等及び運転者等の間で早急に報告する必要がある事項については、業務後自動点呼の実施にかかるまで速やかに報告がなされるよう指導すること。

十 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十一 業務後自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難となつた場合には、業務後自動点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。

十二 事業者は、運転者等(以下この号において「対象者」という。)の識別に必要な生体認証(符号等)の取扱いについて、あらかじめ、対象者の同意を得ること。

十三 (略)

この告示は、公布の日から施行する。

そ の 他 告 示

○デジタル庁告示第五号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

一 令和六年度東京都立川市物価高騰対応重点支援給付金(三万円給付)(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度立川市一般会計補正予算における、東京都立川市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)

二 令和六年度東京都国立市住民税均等割のみ課税世帯対象臨時給付金(令和七年支給分)(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度国立市一般会計補正予算における、東京都国立市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)

三 令和七年度東京都東大和市子育て応援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度東大和市一般会計補正予算における、東京都東大和市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)

四 令和六年度神奈川県綾瀬市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金(追加分)(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度綾瀬市一般会計補正予算における、神奈川県綾瀬市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)

二 事業者は、自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者、運転者等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。

三 事業者は、第八条第一号に掲げる場所において業務後自動点呼を行なう場合には、当該場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、業務後自動点呼用いる自動点呼機器が業務後自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。

四 事業者は、自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。

五 事業者は、運転者等との業務後自動点呼の実施予定及び実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。

六 運行管理者等に対し早急に報告する必要がある事項については、業務後自動点呼の実施にかかるまで速やかに報告がなされるよう指導すること。

七・八 (略)

九 事業者は、運転者等から運行管理者等に対し速やかに報告するよう指導すること。

十 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十一 自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難となつた場合には、業務後自動点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。

十二 事業者は、運転者等(以下この号において「対象者」という。)の識別に必要な生体認証(符号等)の取扱いについて、あらかじめ、対象者の同意を得ること。

十三 (略)

十四 令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯給付)(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度南魚沼市一般会計補正予算における、新潟県南魚沼市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)

十五 令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金(子育て世帯加算分)(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度南魚沼市一般会計補正予算における、新潟県南魚沼市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)

十六 令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金(子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)

十七 令和六年度新潟県南魚沼市福祉灯油油購入費助成金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度南魚沼市一般会計補正予算における、新潟県南魚沼市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。)

十八 令和六年度京都府長岡市生活応援給付金(五千円給付)(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度長岡市一般会計補正予算における、京都府長岡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。)

十九 令和六年度長崎県大村市価格高騰重点支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度大村市一般会計補正予算における、長崎県大村市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)

二十 令和六年度沖縄県石垣市物価高騰対策臨時給付金(非課税世帯等給付金・こども加算)(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度石垣市一般会計補正予算における、沖縄県石垣市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)

この告示は、公布の日から適用する。

附 則

○デジタル庁 告示第十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣

村上誠一郎

総務省大臣

林芳正

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣

村上誠一郎

総務省大臣

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣

内閣総理大臣臨時代理

三 令和七年度東京都東大和市子育て応援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度東大和市一般会計補正予算における、東京都東大和市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報)をいう。以下同じ。児童手当関係情報(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当及び旧特例給付(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)手当及び児童手当)の支給をいう。)の支給に関する情報をいう。以下同じ。児童扶養手当の支給に関する情報(令和六年法律第七十三号による改正附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前児童手当附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報をいう。以下同じ。公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和六年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

四 令和六年度神奈川県綾瀬市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金(追加分)(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度綾瀬市一般会計補正予算における、神奈川県綾瀬市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

五 令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯給付)(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度南魚沼市一般会計補正予算における、新潟県南魚沼市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

六 令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金(子育て世帯加算分)(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度南魚沼市一般会計補正予算における、新潟県南魚沼市から、低所得者子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

七 令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援特別給付金(令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て世帯生活支援特別給付金(令和五年法律第四十二号)第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

八 令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援特別給付金(令和五年法律第四十二号)第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金(令和五年法律第四十二号)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

九 令和六年度新潟県南魚沼市一般会計補正予算における、新潟県南魚沼市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

十 令和六年度長岡市一般会計補正予算における、京都府長岡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

令和6年度長崎県大村市価格高騰重点支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和6年度大村市一般会計補正予算における、長崎県大村市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和5年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和5年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和6年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和6年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する事務

令和6年度沖縄県石垣市物価高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・こども加算）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和6年度石垣市一般会計補正予算における、沖縄県石垣市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和5年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和5年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和6年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和6年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する事務

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁告示第十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報）を次のように定める。

令和7年4月30日

事務

務

情 報

三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報）を次のように定める。

令和7年4月30日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 林 芳正
総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報）を次のように定める。

令和7年4月30日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 林 芳正
総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報）を次のように定める。

令和7年4月30日

四

令和6年度長崎県大村市価格高騰重点支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和6年度大村市一般会計補正予算における、長崎県大村市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和5年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和5年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和6年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和6年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する事務

令和6年度沖縄県石垣市物価高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・こども加算）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和6年度石垣市一般会計補正予算における、沖縄県石垣市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和5年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和5年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和6年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する事務

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁告示第十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報）を次のように定める。

令和7年4月30日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 林 芳正
総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報）を次のように定める。

令和7年4月30日

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数 (kHz)	送信時刻	本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに送信時刻	○総務省告示第一百五十八号	令和七年四月三十日	第一次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定を次のように改正する。	改	正	後
				一 本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに送信時刻	○総務省告示第一百五十八号	令和七年四月三十日	第一次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定を次のように改正する。	改	正	後
A三E 五、九三五	A三E 五、九二〇	電波の型式及び周波数 (kHz)	送信時刻	電波の型式及び周波数 (kHz)	○総務省告示第一百五十八号	令和七年四月三十日	第一次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定を次のように改正する。	改	正	後

無線局の名称		附則							
同上									
呼出名称		改							
電波の型式及び周波数(kHz)		正							
A三E 六〇九五五		前							
送信時刻(中央標準時による。)									
この告示は、公布の日から適用する。		年総務省告示第八号(本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件)の 破線で囲んだ部分のよう改める。							
総務大臣 村上誠一郎									

○財務省告示第二百四十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六六十八号）第四条第六項第一号に規定する中途償還金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名帳等を明表のとおり告白する。

令和七年四月三十日

(別表

国 債 の 名 称	記 号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・3年）	第143回	135,560,000円	135,506,012円
"	第144回	147,310,000円	147,251,342円
"	第145回	171,550,000円	171,481,680円
"	第146回	268,540,000円	268,433,048円
"	第147回	933,480,000円	933,108,134円
"	第148回	418,700,000円	418,533,216円
"	第149回	313,140,000円	313,015,292円
"	第150回	319,850,000円	319,722,606円
"	第151回	733,400,000円	733,107,838円

備考 表中の「」の記載は注記である

[11 回上]

"	第152回	127,350,000円	127,299,288円
"	第153回	251,000,000円	250,900,036円
"	第154回	150,910,000円	150,849,900円
"	第155回	227,910,000円	227,819,224円
"	第156回	357,370,000円	357,227,660円
"	第157回	422,780,000円	422,611,612円
"	第158回	653,660,000円	653,399,640円
"	第159回	186,440,000円	186,365,756円
"	第160回	174,470,000円	174,400,719円
"	第161回	274,860,000円	274,662,932円
"	第162回	256,340,000円	255,951,917円
"	第163回	428,980,000円	428,809,126円
"	第164回	282,060,000円	281,947,658円

”	第165回	514,580,000円	514,375,058円
”	第166回	15,000,000円	14,980,358円
”	第168回	3,500,000円	3,493,054円
”	第169回	1,300,000円	1,297,115円
”	第170回	7,000,000円	6,986,821円
”	第171回	1,000,000円	998,806円
”	第172回	50,200,000円	50,110,884円
”	第174回	5,000,000円	4,993,825円
”	第175回	20,000,000円	19,980,932円
”	第176回	2,000,000円	1,998,574円
”	第177回	32,330,000円	32,327,379円
個人向け利付国庫債券（固定・5年）	第109回	40,000,000円	39,984,064円
”	第110回	13,520,000円	13,514,618円
”	第111回	66,900,000円	66,873,352円
”	第112回	92,200,000円	92,163,282円
”	第113回	100,550,000円	100,509,956円
”	第114回	128,670,000円	128,618,754円
”	第115回	137,400,000円	137,345,272円
”	第116回	120,090,000円	120,042,166円
”	第117回	273,400,000円	273,291,112円
”	第118回	302,020,000円	301,899,698円
”	第119回	391,290,000円	391,134,140円
”	第120回	130,830,000円	130,777,892円
”	第121回	249,440,000円	249,340,640円
”	第122回	202,500,000円	202,419,332円
”	第123回	229,010,000円	228,918,782円
”	第124回	262,670,000円	262,565,380円
”	第125回	298,760,000円	298,641,012円
”	第126回	315,450,000円	315,324,350円

”	第127回	170,650,000円	170,582,028円
”	第128回	153,780,000円	153,718,752円
”	第129回	303,360,000円	303,239,172円
”	第130回	357,920,000円	357,777,432円
”	第131回	307,080,000円	306,957,690円
”	第132回	239,450,000円	239,354,626円
”	第133回	227,450,000円	227,359,398円
”	第134回	133,260,000円	133,206,928円
”	第135回	219,750,000円	219,662,470円
”	第136回	114,150,000円	114,104,542円
”	第137回	232,170,000円	232,077,530円
”	第138回	200,640,000円	200,560,076円
”	第139回	194,090,000円	194,012,692円
”	第140回	95,950,000円	95,911,788円
”	第141回	378,500,000円	378,288,958円
”	第142回	1,053,540,000円	1,052,029,058円
”	第143回	1,212,040,000円	1,210,591,436円
”	第144回	973,760,000円	972,363,458円
”	第145回	824,490,000円	823,570,342円
”	第146回	507,690,000円	507,326,000円
”	第147回	415,410,000円	415,211,426円
”	第148回	138,830,000円	138,774,708円
”	第149回	1,152,740,000円	1,151,454,176円
”	第150回	745,600,000円	744,355,917円
”	第151回	1,661,560,000円	1,657,190,886円
”	第152回	2,574,290,000円	2,565,674,726円
”	第153回	1,748,690,000円	1,745,206,525円
”	第154回	1,608,090,000円	1,605,783,650円
”	第155回	3,694,130,000円	3,686,768,758円

”	第156回	5,000,000円	4,986,103円
”	第157回	11,000,000円	10,968,720円
”	第158回	9,000,000円	8,972,678円
”	第159回	1,300,000円	1,295,744円
”	第160回	31,500,000円	31,404,010円
”	第161回	1,200,000円	1,197,718円
”	第162回	13,200,000円	13,171,790円
”	第163回	20,300,000円	20,263,508円
”	第164回	19,000,000円	18,971,103円
”	第165回	5,000,000円	4,994,068円
”	第166回	8,000,000円	7,993,145円
”	第167回	68,780,000円	68,773,292円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第61回	27,030,000円	26,921,246円
”	第62回	30,910,000円	30,765,924円
”	第63回	61,530,000円	61,248,097円
”	第64回	165,870,000円	165,129,846円
”	第65回	66,840,000円	66,555,847円
”	第66回	86,700,000円	86,389,126円
”	第67回	69,220,000円	68,941,484円
”	第68回	31,200,000円	31,054,570円
”	第69回	192,330,000円	191,448,798円
”	第70回	125,380,000円	124,820,520円
”	第71回	103,730,000円	103,332,549円
”	第72回	150,500,000円	149,960,360円
”	第73回	89,250,000円	88,890,877円
”	第74回	52,980,000円	52,733,046円
”	第75回	42,090,000円	41,897,171円
”	第76回	28,710,000円	28,581,903円
”	第77回	90,350,000円	89,959,313円

”	第78回	138,950,000円	138,451,774円
”	第79回	56,420,000円	56,192,990円
”	第80回	100,490,000円	100,021,573円
”	第81回	198,220,000円	197,311,810円
”	第82回	212,160,000円	211,213,311円
”	第83回	445,200,000円	443,427,099円
”	第84回	137,030,000円	136,538,666円
”	第85回	75,460,000円	75,156,365円
”	第86回	86,150,000円	85,748,422円
”	第87回	225,710,000円	224,675,852円
”	第88回	99,350,000円	98,906,696円
”	第89回	82,840,000円	82,477,837円
”	第90回	208,950,000円	208,200,777円
”	第91回	113,420,000円	112,963,619円
”	第92回	89,340,000円	88,923,552円
”	第93回	143,070,000円	142,414,495円
”	第94回	69,860,000円	69,548,283円
”	第95回	178,570,000円	177,806,277円
”	第96回	241,990,000円	241,122,300円
”	第97回	208,900,000円	208,059,407円
”	第98回	239,320,000円	238,204,419円
”	第99回	170,310,000円	169,529,692円
”	第100回	328,620,000円	327,153,612円
”	第101回	342,070,000円	340,610,303円
”	第102回	140,810,000円	140,305,113円
”	第103回	284,670,000円	283,524,519円
”	第104回	189,620,000円	188,736,099円
”	第105回	324,710,000円	323,222,248円
”	第106回	186,610,000円	185,777,318円

”	第107回	527,510,000円	525,342,025円
”	第108回	530,490,000円	528,587,811円
”	第109回	475,450,000円	473,536,801円
”	第110回	797,700,000円	793,981,493円
”	第111回	397,960,000円	396,136,637円
”	第112回	508,070,000円	505,802,858円
”	第113回	510,700,000円	508,554,297円
”	第114回	578,020,000円	575,947,375円
”	第115回	322,760,000円	321,461,240円
”	第116回	573,140,000円	570,468,309円
”	第117回	435,310,000円	433,315,521円
”	第118回	664,390,000円	661,425,301円
”	第119回	453,530,000円	451,635,388円
”	第120回	816,730,000円	813,801,425円
”	第121回	34,780,000円	34,640,061円
”	第122回	107,620,000円	107,118,335円
”	第123回	74,840,000円	74,497,111円
”	第124回	73,910,000円	73,580,205円
”	第125回	74,550,000円	74,235,647円
”	第126回	327,220,000円	326,046,689円
”	第127回	233,180,000円	232,241,725円
”	第128回	270,040,000円	268,781,228円
”	第129回	260,760,000円	259,565,282円
”	第130回	171,310,000円	170,545,598円
”	第131回	323,910,000円	322,594,948円
”	第132回	642,000,000円	639,697,988円
”	第133回	362,620,000円	361,160,849円
”	第134回	203,120,000円	202,173,168円
”	第135回	263,640,000円	262,432,095円

”	第136回	250,140,000円	249,023,834円
”	第137回	239,240,000円	238,242,508円
”	第138回	335,110,000円	333,908,402円
”	第139回	485,430,000円	483,476,629円
”	第140回	385,800,000円	384,001,598円
”	第141回	415,350,000円	413,446,976円
”	第142回	952,950,000円	948,697,673円
”	第143回	889,950,000円	886,215,183円
”	第144回	843,680,000円	840,654,823円
”	第145回	951,210,000円	947,382,341円
”	第146回	1,500,880,000円	1,493,883,614円
”	第147回	1,602,070,000円	1,594,729,605円
”	第148回	984,610,000円	980,216,417円
”	第149回	673,710,000円	670,876,733円
”	第150回	947,860,000円	944,461,270円
”	第151回	842,320,000円	838,930,523円
”	第152回	568,510,000円	565,859,911円
”	第153回	708,180,000円	704,935,293円
”	第154回	1,397,890,000円	1,391,652,256円
”	第155回	984,630,000円	980,542,137円
”	第156回	1,367,570,000円	1,362,666,281円
”	第157回	1,085,880,000円	1,081,510,440円
”	第158回	856,990,000円	852,995,166円
”	第159回	3,122,760,000円	3,108,451,984円
”	第160回	778,240,000円	774,767,343円
”	第161回	1,468,250,000円	1,462,138,081円
”	第162回	991,630,000円	988,083,675円
”	第163回	1,972,090,000円	1,964,154,280円
”	第164回	1,510,950,000円	1,503,906,713円

○農林水産省告示第六百七十四号	第165回	1,293,970,000円	1,288,041,308円
農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第二項の規定に基づき、協同農業普及事業の運営に関する指針（令和二年農林水産省告示第千六百九十三号）は、廃止する。	第166回	1,633,150,000円	1,625,862,422円
第一 基本的な考え方	第167回	5,237,310,000円	5,214,345,217円
協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員（第三の二の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）を置き、直接農業者に接して農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展や農村の振興等を図るものである。本事業は、これまで時代の変化に合わせて様々な農政上の課題に対応して実施され、成果を挙げてきた。	第168回	7,000,000円	6,968,526円
一方、今後、我が国の食料・農業・農村については、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、国内人口の減少に伴う国内需要の減少や高齢者の引退による農業従事者の大幅な急減など、これまで経験したことのない課題に直面していくこととなる。	第169回	28,400,000円	28,284,299円
現在、社会全体が急速に変化し、「変動性」「不確実性」「複雑性」が取り巻く時代の中で、あらゆる事態を想定し、国民に食料を安定的に供給し、「変動性」「不確実性」「複雑性」の結びつきの構築等を通じた食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の下、農業の生産性向上と持続可能性の両立や農村社会の維持という難しい社会課題を克服しなければならない。	第170回	3,000,000円	2,987,599円
として、農業者と地域の関係者、その他の食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）との結びつきの構築等を通じて、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすことが必要である。	第171回	1,200,000円	1,195,367円
合 計	第172回	16,000,000円	15,938,385円
○農林水産省告示第六百七十四号	第173回	8,000,000円	7,979,680円
農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第二項の規定に基づき、協同農業普及事業の運営に関する指針（令和二年農林水産省告示第千六百九十三号）は、廃止する。	第174回	200,000円	199,499円
第一 基本的な考え方	第175回	7,300,000円	7,285,202円
協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員（第三の二の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）を置き、直接農業者に接して農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展や農村の振興等を図るものである。本事業は、これまで時代の変化に合わせて様々な農政上の課題に対応して実施され、成果を挙げてきた。	第179回	147,150,000円	147,135,755円
令和七年四月三十日		88,319,870,000円	88,043,615,734円

官報

農林水産大臣 江藤 拓	1 担い手の育成・確保
協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第二項の規定に基づき、協同農業普及事業の運営に関する指針（令和二年農林水産省告示第千六百九十三号）は、廃止する。	2 スマート農業技術、農業支援サービスの活用等による農業の生産性向上と生産基盤の強化
第一 基本的な考え方	3 気候変動に対する適応策の推進、営農活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減、総合防除等による化学農薬使用量（リスク換算）の低減、化学肥料の適正利用等を通じた使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大等「みどりの食料システム戦略」（令和三年五月十二日みどりの食料システム戦略本部決定）において掲げられた目標の実現等に向けた新たな技術導入の取組を推進する。
協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員（第三の二の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）を置き、直接農業者に接して農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展や農村の振興等を図るものである。本事業は、これまで時代の変化に合わせて様々な農政上の課題に対応して実施され、成果を挙げてきた。	4 食料の安定供給の確保
一方、今後、我が国の食料・農業・農村については、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、国内人口の減少に伴う国内需要の減少や高齢者の引退による農業従事者の大幅な急減など、これまで経験したことのない課題に直面していくこととなる。	5 農村の振興
現在、社会全体が急速に変化し、「変動性」「不確実性」「複雑性」が取り巻く時代の中で、あらゆる事態を想定し、国民に食料を安定的に供給し、「変動性」「不確実性」「複雑性」の結びつきの構築等を通じた食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の下、農業の生産性向上と持続可能性の両立や農村社会の維持という難しい社会課題を克服しなければならない。	6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応
として、農業者と地域の関係者、その他の食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）との結びつきの構築等を通じて、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすことが必要である。	被災地における営農再開に向けた支援等、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組を推進する。

また、普及指導員がその特性を十分に發揮するためには、普及指導に係る業務に必要となる資質を有する職員を継続的に育成・確保するとともに、国と都道府県とが、協同で実施する事業として十分に連携・情報共有を図り、それぞれの役割を果たすことが重要である。協同農業普及事業において、国は事業全体の効果的かつ効率的な実施のための取組や普及指導員の全般的な資質の確保及び向上等の役割を担い、一方、都道府県は地域の実情に即した普及指導体制の構築や普及指導員の実践的な資質向上、普及指導活動の推進、就農促進に資する研修教育の提供等の役割を担っている。国及び都道府県は、こうした役割を認識し、今後の協同農業普及事業の運営を行ふものとする。

第二 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

一 基本的な課題

協同農業普及事業は、国の施策の展開方向及び地域農業の状況に鑑み、公的機関が担うべき役割を踏まえ、次に掲げる課題を基本とする。

1 担い手の育成・確保

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）に位置付けられた担い手の育成・確保に向けた取組を推進する。その際、特に経営管理能力の向上に向けた指導、地域の農業者に対する農作業安全に関する研修の推進を図るものとする。

また、女性の農業経営への参画及び農村における活躍のほか、農業支援サービスや多様な人材の活用のための取組を推進する。

2 スマート農業技術、農業支援サービスの活用等による農業の生産性向上と生産基盤の強化

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入、専門作業の受注等を行つ農業支援サービスの活用等を通じて農業生産性の向上を図るとともに、農業生産工程管理（GAP）の導入等による生産基盤の強化に向けた取組を推進する。

3 みどりの食料システム戦略の推進

気候変動に対する適応策の推進、営農活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減、総合防除等による化学農薬使用量（リスク換算）の低減、化学肥料の適正利用等を通じた使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大等「みどりの食料システム戦略」（令和三年五月十二日みどりの食料システム戦略本部決定）において掲げられた目標の実現等に向けた新たな技術導入の取組を推進する。

4 食料の安定供給の確保

肥料・飼料について国内資源の利用拡大等を通じた国際価格の影響を受けにくい生産体系の構築、農業生産資材の適切な利用等による食品の安全確保、家畜伝染性疾病予防、病害虫・雑草の発生予防及びまん延防止の対策等を通じた食料の安定供給に向けた取組、輸出拡大等を含む国内外の需要に対応した産地戦略に基づく供給力の強化、産地間連携等の取組を推進する。

5 農村の振興

むらづくり協議会等地域ぐるみの話合いを通じた地域計画の実現等に向けた合意形成支援のほか、地域資源の発掘、他分野との連携、六次産業化等の取組を通じた所得の向上・雇用機会の確保、農福連携、中山間地域等の条件不利地域の振興、鳥獣被害対策等農村の実態や要望に応じた取組を推進する。

6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

被災地における営農再開に向けた支援等、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組を推進する。

また、地震や豪雨等の自然災害に対する備えを強化する取組やこれら災害からの復旧・復興に向けた取組を推進する。

二 活動方法に関する基本的事項

協同農業普及事業は、次に掲げる活動方法を踏まえ、普及指導活動に取り組むことを基本とする。

1 基本的な課題に対応した取組の推進方向

一の課題への取組を実施する上で、新規就農者等への支援、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進、農業支援サービスの活用の促進、マーケットイーンの生産体制の構築に当たっては、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

(1)

担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化
世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現のため、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農及びその定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援並びに新規就農者の受け皿となる農業経営体の法人化や労働環境の整備、企業の農業参入を推進する。

また、新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じた支援を推進する。

さらに、女性の農業経営等への参画を促進するための技術及び知識の習得機会の確保や、外国人材の円滑な受け入れを促すための適切な労務管理の実施等の支援を推進する。

(2)

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

スマート農業技術の活用を通じて農作業の効率化等の効果を十分に發揮するためには、新たな生産方式の導入を併せて行うことが重要となる。このため、地域の生産環境に応じたスマート農業技術及び生産方式に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、これらの導入に向けた計画づくり等に対する伴走支援を推進する。

(3)

農業支援サービスの活用の促進

生産現場における労働力不足や規模拡大に向けた生産性向上等の課題への対応として、専門作業の受注、農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、農作業工程の整理や経営分析等を行う農業支援サービスの活用の促進が重要となる。このため、農業支援サービス事業者に対する支援を行なうとともに、農業者等に対する情報や当該サービスの活用を通じて農業生産資材コストを低減する経営手法に関する情報の提供等を行なうことにより、農業支援サービスの活用の促進を図る。

(4)

マーケットイーンの生産体制の構築

加工・業務用需要や海外需要が拡大傾向で推移していることに加え、有機農産物を含む環境への負荷の低減に資する農産物の消費拡大の必要性に鑑み、食料システム関係者等との連携の下、産地における労働力等農業者や農村の実態や要望も踏まえて、品種・栽培方法の選定や技術指導等を行うことで、マーケットイーンの生産体制の構築を推進する。

普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

(1)

農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来職務である直接農業者に接して行なう普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策の情報を含めて情報提供を行うものとする。また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ＩＣＴの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進する。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関への情報発信を推進する。

また、地域の関係者が地域農業の将来の在り方を定める地域計画の実現や見直しに向けた協議が円滑に進むよう、詰合いのコーディネート役を担うなど必要な支援を行うものとする。

(2)

食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化
人口減少下において、地域農業の発展や農村の振興に向けた課題解決を図るためには、行政機関、研究機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関に加え、生産資材関係事業者、食品等事業者、消費者等食料システム関係者が有機的に連携することが重要となる。このため、普及指導員がこれらの多様な関係者・関係機関間のコードネイタ役を担うことで産地のプロデュース機能を発揮するとともに、連携と協力を促進するための機会の創出等に向けた取組を推進する。

また、活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、地域振興や経営発展に資する施策情報の提供等を積極的に行いつつ、地域モデルや新規就農者の育成・確保を始めとした地域農業・農村を振興するための取組を求めることや、普及指導計画(5)の「普及指導計画」をいう)の策定と評価の際に意見を求めること等、パートナーシップの構築のため積極的に働きかける。

(3)

試験研究機関との連携強化

都道府県、独立行政法人、大学、民間企業等の試験研究機関との連携に当たっては、農業革新支援専門員(第三の二の「農業革新支援専門員」)をいう。(5)において同じ)を始めとした普及組織は、研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えるなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすものとする。また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図るものとする。

(4)

都道府県間の連携等

都道府県は、広域的な課題に対して横断的な検討及び解決が図られるよう、行政区域を越えた情報共有、技術協力等を行う。

国は、共通の課題を抱える都道府県間の連携を推進するとともに、必要に応じて、農業現場における地球温暖化や自然災害への対応、家畜伝染性疾病や病害虫防除等に関する都道府県が持つ知見、経験等の共有を図る。

(5)

普及指導計画の策定と評価

都道府県は、広域的な課題に対して横断的な検討及び解決が図られるよう、行政区域を越えた情報共有、技術協力等を行う。

このため、普及指導計画を適切に策定した上で、その成果や普及指導活動の体制等について、内部評価を実施するとともに、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、このうち外部評価結果を公表するものとする。さらに、これら評価結果を、次年度以降の計画に反映させることを通して、普及指導活動及びその体制の改善を行うものとする。

また、計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

このうち、食料システム関係者等の多様な関係者との連携を要するもの等、特に重要な課題については、農業革新支援専門員等が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、普及指導センターと連携して当該計画に基づく活動を推進するものとする。

(6)

調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に資するものとし、試験研究機関を始めとする関係者・関係機関との連携を積極的に図るほか、その成果等を有効に活用するものとする。

第三 普及指導員の配置に関する基本的事項

一 普及指導員の配置

都道府県は、普及指導員が求められる役割を果たし、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題への効果的に対応できるよう、経験豊富な普及指導員の再雇用等を進めるとともに、普及指導活動への理解醸成や社会的認知度の向上等を通じて新たな人材の確保や若手職員の意欲の向上を図ることにより、十分な人員を配置するよう配慮するものとする。

また、配置に当たっては、第四の二に示す普及指導員の専門性及び普及指導活動の手法に係る長期的な資質向上、普及指導員資格を有する者の計画的養成、組織的な機能の発揮等にも留意する。

なお、普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう配慮するものとする。

二 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国や都道府県の試験研究機関や教育機関、行政機関、民間企業等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、食料システム関係者や他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう配慮するものとする。

また、農業革新支援専門員は、普及指導員と協力しつつ重点プロジェクトの推進に当たるものとする。

三 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

普及指導員に求められる役割を十分に發揮しつつ、第二の一に示す普及指導活動の基本的な課題に的確に対応するためには必要な資質の向上が図られるよう、普及指導員の自己研鑽の促進及び研修の充実・強化に向け、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

一 人材育成計画

研修に係る計画の策定及び実施に先立ち、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、

普及指導員に求められる役割を十分に發揮しつつ、第二の一に示す普及指導活動の基本的な課題に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた人材育成計画を策定するものとする。

二 農業革新支援専門員としての資質

普及指導員に求められる役割を發揮するため、スマート農業、気候変動への対応、有機農業等主要な農業技術、規模拡大や法人化等に要する農業経営及び農業・食品分野における知的財産保護・活用に関する高度な知識並びに効果的に普及指導活動を展開するためのファシリテーション等の能力（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る能力、食料システム関係者等との連携を構築する能力、地域農業・農村について実態や要望に基づいた将来展望の戦略を立案する能力等）について、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な向上を図るものとする。

三 資質向上の方法

普及指導員は、試験研究機関、先進的な農業者、食料システム関係者・関係機関との交流等を通じた情報収集や、調査研究、自発的な能力向上の取組等により、幅広い専門的な知識及び技術の習得、関係者との人脈の形成を積極的に図るものとする。

普及指導員に対する研修については、国と都道府県との役割分担を踏まえ、職務経験並びに技術及び知識の習得状況に応じたものとなるよう計画的に実施するとともに、研修への参加を積極的に促すものとする。その際、普及指導活動経験の少ない普及指導員等の能力の向上を図るために、研修の整備及び農業革新支援専門員の役割を担うことができる人材の育成に配慮するものとする。

また、経験豊富な普及指導員やICT等を効果的に活用しつつ、計画的に集合研修、オンライン研修、OJT、派遣研修等を行うほか、国や外部機関が行つ研修等を普及指導員の資質の向上を図るために有効に活用するものとする。

第五 普及指導センター等の運営

普及指導センター等については、次に掲げる事項を基本として運営するものとする。

一 普及指導センター

普及指導センターについて、普及指導員の活動拠点としての機能を十分に發揮できるよう整備するものとする。また、普及指導センターが、農業者等のスマート農業、気候変動への対応、有機農業を始めとした農業技術及び農業経営に関する情報発信・相談窓口として、また、食料システム関係者・関係機関、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関のハブ機関として機能するよう運営するものとする。その際、人事異動等によつて普及指導員が培つた普及指導に係る情報が途絶えないよう、必要に応じてICTも活用しつつ、情報の継承体制の構築を図るものとする。

二 農業革新支援センター

農業革新支援専門員の活動拠点として、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応や、国や試験研究機関、民間企業、他の都道府県とのネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約整理等により、普及指導センターの活動を支援する農業革新支援センターを整備するものとする。

三 普及指導センター等の名称

一及び二の機関の名称が普及指導センター及び農業革新支援センターではない場合、当該機関の機能が農業者等に分かれるよう配慮するものとする。

第六 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

農業者研修教育施設の運営に当たっては、都道府県内の地域農業の状況を踏まえ、普及指導センターや農業革新支援センター、試験研究機関、関係機関等と連携し、卒業後に就農する学生や社会人を含む幅広い世代の就農希望者の増加に資する取組を着実に実施できるよう次に掲げる事項を基本として行うものとする。

一 研修教育の内容の充実強化等

農業者研修教育施設については、就農希望者、青年農業者等に対する都道府県における中核的な教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、栽培知識・技術の習得を基礎とした上で、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、農業生産工程管理（GAP）、農産物輸出及び経営管理に関する教育並びに企業並びに教育機関及び研究機関と連携したスマート農業技術及び有機農業を含む環境と調和のとれた農業に関する研修を始めとした、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進めるとともに、そのための機械・設備の導入や施設の整備を進める。

二 就農支援の取組の推進等

農業者研修教育施設においては、学生等のニーズや地域の農業実態等に応じた支援を行なうこととする。農家出身でない学生や学生の雇用を希望する法人が増加していることを踏まえ、雇用就農を円滑に推進するため、法人の労働環境や経営状況等に鑑みた就農相談や農業法人等とのマッチングを行う。また、親元就農や新規参入を目指す学生も含め、普及指導センター等の関係機関との連携等により就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう、継続的な支援を行うものとする。

三 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業者研修教育施設において農業高校や普通高校等の生徒に対する研修の機会の提供等を行うものとする。

四 社会人等への研修機会の提供等

農業者研修教育施設は、社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、都道府県の他の研修機関等との連携・役割分担の下、社会人等に対する研修の機会の提供等を行うものとする。

五 農業者研修教育施設の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完

農業者研修教育施設は、当該施設の学生等以外であつて、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や普及指導センター等の関係機関との連携・役割分担の下、必要に応じて研修の補完を行うものとする。

六 先進的な農業者等による外部評価の実施

農業者研修教育施設は、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

第七 その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

国は、農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した協同農業普及事業の改善に取り組む。

○国土交通省告示第三百四十八号

屋久島空港の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣 浅尾慶一郎

一 空港の名称及び位置 屋久島空港 鹿児島県熊毛郡屋久島町

二 変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和四十七年運輸省告示第四百四十七号、昭和五十年運輸省告示第百八十号、昭和五十一年運輸省告示第六百十七号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ 標点の位置 北緯三十度二十三分六秒 東経百三十度三十九分三十五秒 標高三十六・七メートル

ロ 空港の範囲 第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ハ 着陸帯

(1) 等級 C級

(2) 範囲 第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二千百二十メートル）

二 進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1) 進入区域 第二図のうち、イ、ロ、ハ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

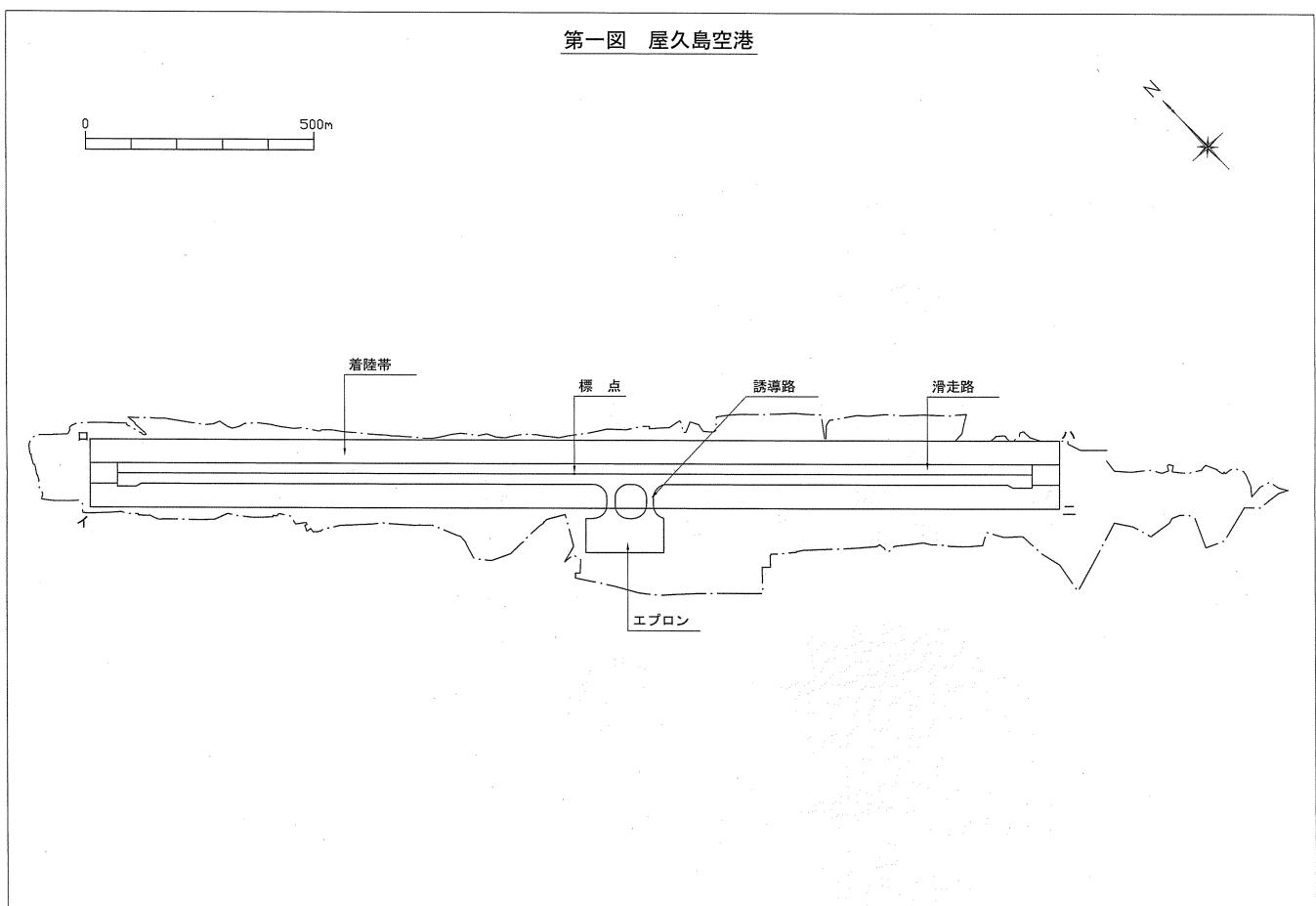
(2) 進入表面 第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ四十分の一の勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するもの

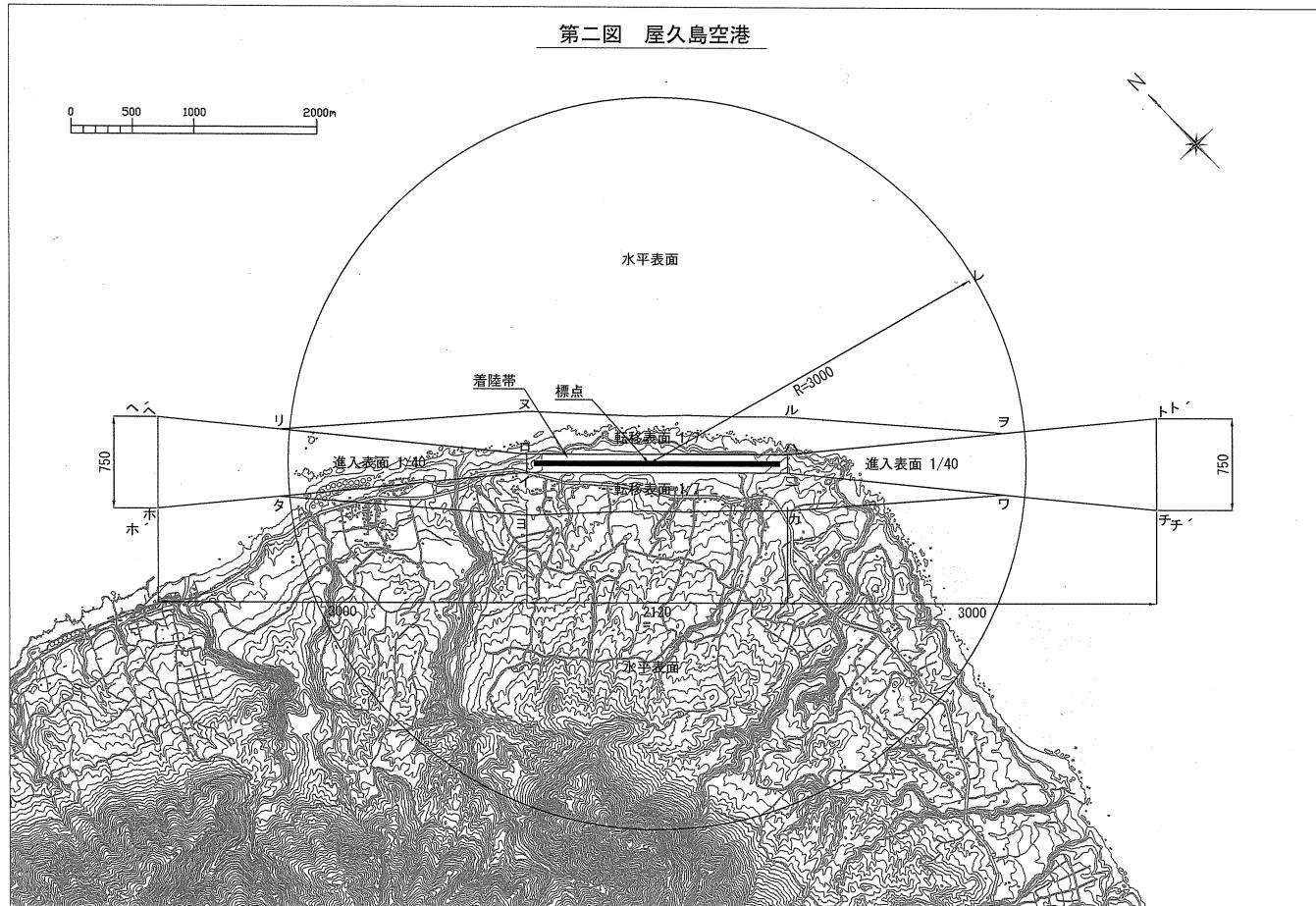
(3) 水平表面 第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径三千メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

(4) 転移表面 第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロ、ヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるものうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

三 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 令和十六年三月三十一日

三 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 令和十六年三月三十一日





○国土交通省告示第三百四十九号
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第一号様式備考(3)及び第十二号様式備考(3)の規定に基づき、自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
令和七年四月三十日

国土交通大臣臨時代理

國務大臣
浅尾慶一郎

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示
（平成二十九年国土交通省告示第九十九号）

の一部を次のように改正する。
別表第一第五号中知床の項の次に次のように加える。

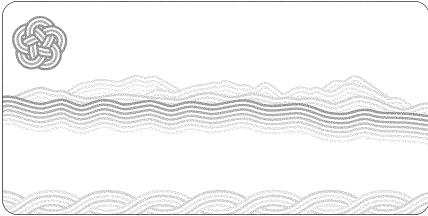
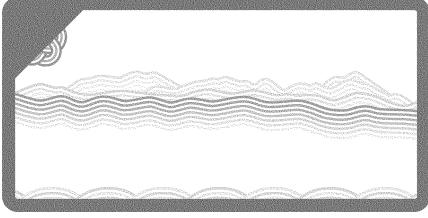
別表第一第五号中つくばの項の次に次のように加える。

日光	十勝
一 地色 二 白色、灰色及び黒色 三 緑色 口 事業用自動車登録番号標にあつては、黄色 自家用車両番号標にあつては、黄緑色 文字色	一 地色 二 白色、灰色及び赤紫色 三 緑色 口 事業用自動車登録番号標にあつては、黄緑色 自家用車両番号標にあつては、黄色 文字色

日光	十勝

別表第一第五号中葛飾の項の次に次のように加える。

江戸川

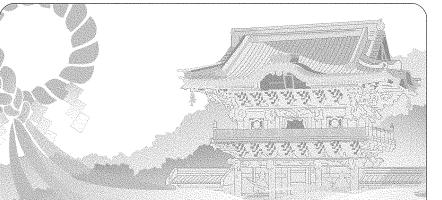
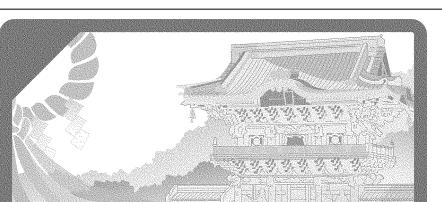
南信州																													
																													
<p>別表第一第五号中石川の項の次に次のように加える。</p> <table border="0"> <tr> <td>一 地色</td> <td>一 地色</td> </tr> <tr> <td>白色及び灰色</td> <td>白色、灰色及び黒色</td> </tr> <tr> <td>二 緑色</td> <td>二 緑色</td> </tr> <tr> <td>イ 口字色</td> <td>イ 口字色</td> </tr> <tr> <td>自家用車両番号標にあつては、黄色</td> <td>自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色</td> </tr> <tr> <td>登録番号標に</td> <td>登録番号標に</td> </tr> <tr> <td>緑色</td> <td>緑色</td> </tr> </table>	一 地色	一 地色	白色及び灰色	白色、灰色及び黒色	二 緑色	二 緑色	イ 口字色	イ 口字色	自家用車両番号標にあつては、黄色	自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色	登録番号標に	登録番号標に	緑色	緑色	 <table border="0"> <tr> <td>一 地色</td> <td>一 地色</td> </tr> <tr> <td>白色及び灰色</td> <td>白色、灰色及び黒色</td> </tr> <tr> <td>二 緑色</td> <td>二 緑色</td> </tr> <tr> <td>イ 口字色</td> <td>イ 口字色</td> </tr> <tr> <td>自家用車両番号標にあつては、黄色</td> <td>自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色</td> </tr> <tr> <td>登録番号標に</td> <td>登録番号標に</td> </tr> <tr> <td>緑色</td> <td>緑色</td> </tr> </table>	一 地色	一 地色	白色及び灰色	白色、灰色及び黒色	二 緑色	二 緑色	イ 口字色	イ 口字色	自家用車両番号標にあつては、黄色	自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色	登録番号標に	登録番号標に	緑色	緑色
一 地色	一 地色																												
白色及び灰色	白色、灰色及び黒色																												
二 緑色	二 緑色																												
イ 口字色	イ 口字色																												
自家用車両番号標にあつては、黄色	自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色																												
登録番号標に	登録番号標に																												
緑色	緑色																												
一 地色	一 地色																												
白色及び灰色	白色、灰色及び黒色																												
二 緑色	二 緑色																												
イ 口字色	イ 口字色																												
自家用車両番号標にあつては、黄色	自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色																												
登録番号標に	登録番号標に																												
緑色	緑色																												

別表第一第六号宇都宮・那須・とちぎ（栃木県全域）の項上欄中「宇都宮・」の下に「日光・」を加える。
 別表第一第五号中知床の項の次に次のように加える。

安曇野

十勝																													
																													
<table border="0"> <tr> <td>一 地色</td> <td>一 地色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>二 緑色</td> <td>二 緑色</td> </tr> <tr> <td>イ 口字色</td> <td>イ 口字色</td> </tr> <tr> <td>自家用車両番号標にあつては、黄色</td> <td>自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色及び</td> </tr> <tr> <td>登録番号標に</td> <td>登録番号標に</td> </tr> <tr> <td>緑色</td> <td>緑色</td> </tr> </table>	一 地色	一 地色	白色	白色	二 緑色	二 緑色	イ 口字色	イ 口字色	自家用車両番号標にあつては、黄色	自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色及び	登録番号標に	登録番号標に	緑色	緑色	<table border="0"> <tr> <td>一 地色</td> <td>一 地色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>二 緑色</td> <td>二 緑色</td> </tr> <tr> <td>イ 口字色</td> <td>イ 口字色</td> </tr> <tr> <td>自家用車両番号標にあつては、黄色</td> <td>自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色及び</td> </tr> <tr> <td>登録番号標に</td> <td>登録番号標に</td> </tr> <tr> <td>緑色</td> <td>緑色</td> </tr> </table>	一 地色	一 地色	白色	白色	二 緑色	二 緑色	イ 口字色	イ 口字色	自家用車両番号標にあつては、黄色	自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色及び	登録番号標に	登録番号標に	緑色	緑色
一 地色	一 地色																												
白色	白色																												
二 緑色	二 緑色																												
イ 口字色	イ 口字色																												
自家用車両番号標にあつては、黄色	自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色及び																												
登録番号標に	登録番号標に																												
緑色	緑色																												
一 地色	一 地色																												
白色	白色																												
二 緑色	二 緑色																												
イ 口字色	イ 口字色																												
自家用車両番号標にあつては、黄色	自家用車両番号標にあつては、黄色、黒色及び																												
登録番号標に	登録番号標に																												
緑色	緑色																												

別表第二第五号中つくばの項の次に次のように加える。

<p>江戸川</p> 	<p>別表第一 第五号中葛飾の項の次に次のように加える。</p> 
	

別表第一第五号中石川の項の次に次のように加える。

別表第二第六号字都宮・那須・とちぎ（栃木県全域）の項上欄中「宇都宮」の下に「日光」を加え、同号品川・世田谷・練馬・杉並・板橋・足立・江東・葛飾・八王子・多摩（東京都全域）の項上欄中「葛飾」の下に「江戸川」を加える。

叙位・叙勲

桐花大綬章を授ける（各通）

山口 厚

内藤晴夫

旭日重光章を授ける（各通）

小熊
鹿鳴
豐勇

佐藤 齋藤
一郎 和絵

關根福一

中澤幸男

櫻本
副孝

前島 浩一

宮地忠明

幸謹和範

井口緑豈水抄

晉

菅	荒井	奥野	正吾
中村	山田	中村	櫻田
北村	武藤	武藤	勝彦
法道	雅晴	邦義	義孝
佐々木知子	久弥	修	信亮
小林	弘	邦義	
大田	幹夫	久弥	
中村	佐藤	修	
難波	高橋	修	
花川	藤田	邦義	
與惣太	皆川	雅昭	
堀之内	正木	康三	
芳平	山本	隆	
守雄	森山	幸	
守雄	藤田	雅昭	
秀保	博久	幸	
哲信	博美	雅昭	
幸介	博美	康三	
秀保	博美	隆	
有吉	信夫	幸	
阿部	信夫	雅昭	
荒木	正	邦義	
浅井	正	修	
池田	山本	邦義	
板津	和才	修	
德次	和才	修	
石野富志三郎	和才	修	

茂木	村西	村上	村	的場	三好	美谷添	松本	益田	福島	櫛山	新田	中村	中澤	長崎	中川	長尾	豐瀨	戸井	戸田奈津子	立谷	谷	竹内	高橋	醸釀	開口	鈴木
喜明	浩	淳	昇	生	龍朗	禮治	伯耆	田富夫	輝彦	嘉政	洋介	洋正	洋	英孝	博通	千之	武利	英孝	雅人	耕一	一之	敏彦	清	雅章	眞司	昌治
木	西	上	村	的	好	美	益	福	櫛	新	中	村	中	長	中	長	豐	戸	奈	立	谷	竹	高	醸	開	鈴
村	西	上	村	的	好	美	益	福	櫛	新	中	村	中	長	中	長	豐	戸	奈	立	谷	竹	高	醸	開	木
木	西	上	村	的	好	美	益	福	櫛	新	中	村	中	長	中	長	豐	戸	奈	立	谷	竹	高	醸	開	鈴

正法 鈴木 砂田 関口 順一 定男
暢也 武井音兵衛 高杉 潬戸 竹迫 立原
徹也 武井音兵衛 高杉 潤戸 竹迫 立原
一吉 紀夫 進一 雅敏 基 建
孝夫 重弥 満也 满也 重弥 満也
弘毅 康哉 明 慶也 明 慶也
弘毅 康哉 明 慶也 明 慶也
高史 憲司 信彦 孝治 憲司 信彦 孝治
明人 洋二 慶也 满也 重弥 満也
英之 敏夫 慶也 满也 重弥 満也
昭徳 修 敏夫 慶也 满也 重弥 満也
昭徳 修 敏夫 慶也 满也 重弥 満也
岳 岳 信吾 昭徳 修 敏夫 慶也 满也
誠 幹彦 洋文 三好 丸 松本 松原 星野 武藤 福原 福井 平林 林田 濱 長谷川 野崎 中村 仲田 中澤 中川 中河 烏海 友野 田井 田山 谷口 田中 望月 村松 村田 向井田 三好 丸 松本 松原 星野 武藤 福原 福井 平林 林田 濱 長谷川 野崎 中村 仲田 中澤 中川 中河 烏海 友野 田井 田山 谷口 田中

旭日小綬章を授ける（各通）

飛^ヒ 杖^{チカ} 德^{トク} 田^タ 富^ヒ 田^タ 悅^ヒ 雄^ヒ 講^ヒ 康^ヒ
藤^ヒ 原^{タケ} 藤^ヒ 原^{タケ} 福^ヒ 島^{タケ} 弘^ヒ 中^{タケ} 平^ヒ 山^{タケ} 平^ヒ 井^{タケ} 人^ヒ 見^{タケ} 東^ヒ 根^{タケ} 原^ヒ 田^{タケ} 林^ヒ 下^{タケ} 早^ヒ 川^{タケ} 濱^ヒ 服^ヒ 部^{タケ} 番^ヒ 中^{タケ} 野^ヒ 田^{タケ} 野^ヒ 坂^{タケ} 西^ヒ 村^{タケ} 西^ヒ 尾^{タケ} 中^ヒ 山^{タケ} 中^ヒ 村^{タケ} 中^ヒ 村^{タケ} 中^ヒ 村^{タケ} 長^ヒ 濱^{タケ} 豊^ヒ 田^{タケ} 内^ヒ 藤^{タケ} 一^ヒ 雄^{タケ} 吉^ヒ 起^{タケ} 巧^ヒ 修^{タケ} 正^ヒ 修^{タケ} 德^ヒ 田^{タケ} 富^ヒ 田^{タケ} 悅^ヒ 雄^{タケ} 講^ヒ 康^{タケ}
幸^ヒ 美^{タケ} 幸^ヒ 孝^{タケ} 善^ヒ 平^{タケ} 善^ヒ 平^{タケ} 善^ヒ 平^{タケ} 善^ヒ 平^{タケ} 博^ヒ 史^{タケ} 隆^ヒ 文^{タケ} 晴^ヒ 彦^{タケ} 孤^ヒ 芳^{タケ} 健^ヒ 二^{タケ} 憲^ヒ 二^{タケ} 幸^ヒ 平^{タケ} 静^ヒ 一^{タケ} 猛^ヒ 厚^{タケ} 和^ヒ 之^{タケ} 政^ヒ 夫^{タケ} 高^ヒ 治^{タケ} 美^ヒ 仁^{タケ} 義^ヒ 晴^{タケ} 光^ヒ 雄^{タケ} 克^ヒ 彦^{タケ} 政^ヒ 博^{タケ} 德^ヒ 田^{タケ} 富^ヒ 田^{タケ} 悅^ヒ 雄^{タケ} 講^ヒ 康^{タケ}

坂井 清美
佐々木 動
佐竹万里子
佐藤 英一
志賀 忠男
柴原 佳治
佐野 勝弘
下久保眞信
白神 増元則
新谷 辰雄
鈴木 正雄
清野 田中
高橋 灌
反町 田中
高瀬厚太郎
高橋 朝則
玉ノ木龍兒
辻 信夫
遠山 暉
角田 朝則
東司丘興一
富澤 洋
豊田 昇
長沢幸三郎
中島 淳
永野 拓也
中村 静男
西村 一洋
畠中 真澄
新田 一巳
野阪 博美
西岡 義輝
半澤 敏夫
羽山 信彦
畠中 久
廣田 喜美子
開 廣田
佐藤 佐々木
佐竹万里子
佐藤 動
坂井 清美

木下	久我	泰博
窪木	堺谷	稔
桑山	古賀	幸三
倉持	小西	信也
衆山	小林	勇三
都築	最相	隆雄
辻岡	齋藤	敏弘
塚原	鷺山	元雄
千葉	佐藤	元雄
田中	佐藤	哲夫
種倉	齋藤	元雄
田村	佐藤	元雄
高瀬	鷺山	哲夫
高野	佐野	元雄
武田	佐野	元雄
鈴木	佐野	元雄
須澤	佐野	元雄
清水	佐野	元雄
下川	佐野	元雄
神野	佐野	元雄
未井	佐野	元雄
杉田	佐野	元雄
柴生田敦夫	佐野	元雄
篠原	佐野	元雄
政幸	佐野	元雄
幸一	佐野	元雄
塙見	佐野	元雄
椎橋	佐野	元雄
隆幸	佐野	元雄
敦	佐野	元雄
直彦	佐野	元雄
廣一	佐野	元雄
通	佐野	元雄
保高	佐野	元雄
日児	佐野	元雄
鈴木法	佐野	元雄
章	佐野	元雄
慶史	佐野	元雄
豊	佐野	元雄
陸海	佐野	元雄
廣	佐野	元雄
一	佐野	元雄
勝男	佐野	元雄
康夫	佐野	元雄
秀幸	佐野	元雄
紀昭	佐野	元雄
進一	佐野	元雄
茂樹	佐野	元雄
大貳	佐野	元雄
邦春	佐野	元雄
明	佐野	元雄

松下 久松 東原山 濱砂
松岡 松尾 增子 正木 牧野 前野 前川 本間 本庄 堀金 堀内 細川 古保 星野 藤原 藤森 藤田 藤田 藤井 福家 廣澤 福田 福本 福田 平田
下 真館 朝志 敦 朗 一夫 克彦 静雄 幸賢 忠 健治 治 義雄 啓二 仲二 宏 太 隆司 光武 清司 勉
繁一 剛史 尚志 真憲 昭博 勉
博志

瑞宝小綬章を授ける（各通）

横井	吉岡	吉村	吉武	憲治	公平	三里
米沢	由志	吉村	和才	義光	久司	俊
池本	美智代	池田	綿谷	渡邊	渡邊	吉村
石井	廣	池田	会田	恵二	睦二	吉村
石井	嚴	池田	智康	厚	睦二	吉村
五十嵐	智代	井内	青木	正男	正男	吉村
風信	代	井内	柳	征輔	征輔	吉村
吉	動	飯尾	野	明石	明石	吉村
吉	動	安藤	青	松	松	吉村
吉	動	安藤	野	秋山	秋山	吉村
吉	動	荒井	柳	赤松	赤松	吉村
吉	動	荒井	卷	淺津	淺津	吉村
吉	動	五十	秀嘉	尼崎	尼崎	吉村
吉	動	嵐	嘉	安部	安部	吉村
吉	動	五十	玲子	安部	安部	吉村
吉	動	嵐	有吉	俊	俊	吉村
吉	動	五十	有吉	仁	仁	吉村
吉	動	嵐	五十	正	正	吉村
吉	動	五十	五十	昭	昭	吉村
吉	動	嵐	嵐	義	義	吉村
吉	動	五十	五十	延	延	吉村

石井 三三男	石川 和枝	石丸 磯田	石黒 和彦	市川 望
市之瀬 初男	糸井 典子	伊藤 幸子	和田 正紀	國郎 清己
邦子	仁一	藤川 務	和幸	和幸
	稻葉 信子	稻川 和夫	和雄	和雄
	稻葉 尊夫	井上 民二	武雄	武雄
	信子	井上ひろ子	仁二	仁二
	尊夫	井上裕美子	幸藏	幸藏
	和夫	今井 伊野木秀子	勇二	勇二
	武雄	茨田 伊藤	和枝	和枝
	和雄	茨田 伊藤	石黒	石黒
	武雄	茨田 伊藤	和彦	和彦
	武雄	茨田 伊藤	國郎	國郎
	武雄	茨田 伊藤	邦子	邦子
	武雄	茨田 伊藤	市之瀬 初男	市之瀬 初男

新谷	坂下	坂井	齋藤	齋藤	忠男
白川	坂山	相模	柳	柳	靖雄
正村洋一郎	敏二	坂本	齋藤	齋藤	良康
白井万記子	一正	笛木	佐々木哲夫	佐々木哲夫	正弘
下平	佐澤	佐澤	佐竹	佐竹	貞一
達朗	史朗	健生	芳朗	芳朗	雄
宿野良紀	佐竹	佐竹	一男	一男	
清水	佐藤	佐藤	清則	清則	
良周	佐藤	佐藤	敬	敬	
下條富美子	佐藤	佐藤	信枝	信枝	
島岡秀次郎	佐藤	佐藤	文子	文子	
嶋崎	佐藤	佐藤	美幸	美幸	
渋谷	佐藤	佐藤	勇治	勇治	
重岡	澤邊	澤邊	仁一	仁一	
重村	澤尻	澤尻	啓一	啓一	
篠崎	英子	英子	洋二	洋二	
柴原	時男	時男	義信	義信	
清水	利久	利久	惠三	惠三	
雅明	友則	友則	仁	仁	
正村洋一郎	嶋崎	嶋崎	佐野	佐野	
白井万記子	豊	豊	佐野	佐野	
下平	坂下	坂下	佐野	佐野	
達朗	坂山	坂山	佐野	佐野	

橋本	箱嶋	野村	信岡	野中	野尻	野澤	根岸	丹羽	西本	西野	西田	西沖	贊田	新岡	南莊	中山	中本	中村	中村	中村	中村	中平	中野	中野	中田	中園	永島	中嶋	中北	長尾	中井
英俊	次雄	美代子	悦子	修身	剛	治	美	玲子	孝則	京子	和美	元裕	裕司	治生	宏	克州	芳治	俊一	廣美	曉子	良之	主税	登	圭子	明美	朋子	辰子	茂	康子	哲朗	忍

橋本	道哉	長谷川昌宏
畠山	信龍	豊田
藤村	君代	服部
藤田	富士原一	花岡
藤田	幸夫	濱田
藤田	宏和	政利
藤田	勝彦	林
藤井	信彦	原園
藤井	哲也	邦彦
藤井	みはと	速見
藤井	卓	修二
福島	泰二	安且
福田	孝子	原田
福田	洋一郎	美保子
福永		坂東
福本	吉宏	千世子
平川	善徳	東
平野	宣夫	樋口
廣瀬	義喜	樋爪
深川	康	比志
廣瀬		坂東
福山	義幸	坂東
福山		清一
福永		千世子
福井	加代子	東
福井		樋口
福島	徳正	樋爪
福島		浩一
福島		光弘
福島		利男
福島		壽一
福島		和久
福島		平賀
福島		平井
福島		檜山
福島		浩一
福島		保

水嶋	水田	水谷	水村	溝口	三井	皆川	峯村	勝彦	博和
浩平	隆久	豊	秀則	美濃部	内	宮坂	宮島	宮内	大
				博	宮	宮	宮	宮	治
				徳	伸	三郎	年夫	章仁	良明
				敏	向井	六辻	喜久	真	治郎
				照司	村上	村上	久	大	大
				陽一	村澤	村澤	男	仁	良
				明	田	田	久	明	明
				乙平	森	森	久	良	良
				史郎	森	森	久	良	良
				照司	森	森	久	良	良
				弘	森	森	久	良	良
					喜代一	喜代一	久	良	良
					直子	直子	久	良	良
					嗣夫	嗣夫	久	良	良
					効	効	久	良	良
					照房	照房	久	良	良
					正知	正知	久	良	良
					久	久	久	良	良
					矢澤	矢澤	久	良	良
					久	久	久	良	良
					安田	安田	久	良	良
					柳堂	柳堂	久	良	良
					矢部	矢部	久	良	良
					山岸	山岸	久	良	良
					山神	山神	久	良	良
					治郎	治郎	久	良	良

瑞宝双光章を授ける（各通）

山口 哲郎 能子
山崎 玲子 哲郎
山西 政昭 隆
山内 高史 嶽
山田幾久雄 嶽
山野みどり 嶽
浅沼 上里 豊 赤井澤文造
渡辺 青木 光雄 青
渡辺 千之 吉美
渡邊 朋子 文行
渡邊 幸司 光雄
渡邊惠之助 文行
和田 吉本 久雄
吉本 吉野 久雄
吉田 吉野 久雄
吉田 吉田 久雄
吉田 吉田 久雄
吉田 五十春 久雄
吉川 淳子 久雄
横山 浩彦 久雄
横田 昌宏 久雄
横山賢太郎 久雄
横井 勝則 久雄
湯田 謙二 久雄
鑓水 季明 久雄
山本 雅照 久雄
山本 英雄 久雄
山本 通也 久雄
山崎 嶽 久雄

菅野	河行	賢次
木内	木田	一意
北澤	吉川	稔
木村	木下	敏明
建二	桐月	浩幸
行司	順子	史郎
実夫	草地真由美	眞一
葛岡	直行	茂
工藤	久保	
寬樹	栗山	
後藤	黑岩	
後藤	桑原	
小寺	黒木	
古賀	昌子	
越井	洋治	
小玉	信也	
多智美	信也	
優子	良藏	
夏予	勝見	
邦之	昌治	
邦之	勇雄	
武	克己	
武	浩二	
小室	憲夫	
小林	勝弘	
小林	雅明	
小林	定夫	
小山	近藤八重子	
小山	力也	
昆	近藤八重子	
今野	浩司	
齋藤	浩司	
齋藤	裕司	

堀下	堀川	堀下	堀川
正夫	一枝	正夫	一枝
信弘		信弘	
昭彦		昭彦	
町子	陽子	町子	陽子
吉孝		吉孝	
直市		直市	
好明		好明	
泰典		泰典	
修		修	
政彦		政彦	
靖子		靖子	
和徳		和徳	
敏子		敏子	
匡司		匡司	
雄一		雄一	
守博		守博	
茂		茂	
能樹		能樹	
京子		京子	
守		守	
悟		悟	
敦		敦	
丸山	丸山	丸山	丸山
松本	松本	松本	松本
松	松	松	松
松	松	松	松
尾	尾	尾	尾
春	春	春	春
前田	前田	前田	前田
牧野	牧野	牧野	牧野
政田	政田	政田	政田
本間	本間	本間	本間
堀下	堀下	堀下	堀下
堀川	堀川	堀川	堀川

堀口 本間 秀子
英之 勝
前島 前田 健次
政岡 松川 松浦 横嶋 一弥
樹村 松尾 繁一 洋
松岡 松澤 松田 尚曉
松本 松野 松田 克之
丸岡みどり 政晴 昌美
眞鍋 松谷 尚曉
松本 松谷 博子 友美
三浦 和泰 岸雄 章夫
見上孝太郎 正子 幹男
水野 三木 博子 熱
忠範 岸雄 章夫
稔 稔 稔
正一 徹 熱
信治 徹 熱
秀夫 徹 熱
堅應 熱
孝一 熱
昇 熱
彰雄 熱
則行 熱
憲夫 熱
喜文 三國
村崎由美子 清瀬
村上 三國
村中 喜文

横井 吉則	湯山ともえ	山本 元	山村 美穂子	山田 手	山田 重義	山田 克則	山城 正己	山下 奈津美	山崎 伸一	山口 久幸	山口 政幸	山口 哲也	山口 啓	山内 矢野	山岸 矢野	山口 柳田	山口 柳田	森元 森	森 墓	守田 宜生	守屋 俊子	森林 照男	森林 順一	森林 春夫	守屋 春夫	森 喜芳	森 清文	谷口 富士男	谷口 富士男	森 喜芳	森 清文	守屋 春夫	森 喜芳	森 森	森 墓	本村 望月	本村 敬三
横井 吉則	湯山ともえ	山本 元	山村 美穂子	山田 手	山田 重義	山田 克則	山城 正己	山下 奈津美	山崎 伸一	山口 久幸	山口 政幸	山口 哲也	山口 啓	山内 矢野	山岸 矢野	山口 柳田	山口 柳田	森元 森	森 墓	守田 宜生	守屋 俊子	森林 照男	森林 順一	森林 春夫	守屋 春夫	森 喜芳	森 清文	谷口 富士男	谷口 富士男	森 喜芳	森 清文	守屋 春夫	森 喜芳	森 森	森 墓	本村 望月	本村 敬三
横井 吉則	湯山ともえ	山本 元	山村 美穂子	山田 手	山田 重義	山田 克則	山城 正己	山下 奈津美	山崎 伸一	山口 久幸	山口 政幸	山口 哲也	山口 啓	山内 矢野	山岸 矢野	山口 柳田	山口 柳田	森元 森	森 墓	守田 宜生	守屋 俊子	森林 照男	森林 順一	森林 春夫	守屋 春夫	森 喜芳	森 清文	谷口 富士男	谷口 富士男	森 喜芳	森 清文	守屋 春夫	森 喜芳	森 森	森 墓	本村 望月	本村 敬三
横井 吉則	湯山ともえ	山本 元	山村 美穂子	山田 手	山田 重義	山田 克則	山城 正己	山下 奈津美	山崎 伸一	山口 久幸	山口 政幸	山口 哲也	山口 啓	山内 矢野	山岸 矢野	山口 柳田	山口 柳田	森元 森	森 墓	守田 宜生	守屋 俊子	森林 照男	森林 順一	森林 春夫	守屋 春夫	森 喜芳	森 清文	谷口 富士男	谷口 富士男	森 喜芳	森 清文	守屋 春夫	森 喜芳	森 森	森 墓	本村 望月	本村 敬三
横井 吉則	湯山ともえ	山本 元	山村 美穂子	山田 手	山田 重義	山田 克則	山城 正己	山下 奈津美	山崎 伸一	山口 久幸	山口 政幸	山口 哲也	山口 啓	山内 矢野	山岸 矢野	山口 柳田	山口 柳田	森元 森	森 墓	守田 宜生	守屋 俊子	森林 照男	森林 順一	森林 春夫	守屋 春夫	森 喜芳	森 清文	谷口 富士男	谷口 富士男	森 喜芳	森 清文	守屋 春夫	森 喜芳	森 森	森 墓	本村 望月	本村 敬三

宇田川智久	上村 敏二
内田 保寛	榎本 健一
内原 一	梅澤 義一
宇野 梶司	江里口博文
江口 龍二	江上 遼藤
江上 遼藤	大荒田彦彦
大荒田彦彦	太田 太田
太田 太田	大関 大島
大島 大島	大黒 大川
大黒 大川	久保幸一
久保幸一	大久保計
大久保計	大久保幸一
大久保幸一	和博
和博	和憲
和憲	政雄
政雄	重義
重義	陽悦
陽悦	清一
清一	正義
正義	実
実	芳德
芳德	哲智
哲智	大塚 大塚
大塚 大塚	大坪 大坪
大坪 大坪	大野 大野
大野 大野	大宮 大山
大宮 大山	岡田 緒方
岡田 緒方	岡村 団元
岡村 団元	小川 正義
小川 正義	和男 博史
和男 博史	義和 行輝
義和 行輝	龍男 良男
龍男 良男	順久 勉
順久 勉	秀明 弘文
秀明 弘文	房夫 勉
房夫 勉	惠秋 大森
惠秋 大森	大山 大山
大山 大山	岡田 大山
岡田 大山	岡村 団元
岡村 团元	小川 正義

氏家	善浩	宇都宮	内野	江藤	炳本	憲生
内田	俊博	圓城寺勝義	梅村	江木	及川	大久保謙三
岡本	俊也	大古場和孝	大泉	大井	大井	大熊和夫
岡林	武	大塚	聰	光男	遠藤	大久保勝彦
小川	正博	大谷				大友
岡山		太田				大峰
岡本		太田				大野
岡林		大城				大西
小川		大嶋				大橋
高		敏浩				大野
義明		政孝				久志
武司		毅				利則
和重		孝義				一生
大助		一彦				俊幸
紀雄		浩				英一
昭義						竜次
隆治						好文
計吾						武弘
勲						英雄

起田	荻谷	小澤	奥田	奥浜	桶川	長田	小閑	忠德
上村	上園	鎌田	金行	金子	金子	大日向	乙木	弘秀
敏德	孝司	加納欽	久	良治	正信	明	壽美	穀裕
上川	重樹	加藤	加藤	加藤	加藤	片桐	幸夫	忠供
上園	保明	門脇	加藤	加藤	加藤	梶原	浩仁	小田川典正
鎌田	哲昭	竜二	通江	豊	敏幸	片山	正志	芳秀
金行	順二	順二	和人	勝文	嘉男	垣本	眞三	小野澤
加納欽	久	久	和人	孝昭	一彦	柏倉	幸哉	幸夫
敏德	孝司	久	久	健	光	榎原	嘉男	幸夫
上村	重樹	久	久	敏幸	光	片桐	浩仁	幸夫
上園	保明	久	久	孝昭	光	梶原	正志	幸夫
鎌田	哲昭	久	久	健	光	片山	眞三	幸夫
金行	順二	久	久	敏幸	光	梶原	幸哉	幸夫
加納欽	久	久	久	孝昭	光	片桐	嘉男	幸夫
敏德	孝司	久	久	健	光	梶原	浩仁	幸夫
上村	重樹	久	久	敏幸	光	片桐	正志	幸夫
上園	保明	久	久	孝昭	光	梶原	眞三	幸夫
鎌田	哲昭	久	久	健	光	片桐	幸哉	幸夫
金行	順二	久	久	敏幸	光	梶原	嘉男	幸夫
加納欽	久	久	久	孝昭	光	片桐	浩仁	幸夫
敏德	孝司	久	久	健	光	梶原	正志	幸夫

上村	將史	奧家	沖津	孝治
蒲池	通夫	美土	奧土	
上壅	利雄	英世	英世	
玉利	博嗣	千世人	千世人	
上村	一芳	小澤	吉昭	

久保	久保川	和也	栄三
久保	久保田則彦	和也	栄三
久保	久保寺照雄	和也	栄三
久保	久保	和也	栄三
久保	久保	和也	栄三

込山	古村	仁己	俊英
古森	小谷津芳秀	信博	
御領原辰朗	信博	慶治	
今	近藤	和紀	
近藤	清	慶治	
近藤	繁一	和紀	
近藤	良戒	慶治	
才田	泰久	和紀	
齊藤	一茂	慶治	
齊藤	齊藤幸太郎	和紀	
齊藤	武弘	慶治	
齊藤	昇	和紀	
齊藤	博司	慶治	
齊藤	哲夫	和紀	
阪口	隆則	慶治	
阪上	政幸	和紀	
坂梨	哲則	慶治	
坂本	芳実	和紀	
坂寄	節夫	慶治	
佐川	眞次	和紀	
佐久間	晋	和紀	
佐々木	彭	和紀	
佐々木	彰	和紀	
佐々木	明弘	和紀	
佐々木	和博	和紀	
佐々木	喜好	和紀	
佐藤	敏	和紀	
佐藤	次郎	和紀	
佐藤	利男	和紀	
佐藤	則夫	和紀	
佐藤	誠	和紀	
佐藤	均	和紀	
佐藤	久	和紀	
政志			

八反田 濱上健三郎 番中 達夫 服部 良三 番中 達夫
 馬場 啓文 花井 花井 服部 良三 番中 達夫
 行敏 花見 花見 服部 良三 番中 達夫
 濱田 孝人 花見 信行 服部 良三 番中 達夫
 早川 悅男 花見 信行 服部 良三 番中 達夫
 林田 仁山 花見 信行 服部 良三 番中 達夫
 原田 吉宜 廣幸 保徳 啓治 茂 茂
 横口 信吉 久野 倫郎 久野 倫郎 久野 倫郎
 横口 信吉 久野 倫郎 久野 倫郎 久野 倫郎
 横口 信吉 久野 倫郎 久野 倫郎 久野 倫郎
 人見 恒夫 日出山政廣 平塚德一郎 平塚德一郎 平塚德一郎
 兵藤 平木 平田 平井 平井 平井 平井
 平部 平木 平田 平井 平井 平井 平井
 广瀬 深石 廣實 廣實 廣實 廣實 廣實
 廣瀬 深石 廣實 廣實 廣實 廣實 廣實
 福島 福井 廣實 廣實 廣實 廣實 廣實
 清行 正雄 正邦 博文 謙一 謙一 謙一

宮富 三船 南三富 南御船 三谷 御園 水元 水野 水谷 御厨 三上 三枝 三浦 丸山 丸山 馬渕 真庭 松雪 松本 松本 松本 松村 松原 松原 松原 松波 松林 松塚 松田 松田 松田 松島 松下 松崎 松岡 松尾
博司 昇茂 乃利男 正史 和正賞 正人 一男 竜也 順治 武博 義彦 和夫 博文 福夫 克彦 洋次郎 洋右 敏勝 照貞 幸一 洋二 元日 政策 文則 裕明 匡強 正人 隆

柳谷 柳武 八幡 柳
吉岡 橫田 橫岸澤政義 一仁 芳夫
吉江 橫田 湯田 春雄 正博
吉岡 橫田 山本 春雄 秀次
吉岡 橫田 山本 滿 满
吉岡 橫田 山本 洋行 弘
吉岡 橫田 山本 俊夫 正
吉岡 橫田 山本 隆 隆
吉岡 橫田 山本 謙三 二
吉岡 橫田 山本 春洋 洋
吉岡 橫田 山本 佳廣 二
吉岡 橫田 山本 智朗 昌
吉岡 橫田 山根 克俊 弘
吉岡 橫田 山田 隆昭 隆
吉岡 橫田 山田 久雄 健
吉岡 橫田 山田 辰幸 一
吉岡 橫田 山田 泉 博士 洋
吉岡 橫田 山崎 健一 芳
吉岡 橫田 山崎 恒夫 文
吉岡 橫田 山崎 齐 篤
吉岡 橫田 山崎 善信 一
吉岡 橫田 山崎 孝志 隆
吉岡 橫田 山崎 康弘 隆
吉岡 橫田 山崎 柳柳 隆

千永 貢
有三
柳澤 築田
矢野
山口 美幸
山内
山形
山岸
山隈公志郎
山崎 敏信
山口世志男
正人
孝文
辰美
光博
有三
吉川 吉谷
吉岡 横山
横谷 横田
山本 俊夫
山本 俊明
山本 道雄
山本 豊茂
山本 高史
山本 達夫
山本 隆
山本 純生
山本 祐史
山本 光男
重代 隆
豪

瑞宝双光章を授ける（各通

芦田	阿蘇	阿彌	阿見	足立	安達	昭壽
新井	阿部	阿部	阿部	阿部	阿部	阿部
荒井	油谷	油谷	油谷	油谷	油谷	油谷
有川	荒木	荒木	荒木	荒木	荒木	荒木
淡路	安藤	安藤	安藤	安藤	安藤	安藤
有馬	猪狩	猪狩	猪狩	猪狩	猪狩	猪狩
龍二	飯塚	飯塚	飯塚	飯塚	飯塚	飯塚
嵩	井岡	井岡	井岡	井岡	井岡	井岡
洋	廣文	廣文	廣文	廣文	廣文	廣文
好也	久吾	久吾	久吾	久吾	久吾	久吾
安廣	宗悦	宗悦	宗悦	宗悦	宗悦	宗悦
正春	剛	剛	剛	剛	剛	剛

今松	清人
今村	正幸
今若	正幸
入口	敏一
岩井富士男	
岩尾	隆志
岩瀬	修二
岩重	誠道
岩切	公義
岩戸	寛志
岩永	満
岩本	勝美
岩山哲太郎	
植田	健
植木園	勉
植田	
植田	慎二
植田	修
植松	
植村	和夫
上原	正弘
上原	輝喜
上原	正勝
上田	文夫
上田	雅博
上野	史郎
上原	章
上原	
上田	修一
内田	保
内田	功
内山	茂文
内山	
宇都宮清一	
海野	
梅田	
梅本	智之
梅山	
浦川	隆夫
浦田	満男
浦山	和敏
江口	義尚
江上	徳明
江藤	輝彦
研司	功
海老岡孝之	

鹿島 知幸 章
柏谷 片岡 勝又
桂原 芳和 公孝
國彦 健 悅
誠二 博 征
茂樹 勝
門之園忠彰 上遠野幸雄
加藤 加藤 加藤 加藤
桂原 加藤 加藤 加藤
勝又 片岡 桂原 芳和
道一 利明 重夫 正博 三男 正幸 川島 川瀬 川畠 川崎 樹 川上 一光 川上 富士雄 川内美紀生 川口喜代一 河野 河田 河田 川畠 川崎 樹 川見

添田	芹澤	瀬口	関谷	関根	関	関	角田	砂走	須藤	鈴木	杉山	杉山	杉原	杉村	杉原	菅原	菅原	末房	陣後	新海															
勝	進						和男	正紀	正久	俊久	忠史	義雄	孝治	友昭	耕基	博章	博史	良訓	豊	靖之	康弘	正博	信行	敏且	伸治	宗一	克幸	一弘	和雄	熏	柳吉	久也	慎一	正昭	忠則

中岡	直井	豊巻	豊島	外山	友光	朝永	友石	富永	富高	富田	登藤	藤	東上	土居	戸井	寺地	寺島	寺尾	寺崎	津森	津波	土屋
長井	仲井	長井	東上	土居	戸井	寺地	寺島	寺尾	寺崎	津森	津波	土屋										
敏美	寛志	東上	土居	戸井	寺地	寺島	寺尾	寺崎	津森	津波	土屋											
春生	信三	東上	土居	戸井	寺地	寺島	寺尾	寺崎	津森	津波	土屋											
敏美	清文	東上	土居	戸井	寺地	寺島	寺尾	寺崎	津森	津波	土屋											

夏目	灘本	永吉	名倉	中山	中山	中山	中山	中山	中本	中村	中村	中村	中村	中村	仲村	中村	仲間	長橋	長野	中野	中野	中西	中西	中田	中田	中田	中島	中島	中嶋	中嶋	長澤	長澤	中熊
健男	二三天夫	保壽	寛	毅彦	登	幹司	信久	泰男	正博	禮紀	廣徳	照夫	清美	秀泰	文男	浩三	武司	正春	勝典	幸雄	雅彦	昭	泰	廣貴	晃亮	廣貴	晃亮	永里	永里	中川	中上		

堀越	堀金
堀籠	堀之内義和
孝浩	隆規
前島	本田
前田	前田
勝治	勝弘
真柴	敏弥
卓美	前原
増田	義秋
又川	前野
増山	前島
井浦	前田
待井	前田
伸一	前田
和朗	前田
裕司	前田
茂一	前田
吉雄	前田
淳二	前田
哲也	前田
茂二	前田
吉雄	前田
昭好	前田
明夫	前田
敏也	前田
文隆	前田
義憲	前田
暎茂	前田
秀一	前田
保廣	前田
久雄	前田
善勝	前田
伸一	前田
信廣	前田
將秀	前田

丸山	間渉	三上	三國	信吉	哲生	邦久
丸山	間渉	三上	三國	儀明	由美	
三浦	三浦	三浦	三浦	要	要	
三浦	三浦	三浦	三浦	豊	豊	
三重野	三重野	三重野	三重野	篤	篤	
水谷	水谷	水谷	水谷	政光	政光	
溝口	溝口	溝口	溝口	智一	智一	
三田	三田	三田	三田	道川	道川	
三戸	三戸	三戸	三戸	光武	光武	
三戸	三戸	三戸	三戸	雄希	雄希	
三原	三原	三原	三原	源南	源南	
宮川	宮川	宮川	宮川	嶺村	嶺村	
宮坂	宮坂	宮坂	宮坂	三原	三原	
宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	
宮原	宮原	宮原	宮原	宮原	宮原	
宮本	宮本	宮本	宮本	見山	見山	
村岡	村岡	村岡	村岡	三好	三好	
武藤	武藤	武藤	武藤	重吉	重吉	
村上	村上	村上	村上	昇	昇	
村上	村上	村上	村上	和伸	和伸	
村上	村上	村上	村上	東暢	東暢	
貴浩	貴浩	貴浩	貴浩	博美	博美	
重吉	重吉	重吉	重吉	隆策	隆策	
昇	昇	昇	昇	正喜	正喜	
昌泰	昌泰	昌泰	昌泰	昭寛	昭寛	
純二	純二	純二	純二	政利	政利	
実	実	実	実	節夫	節夫	
正喜	正喜	正喜	正喜	剛弘	剛弘	
登	登	登	登	孝夫	孝夫	
龍一	龍一	龍一	龍一	龍一	龍一	

同	旭日重光章を贈与する アメリカ合衆国人	マダガスカル国人	ベトナム国人	ブルネイ国人	フランス国人	ドイツ国人
同	オーストラリア国人	マダガスカル国人	ベトナム国人	ブルネイ国人	フランス国人	ドイツ国人
同	オランダ国人	マダガスカル国人	ベトナム国人	ブルネイ国人	フランス国人	ドイツ国人
同	大韓民国人	マダガスカル国人	ベトナム国人	ブルネイ国人	フランス国人	ドイツ国人
同	ドイツ国人	マダガスカル国人	ベトナム国人	ブルネイ国人	フランス国人	ドイツ国人
同	フィンランド国人	マダガスカル国人	ベトナム国人	ブルネイ国人	フランス国人	ドイツ国人
同	ブラジル国人	マダガスカル国人	ベトナム国人	ブルネイ国人	フランス国人	ドイツ国人

渡部 一誠	マティアス・ナス ゲツツエ ジャック・アッシュエンブ ロワ
ミシェル・デネケン	ペニギラン・ダトード・パ デュカ・ハジドリ テマ・ビン・ペニギラード ン・ハジ・ムハンマド
ステファン・イヴ・ボー ル・ミル	デュカ・ハジドリ テマ・ビン・ペニギラード ン・ハジ・ムハンマド
ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ デイ	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン
シェルドン・エム・ギヤ ロン	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン
ピクター・ジェイ・ザウ ススズロス	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン
ヘンリー・ガブリエル ショツバ・ジュニア	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン
カート・ウォルター・ト ン	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン
ノケント・ジョージ・ナガ ノ	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン
ジエシー・ジェイ・フ リー・デル	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン
アンドリュー・エル・ラ ダン	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン
アンドリュー・バー ハンス・カイパース	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン
金 基炳	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン
ミヒヤエル・キンスキイ ユッシ・ヌオルテヴァ	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン
エドワルド・エウジエ ニオ・ゴウヴェア・ヴィ エイラ	ラミソン・ジャンセツ ト・アラン・ハリフィ ングエン・クオック・クオ ン

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著であるので、令和七年四月二十九日、緑綬褒章を授かつた者は、次のとおりである。

新垣 安伴	内久根深雪	大垣 純一
大楠 満	門 みち子	杉本 貞三
住吉 素子	谷口 敏子	荷見紀世美
山本さちよ	山本 裕子	山本さちよ

黄綬褒章

黄綬褒章 条例第一 業務に精励し、衆民の模範であるので、令和七年四月二十九日、黄綬褒章を授かつた者は、次のとおりである。

紫綬褒章

紫綬褒章 発明改良又は学術芸術上の発達に關し事績著明なので、令和七年四月二十九日、紫綬褒章を授かつた者は、次のとおりである。

青木	節子	阿部	郁朗	右藤
岡本	隆司	木本	恒暢	泰幸
佐竹	健治	柴崎	近藤	良平
田中	義光	谷口	幸三	大輔
西田	幸二	般若	柴田	津村
藤掛	英夫	泰樹	福岡	義彦
村治	星田	福岡	淳	右藤
崇光	剛司	松井	利郎	泰幸
	山口			
	眞史			

藍綬褒章
公衆の利益を興し又は公同の事務に勤勉したので、令和七年四月二十九日、藍綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

旬刊報告

旬刊報告

果樹農業の振興を図るための基本方針の公表について

果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、令和12年度を目標年度とする果樹農業の振興を図るための基本方針を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年4月30日

農林水産大臣 江藤 拓

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1 果樹農業の振興に向けた基本的考え方

(1) 果樹農業振興基本方針の理念

我が国では、多様な気候や土地条件の下、地域の特性に応じた多種多様な果樹が栽培されており、北海道から沖縄まで、地域ごとに特色ある果樹農業が展開されている。果樹農業は、我が国の農業生産額の1割を占めるとともに、地域経済にとって重要な産業であり、特色ある豊かな文化の形成、国民の健康の維持・増進にも寄与してきた。

近年、我が国の高品質な果実生産は高く評価され、国内においては果実価格の上昇に伴い産出額も増加し、経営体当たりの所得の増加につながっている。また、海外においても、生鮮果実の輸出増加の一端が示されるように、日本産果実の評価が高く、輸出品目としても高いポテンシャルを有している。

しかし、人口減少等を背景にした担い手・後継者の不足や、気候変動に伴う高温等の影響により、果実の生産量は減少しており、そのポテンシャルを十分に活かしきれず、国内外の需要に応えきれていない。そればかりか、果実価格の上昇により一部の経営体の所得が増加しても、生産量の減少は地域農業を支える流通等のインフラの衰退、ひいては地域産業の衰退につながりかねない状況である。

他方で、生産面積当たりの収量を飛躍的に向上することが可能な省力樹形等の技術が萌芽しており、また、これまで分業されてきた果実加工等の食品産業からの果実生産への参画の動きが見られる。加えて、成長著しい輸出産業にサプライチェーンが一体となって参画し、収益の拡大を目指す動きが顕れている。果樹農業は、こうした技術・経営のイノベーションの只中であり、その取組をスピード感をもって全国に波及させることができ、個々の経営の競争力強化につながり、ひいては果樹農業の持続的な発展に重要である。

果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。）は、これらの課題に対応し、需要に応える果樹農業の持続的な発展を目指すために必要な基本的事項を定めるものである。技術やひと、園地といった生産基盤の強化の加速化を柱とし、関係者が一体となって施策を推進する。

(2) 基本方針の期間等

従来の食料・農業・農村基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、同法が改正された（令和6年6月5日施行）。

新たな食料・農業・農村基本計画は、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとしており、その計画期間は5年間である。これを踏まえつつも、新たな基本方針は、一度定植すればその後の20年間栽培を続けるという永年性作物である果樹の特性を鑑み、今後20年程度を見据えた5年間の基本方針として定める。

基本方針において、果樹農業振興特別措置法に基づき、果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標を定めるとともに、生産目標を含めたKG I（Key Goal Indicator：重要目標達成指標）及び施策の有効性を示すKPI（Key Performance Indicator：重

要業績評価指標）を定める（KG IやKPIの関連については、第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標に提示）。なお、施策の有効性は、市場動向や技術進展を踏まえ、施策の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行う。また、施策の実行にあっては、国、自治体、生産者団体、研究機関が連携し、果樹農業の総合的な支援体制を構築する。

2 果樹農業をめぐる現状と課題の認識

高品質な果実の生産や国内外での堅調な需要を背景に、国産果実の卸売価格は上昇傾向で推移している。一方で、果樹農業者の減少・高齢化が先行しており、栽培面積・生産量はともに減少傾向にあり、果実の需要に対して国内生産が応えきれていない状況にある。

さらに、世界各地で気候変動による異常気象が頻発化しており、特に我が国の果樹農業では、高温等の影響による障害が頻繁に発生する状況にある。

果樹農業が大きな割合を占める中山間地域では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進展しており、農村内の非農業者も今後大幅に減少する見込みにある。果樹農業者の所得の確保・向上とともに、地域経済を守るという観点から、果樹農業の地域の基幹産業としての付加価値を高めていくことが課題である。

また、人口減少により果実の国内消費量が減少する中で、加工や輸出等の需要は増加している。高品質な国産果実の強みは活かしつつ、多様な消費者ニーズを捉え、果実加工品等の新たな需要への対応や海外から稼ぐ力の強化が必要である。

これらの課題に対応し、需要に応える果樹農業の発展に向けて、生産基盤強化の加速化など、果樹農業の振興に必要な目標及び施策を次項より掲げる。

3 果樹農業の生産基盤強化の加速化に向けた施策の推進

(1) 労働生産性の向上及び安定生産の脅威となる気候変動等への対応

目標

労働生産性の向上のため、地域計画に基づいた園地の集積・集約化や基盤整備を進めるとともに、省力樹形等への改植・新植、スマート農業技術・省力化品種等の開発・導入を強力に推進する。その際、大規模な経営体の育成・参入や、省力樹形等への改植・新植による省力的な樹園地への転換をスピード感を持って進める（これらにより目指す経営体のモデルを第4 近代的な果樹園経営の基本的指標に提示）。

また、生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対して、資機材による対策や品種構成の見直し等の検討を進める。加えて、高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する（これらの技術的対策や、品種・品目転換を図る上での基準を第3 栽培に適する自然的条件に関する基準に提示）。気候変動に適応する生産対策と併せて、化学農薬の使用量低減に資する病害抵抗性を有する品種等の開発・導入や化学肥料の使用量低減等の環境負荷低減策・気候変動緩和策を進める。さらに、社会全体の行動変容につながるよう食料システムの関係者の環境負荷低減対策への理解を促進する。

【KG I】

● 単収

1,258kg／10a（令和5年度）⇒1,334kg／10a（令和12年度）

主要指標（KPI）

● 省力樹形等の導入スピード

170ha／年（令和5年度）⇒340ha／年（令和12年度）

● 技術的な高温対策を導入した産地

令和12年度までに500産地で導入

具体的な施策

① 園地の集積・集約化

- 経営規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てての担い手（離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体）の育成・確保を図るため、地域計画に基づき、担い手への園地の集積・集約化を推進する。
 - 国は地方機関との緊密な連携の下、市町村における地域計画のプラッシュアップや実現に向けた取組をプッシュ型で支援する。
 - 農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関に加え、産地協議会*など地域のその他の団体・関係者も一體となって地域計画の実現に向けた取組を実施できるよう後押しする。
- * 「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局通知)の第2の協議会（産地をカバーする生産出荷団体、市町村、生産者の代表者、普及指導センター、農業委員会、農地中間管理機構、農業共済組合等により組織する協議会）
- 担い手への園地の集積・集約化を推進する際は、今後実施する地域計画の分析・検証も踏まえ、集約化した果樹産地づくりの課題となる老木抜根等の対策や、外部からの新規参入を推進するための措置について、併せて検討する。

② 基盤整備の推進

- 国・地方公共団体間の連携や他産業等からの生産への参画も推進しつつ、過去に基盤整備を実施した地区も含め、新たな果樹園地の形成に向けた要望の掘り起こしを行い、地域計画に基づき、施設の更新等を含めて基盤整備を推進する。
- スピード感を持って果樹園地の形成を進めるため、合意形成が可能な土地から先行してより取り組みやすい小規模園地整備を行い、並行して規模拡大のための計画的な基盤整備を進めるといった手法も活用する。
- 周囲の水環境に配慮しながら、中山間地域における活用されていない水田や、果樹園地の中に点在する水田を集約して行う小規模園地整備、緩傾斜化、大区画化等により作業性の良い樹園地形成を推進する。
- 水田転換園での果樹栽培適性を診断する技術や、排水性の高い水田転換園地の整備手法を開発する。
- 中山間地域等において、地域の特色を活かした果樹農業の維持・発展を図るため、樹園地、農業水利施設、情報通信環境の整備等を推進する。

③ 省力樹形等への改植・新植

- 作業動線を単純化し、機械化に対応して労働生産性を高めることが可能な省力樹形等の改植・新植を推進する。
- 省力的な樹園地への転換を短時間で実施するため、まとまった面積での省力樹形等への一斉改植を推進する。
- かんきつ等の各品目において省力樹形等の機械化に向く園地条件や樹形、品種を検討し、開発・導入を進める。

④ スマート農業・機械化の推進

- スマート農業技術の導入効果を発揮させる生産方式の確立や当該生産方式への転換に向けた取組を推進する。
- AIを用いて収集した品質等の選果データを生産方式の転換に活用するなど、データを起点とした果樹農業を推進する。
- 果樹農業のスマート農業技術・機械化体系の開発・導入を推進する。
- 労働生産性の向上に資する新品種・新技術の開発、汎用性のある安価な機械の開発、AIなど他分野からの技術転用を進める。

⑤ 大規模経営体の育成・参入

- 果樹産地における経営の大規模化を推進するとともに、大規模な法人経営体等による大規模な省力樹形等への改植・新植を推進する。
- スマート農業技術の導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等により、販売供給の出口を見据えた作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、労働力の確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルの構築・横展開を図る。

⑥ 気候変動等への対応

- 生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対して、資機材による対策や、産地における品種構成の見直し等の検討を進める。
- 高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する。
- 気候変動に適応する生産対策と併せて、化学農薬の使用量低減に資する病害抵抗性を有する品種等の開発・導入や化学肥料の使用量低減等の環境負荷低減策・気候変動緩和策を進める。
- 社会全体の行動変容につながるよう食料システムの関係者の環境負荷低減策への理解を促進する。

⑦ 病害虫・鳥獣害対応

- 総合防除による病害虫対策や、化学農薬の使用量低減にも資する病害抵抗性の品種等の開発・導入を進める。
- 果樹カメムシ等の特に果樹に甚大な被害を与えるおそれがある病害虫については、対策技術の一層の開発推進を図るとともに、発生地域等と連携した総合的な対策技術導入を図る。
- 野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組による鳥獣被害への対応を一層進める。
- 特に鳥獣被害が増加している市町村に対しては、国・都道府県が連携し、課題解決に向けて伴走支援を行う。

⑧ 花粉・苗木の確保

- 落葉果樹の人工授粉等に必要不可欠な花粉について、共同花粉採取などの産地内での花粉供給体制の構築を一層進めるとともに、全国段階での花粉供給体制の構築を進める。
- 苗木について、苗木生産の省力化や生産拡大を進め、苗木生産・供給力を強化するとともに、果樹産地や果樹生産者と苗木生産者との契約生産や、果樹産地の苗木需要の情報発信等により需給のマッチングを推進する。
- 苗木の生産・供給の強化に当たって、品種保護意識の向上等を推進する。

(2) 担い手の育成・確保、労働力の確保

目標

果樹農業の担い手を育成・確保するため、高度な技術の習得や樹園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有の課題の解決に産地が取り組む果樹型トレーニングファームの取組など、幅広い農業者や法人が果樹農業に参入する取組を推進する。離農する経営の園地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体について、果樹農業で生計を立てての担い手として、規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、育成・確保する。また、サービス事業体等を活用した労働力の確保、作業の省力化などによる季節的な作業ピークへの対応や労働時間の平準化を図る。

【KG I】

- 新規参入経営者数
820人（令和5年度）⇒1,640人（令和12年度）

主要指標 (KPI)

- 果樹型トレーニングファームの設置
45产地（令和5年度）⇒250产地（令和12年度）
- サービス事業体活用の产地
令和12年度までに50产地で活用

具体的な施策

- ① 新規就農者の育成・確保
 - 新規就農者を増やすため、高度な技術の習得や園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有のハードルに対応して、技術研修と園地継承を併せて行う果樹型トレーニングファームの取組を推進する。
- ② 果樹農業の魅力の向上・発信
 - 果樹に関心をもつ者が果樹農業に魅力を感じ、新規就農につながるよう、省力樹形など、労働生産性の高い果樹農業の姿を発信する。
 - 労働関係法制における農業の特例の考え方について、果樹農業現場の実態把握を進め、必要な見直しを検討する。
 - 果樹農業が若者や女性にも選ばれる産業となり、農業法人の従業員としての定着や雇用の増大が図られるよう、就労条件、農作業安全等の雇用の確保に資する法人の環境整備、社会保険労務士の活用等を推進する。
- ③ 多様な農業者による園地の保全管理
 - 担い手への園地の集積・集約化を進めることを基本として推進しつつ、多様な農業者によるものも含めて、地域において自立的・持続的に果樹生産が行われることを通じ、園地の保全管理を行う。
 - また、担い手への円滑な経営継承に取り組むとともに、所有者不明農地の解消等を推進する。
- ④ 労働力不足への対応
 - サービス事業体の活用や関連産業との協働、着色作業の省略等の作業の省力化等による季節的な作業ピークへの対応を推進する。
 - 季節性に対応する短期労働力の確保のための環境整備の推進等を強化する。
 - 外国人材の確保のため、育成就労制度の創設も踏まえた受入環境整備とキャリア形成を促進し、果樹農業への外国人材の受け入れのあり方について検討を進める。
 - 農福連携の取組を通じ、障害者等が働きやすい環境の整備を図ることにより、障害者等が生きがいを持って果樹農業に関する活動を行うことを促進する。
- ⑤ 大規模経営体の参入の推進
 - 果樹を含む農業法人について、経営管理能力の向上のため、農業法人の評価の目安となる経営指標を示した上で、今後の果樹農業を担い、経営改善に取り組む経営層の育成・確保を推進する仕組みを検討する。
 - 令和7年4月から始動する農業経営発展計画制度や、農林漁業法人等投資育成制度等の活用により、食品事業者やアグリビジネス投資育成株式会社、LPS（投資事業有限責任組合）から果樹の農業法人への投資の促進を図る。
 - 民間金融機関が取り扱う制度資金について、異なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件を有し、果樹を含む農業法人へより速やかな融資実行が可能となるよう、制度資金の在り方を検討する。

(3) 地域の基幹産業としての付加価値の向上

目標

若い人たちに魅力のある産業とするため、作業の合理化、販売単価の向上により労働対価を高め、生産者の所得を向上させるとともに、農業という枠組だけでは労働力が限られる中、地域経済を守る観点から、輸出・加工など関連産業との連携・波及、雇用の創出、地域の活性化など、地域の基幹産業としての果樹農業の付加価値を高めていく取組を推進する。

【KG I】

- 生産面積
194千ha（令和5年度）⇒192千ha（令和12年度）

主要指標 (KPI)

- 新たな大規模経営体・产地
令和12年度までに50経営体・产地を創出

具体的な施策

- ① 輸出や加工等の関連産業との連携
 - 輸出等の販路に向けて大規模効率生産・流通による生産・販売を目指す事業体や、徹底した生産合理化により加工専用果実を生産する法人経営体、加工原材料を必要とする食品企業等と产地の連携や、こうした事業者の生産への参入を推進する。
 - 食品事業者と果樹農業者が連携し、原材料の安定調達やこれを契機とした新しいビジネスの展開を促進するとともに、地域の農林漁業者、食品事業者をはじめ、観光やフードテック、IT・ロボット等を含めた幅広い関係者が連携・協調するための場の構築を推進する。また、こうした食品事業者等による計画的な取組を総合的に支援する制度を検討する。
- ② 定年者等の地域住民、交流人口の参加
 - 果樹は高い付加価値を生み出すという特性を踏まえ、農業生産条件が不利な山間部や島嶼部において、定年者、高齢農家、交流人口や地域商社など多様な人材が参加し、商品力のある産品の開発や軽労作業が可能な加工仕向けの品目の導入等により、収益と高い営農意欲を確保する取組を推進する。

4 新たな需要への対応のための施策の推進

(1) 国内需要への対応

目標

高品質な国産果実の強みは活かしつつ、多様な消費者ニーズを捉え、手頃で日常的に摂取してもらえる生果実、果実加工品など新たな需要に対応した取組等を行う。また、日常的な果実摂取を生涯にわたる食習慣として定着させるため、幼少期から国産果実に触れ食生活にも取り入れ、果実について正しい知識を身に付けてもらうよう、関係者と連携しつつ食育の取組を推進する。

【KG I】

- 加工仕向量
314千トン（令和3年度）⇒377千トン（令和12年度）

主要指標 (KPI)

- 加工原材料果実の生産に取り組む経営体・产地
令和12年度までに10経営体・产地を創出

具体的な施策

① 手に取りやすい国産果実生産・供給への対応

- 労働生産性の高い栽培体系への転換による、比較的手頃な価格で日常的に摂取してもらえるような果実生産・供給を推進する。

② 果実加工品の生産・供給への対応

- 果実の機能性や地域の特色により差別化が図れるような新たな商品開発の推進や、加工等の関連産業との連携を促すことによる加工仕向け用の原料果実の安定生産・供給を推進する。

③ 食料システムの関係者の理解の増進

- 日常的に摂取してもらえる生果実や果実加工品等の新たな需要について、その取引が合理的に行われるよう、食料システムにおける多様な関係者の理解増進を図る。
- 栄養バランスや機能性等の観点を踏まえて、果実の摂取頻度の増加を含む健全な食生活の重要性について広く消費者の理解を醸成するため、関係者と連携しつつ、学校等での食育に加え、大人の食育等を推進する。
- また、生果実や果実加工品等の摂取について、環境配慮等を踏まえて選択する行動変容を促すため、環境負荷低減の取組を評価し、等級ラベル表示する「見える化」の取組を推進するとともに、消費者の理解醸成を図る取組を推進する。

(2) 海外から稼ぐ力の強化

目標

国内への需要に対応しつつも、拡大傾向にある海外市場を見据えた輸出に戦略的に取り組むため、高品質等の日本の強みを生かしながら更なる海外需要開拓を図るとともに、輸出先国・地域の規制やニーズに対応しつつ、これに対応できる産地も併せて形成していく。また、果実の輸出と併せて、優良品種の戦略的なライセンスを推進し、周年供給による輸出促進と海外からのロイヤルティの新たな品種開発等への還元により、国内果実生産の振興を図る。このほか、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費も海外からの収益を得るという観点から重要であり、輸出促進施策と併せて、これら施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を図る。

【KG I】

● 輸出額

316億円（令和6年）⇒1,023億円（令和12年）

※ りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき等輸出重点品目（果樹）の合算

主要指標（KPI）

● 輸出経営体・産地

16経営体・産地（令和6年）⇒97経営体・産地（令和12年）

具体的な施策

① 海外需要の開拓、輸出産地の育成

- 現地系の大手スーパー等の非日系市場や未開拓の有望エリア等、新市場の開拓に向けて、認定品目団体、ジェトロ（日本貿易振興機構）、JFOODO（日本食品海外プロモーションセンター）等の連携を促進するとともに、高品質な日本産果実の価値を伝えるプロモーション等を通じて、ジャパンブランドの構築を図ることで、海外需要の拡大を図る。

- 輸出先国・地域の規制に対応するための防除体系の見直しや、輸出先国・地域のニーズに対応するための価値・特性を有する品種の産地への導入等を進めることによる産地育成の推進を図る。

② 戰略的な海外展開の推進

- 優良な品種を戦略的にライセンスし、ターゲット市場における我が国の輸出促進に理解があるライセンス先の海外生産を組み合わせたジャパンブランドの周年供給が可能な体制を構築することで、農業者の直接的な「稼ぎ」につなげるとともに、海外からのロイヤルティ収入も利用して、知的財産の保護・管理、産地化・ブランド化、さらには新たな品種開発に還元することで、農業者の将来的な「稼ぎ」につなげる。
- 国外まで俯瞰して、知的財産の保護や管理を徹底しつつ、マーケットニーズに即応した品種の開発・普及や国内未利用品種の再評価を推進する。
- 国内における知的財産の保護・活用に向け、果樹生産者への苗木のリースなど、流出対策とブランド管理を両立する管理方式の導入を推進する。
- これらの知的財産の保護・活用の取組に当たっては、費用対効果や当該知的財産のライフサイクルを考慮するよう推進する。
- 原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等による輸出拡大につなげる観点から、食品産業の海外展開を推進する。
- 地域の食や景観などの資源を活かした農泊等による農村へのインバウンドの誘客等の促進に加え、海外向けの日本食プロモーションに当たって、G I 産品の観光資源としての更なる活用等を通じ、国内産地の観光面の魅力も発信するなど、輸出促進施策及び観光振興施策について、相互に連携し、輸出拡大とインバウンド消費の好循環の形成を通じて海外需要拡大を図る。

第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

① 需要について

我が国の果実は、優良品目・品種への改植・新植を進めた結果、消費者ニーズに対応した高品質な果実生産が進み、国内外での堅調な需要を背景に、果実の卸売価格は上昇しており、果実の産出額は増加傾向で推移している。一方、果実の消費については、「毎日くだもの200グラム運動」等の啓発活動を行ってきたものの、1人1日当たりの摂取量が減少しており、人口も減少局面にあることから、消費量は減少している状況にある。特に若年層、中年層で摂取量が少ない傾向にあり、国内消費仕向量は減少すると見込まれる。その上で、今後の取組として、

(ア) 国内市場については、生果実の消費量が多い高齢者層の購買意欲の維持や若年層、中年層の加工品需要への対応による国内消費の減少抑制を図る必要があり、このため、高品質な国産果実の強みは活かしつつ、実需者や消費者の多様なニーズを捉え、手頃で日常的に摂取してもらえる生果実、果実加工品など新たな需要に対応した取組等を行うこと

(イ) 海外市場については、防除暦の見直しなど輸出先国・地域の規制やニーズに対応する輸出産地の育成の推進とともに、プロモーション等による更なる海外需要開拓を図ること

を前提とし、果実の需要の長期見通しを立てる。

② 生産目標について

果実の生産面では、生産者の減少・高齢化等により、需要の減少を上回って生産量が減少し、需要に対し国内生産が応えきれていない状況である。その上で、今後の取組として、

(ア) 園地の集積・集約化や基盤整備、省力樹形等への改植・新植、スマート農業技術の開発・導入等による労働生産性の向上、高温対策の導入

(イ) 果樹型トレーニングファームの推進等による担い手・労働力の確保・育成

(ウ) 輸出や加工など関連産業との連携や、こうした事業者の参入による大規模経営体・産地の育成

等の課題が解決された場合に実現可能な生産数量とそれを達成するための栽培面積の水準を生産目標として、果実の種類ごとに設定する。

③ KG I、KPIについて

また、生産目標の達成を実効的なものとするため、項目ごとにKG I（Key Goal Indicator：重要目標達成指標）を設定するとともに、施策の有効性を示すKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を設定し、その関連をツリーにて示す。

政令指定品目の目標

	生産数量(千トン)		面積(千ha)	
	令和5年度	令和12年度目標	令和5年度	令和12年度目標
うんしゅうみかん	682	675	35	33
その他かんきつ	293	301	22	23
りんご	604	727	35	36
ぶどう	167	178	16	18
なし	203	188	11	10
もも	110	111	9.3	9.5
とうとう	17	16	4.2	4.3
びわ	2.3	2.2	0.8	0.7
かき	187	182	18	17
くり	15	14	16	14
うめ	96	90	13	13
すもも	17	15	2.6	2.2
キウイフルーツ	22	26	1.8	2.0
パインアップル	6.8	8.3	0.3	0.4
計	2,422	2,534	185	183

政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の目標

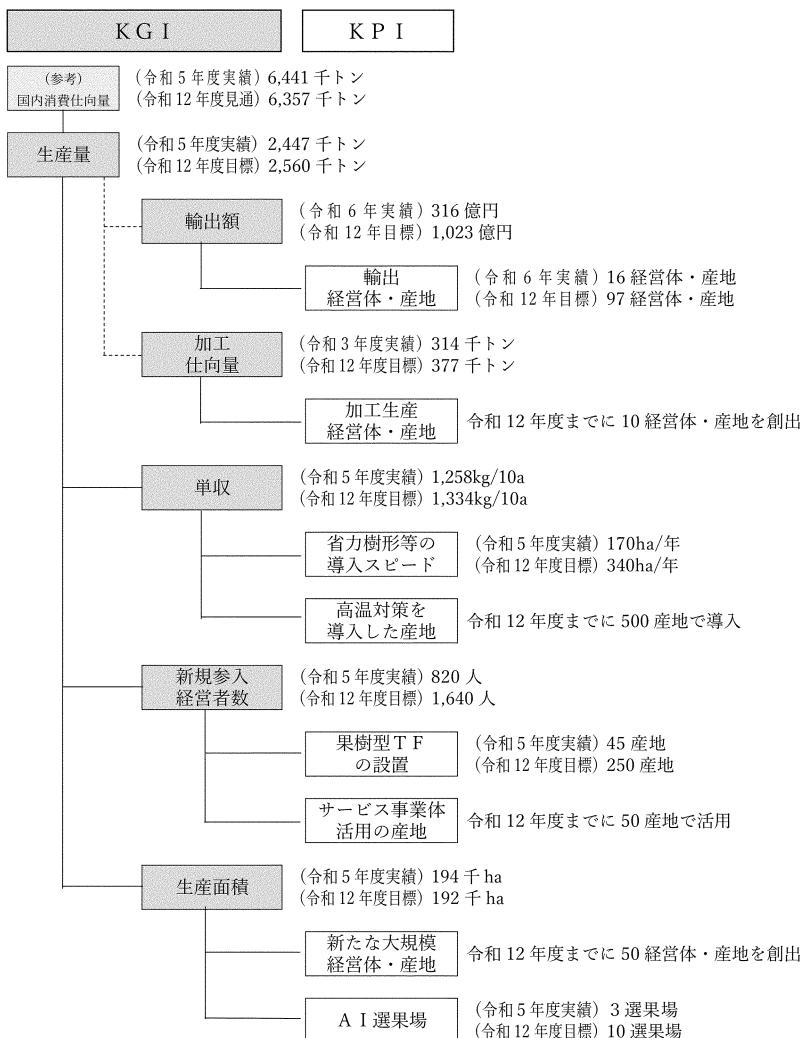
	生産数量(千トン)		面積(千ha)	
	令和5年度	令和12年度目標	令和5年度	令和12年度目標
政令指定品目以外	25	26	9.0	9.0
果実計	2,447	2,560	194	192

※ 端数処理のため、合計値と内訳が一致しない数値がある。

※ 面積は結果樹面積

KGI、KPI

方針：需要に応える果樹農業の発展に向けて、生産基盤強化の加速化を図る。



第3 栽培に適する自然的条件に関する基準

① 基本的な考え方

高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹を栽培している地域における平均気温、植物生理の観点からみた冬期の最低極温及び低温要求時間に関する条件並びに植栽時における園地の気象条件に係る注意事項を果樹の種類ごとに設定する（表1）。

なお、基準を満たさない地域において栽培する場合には、あらかじめ十分な対策を講じ、気象被害の発生を防止し、高品質な果実生産が確保されるよう努めることが重要である。

② 高温障害

近年の温暖化に伴う高温障害は、高温を原因として生ずる果実、花、樹木における障害であり、収量や商品性の低下に直結する。高温障害に対しては、栽培管理における基本技術を徹底した上で、症状に応じた技術的対策を講ずる（表2）。技術的対策による対応が困難な場合には、障害リスクの低い品種の導入を図るなど品種構成の見直しを行う。それでもなお障害の発生が抑えられず生産が困難な場合は、「表1. 栽培する上での気象条件・注意事項」を参照して地域の気象条件に合った品目への転換を検討する。

栽培に適する自然的条件に関する基準

表1. 栽培する上での気象条件・注意事項

品目	栽培地域における平均気温		植物生理に係る低温条件		植栽時における園地の低温、風雨、降雪に係る注意事項
	年	4月1日～10月31日	冬期の最低極温	低温要求時間	
かんきつ類	うんしゅうみかん	15°C以上 18°C以下	-	-5°C以上	-
	いよかん、はっさく	15.5°C以上	-	-	す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前までに-3°C以下にならないこと。
	しらぬひ等	16°C以上	-	-3°C以上	-
	ぶんたん類	16.5°C以上	-	-3°C以上	-
	たんかん	17.5°C以上	-	-	す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前までに-2°C以下にならないこと。
	ゆず	13°C以上	-	-7°C以上	傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
	かぼす、すだち	14°C以上	-	-6°C以上	-
	レモン	15.5°C以上	-	-3°C以上	す上がり等の品質低下を防ぐため、11月から収穫前までに降霜が少ないと。傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
	りんご	6°C以上 14°C以下	13°C以上 21°C以下	-25°C以上 1,400時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね2m（わい化栽培においては概ね1.5m）以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蓄から幼果期において降霜が少ないと。
	じどう	7°C以上	14°C以上	-20°C以上 欧洲種： -15°C以上	巨峰： 500時間以上 枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。 欧洲種については、4月～10月の降水量が1,200mm以下。
なし	日本なし	7°C以上	13°C以上	-20°C以上 幸水： 800時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蓄から幼果期に降霜が少ないと。
	西洋なし	6°C以上 14°C以下	13°C以上	-20°C以上 1,000時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蓄から幼果期に降霜が少ないと。
もも	9°C以上	15°C以上	-15°C以上	1,000時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蓄から幼果期に降霜が少ないと。 病害を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。

表1. 栽培する上での気象条件・注意事項（続き）

品目	栽培地域における平均気温		植物生理に係る低温条件		植栽時における園地の低温、風雨、降雪に係る注意事項
	年	4月1日～10月31日	冬期の最低極温	低温要求時間	
とうとう	7°C以上 15°C以下	14°C以上 21°C以下	-15°C以上	1,400時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蓄から幼果期に降霜が少ないと。
びわ	15°C以上	-	-3°C以上 耐寒性品種： -5°C以上	-	傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
かき	甘かき	13°C以上	19°C以上	800時間以上 -13°C以上	枝折れを防ぐため、新しょう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。 新しょうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期に降霜が少ないと。
	渋かき	10°C以上	16°C以上	-15°C以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 枝折れを防ぐため、新しょう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。 新しょうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期に降霜が少ないと。
くり	7°C以上	15°C以上	-15°C以上	-	新しょうの枯死を防ぐため、展葉期に降霜が少ないと。
うめ	7°C以上	15°C以上	-15°C以上	-	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 幼果は霜害を受けやすいので、幼果期に降霜が少ないと。
すもも	7°C以上	15°C以上	-18°C以上 (台湾系品種を除く)	1,000時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蓄から幼果期に降霜が少ないと。
フルーツ	12°C以上	19°C以上	-7°C以上	-	新しょうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期に降霜が少ないと。 枝折れや病害を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
アパツイ	20°C以上	-	7°C以上	-	-

（注）1. 表中に品種の記載がある場合にあっては当該品種、それ以外にあっては一般に普及している品種及び栽培方法によるものとする。

2. しらぬひ等には、他にネーブルオレンジ、夏ミカン類、日向夏、清見、せとか、はるみ、ほんかん、きんかんを含む。

3. 最低極温とは、当該果樹の植栽地における1年を通して最も低い気温である。

4. かんきつ類の果樹については、冬期の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生しても差し支えないものとする。

5. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2°C以下になる期間の延べ時間である。

6. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。

表2. 高温障害及び対策技術

品目	高温障害	発生の原因	症状	対策技術の例	留意事項
うんしゅうみかん	浮皮	果実肥大期～収穫期の高温・多雨・多雨(9～12月)	果皮と果肉が分離した状態	・マルチ栽培等による水分制御 ・植物成長調整剤の利用 ・樹冠上部摘果等による高リスク果実の除去	「いじじ」等は発生しにくい
	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温・高温・少雨(7～10月)	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・樹冠上部摘果等による高リスク果実の除去 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和	気温 35°C以上で発生リスクが増大
	着色不良	果実肥大期～収穫期の高温(8～12月)	果皮が全面着色に至らず、緑色の部分が残る状態	・マルチ栽培等による光環境や水分制御 ・着色初期からの夜間冷房(ハウスみかん)	-
かんきつ他類	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温・高温・少雨(7～10月)	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・樹冠上部摘果等による高リスク果実の除去 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和	-
	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温(7～9月)	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・葉取らず栽培の実施 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和 ・細霧冷房による果実温度の低下	気温 35°C以上で発生リスクが増大
りんご	着色不良	着色期～収穫期の高温(8～11月)	着色系品種: 果皮の着色が阻害され、本来の着色に至らない状態	・優良着色系系統や品種、黄色品種の利用 ・適正な窒素施肥量の励行	-
ぶどう	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温・高温・少雨(6～9月)	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・新しょう配置による直射日光の緩和 ・細霧冷房による果実温度の低下	-
	着色不良	果実肥大期～収穫期の高温(6～9月)	着色系品種: 果皮の着色が阻害され、本来の着色に至らない状態	・環状剥皮 ・植物成長調整剤の利用 ・優良着色系品種や黄緑色品種の利用 ・着房数又は着粒数を制限(巨峰)	「グロースクローネ」は着色に優れる

表2. 高温障害及び対策技術(続き)

品目	高温障害	発生の原因	症状	対策技術の例	留意事項
日本なし	(煮え果)	果実肥大期～収穫期の高温・乾燥(7～9月)	果皮直下の果肉が褐変	・遮光資材による樹冠の被覆 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和	-
	コルク状障害	果実肥大期～収穫期の高温・乾燥(8～10月)	果肉の維管束部分に乾いた褐色えそ斑点が発生	・適切な着果管理 ・土壤の塩基バランスの適正化 ・エチホン散布 ・樹上散水による高温の抑制 ・土壤深耕	-
	不発芽	冬季の高温	長果枝の発芽・開花遅延、芽枯れ、枝枯れ	・施肥や堆肥散布の時期を春に変更 ・土壤改良 ・花芽が得やすい枝管理 ・発芽促進剤の利用	「凜夏」は発生しにくい
もも	果肉水浸状症	夏の高温、収穫前の多雨	果肉の一部が水浸状になり褐変する一種の過熟症状	・適期収穫の徹底 ・機能性果実袋、透湿性マルチシートの利用	-
とうとう	花形異常	花芽分化期の高温(7月中旬～9月上旬)	花芽分化の異常により、複数の雌しづいが形成(双子果)	・遮光資材による樹冠の被覆	-
	症状	収穫期の高温	果肉が水浸状になり、褐変する過熟症状	・反射シートの除去、種類の検討 ・遮光資材による樹冠の被覆 ・過度の葉摘みを控え、適期収穫を徹底 ・灌水、散水	果肉の硬い品種では発生しにくい
かき	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・樹冠又は果実の被覆 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和 ・着果位置の工夫	-
	着色不良	着色期の高温(8～10月)	果皮の着色が阻害され、本来の着色に至らない状態	・適正な整枝剪定、着果、施肥管理 ・灌水や土壤改良	-
うめ	花形異常	冬季の高温	開花期の前進により、雌しづいが未熟なうちに開花(不完全花となり結実に至らない)	・適切な施肥や春季摘心による花数の確保	-

第4 近代的な果樹園経営の基本的指標

① 基本的な考え方

省力樹形等やスマート農業技術、機械等の技術導入や、労働生産性を高める経営の展開を図るため、代表的な果樹の農業経営モデルを示す。

② 農業経営モデルの考え方

具体的には、果樹の種類ごとに規模拡大や加工用果実生産に取り組むにあたって直面するそれぞれの課題に対し、基盤整備や省力樹形の導入等の手段を講ずることにより農業所得の向上や1人当たりの労働生産性の向上に繋げ、経営の改善・発展や果樹農業への参入に資する農業経営モデルを示す。

1. うんしゅうみかん

慣行栽培

- 中山間地の傾斜地で手作業を中心とした栽培
- 慣行樹形(開心自然形)で生食用果実を生産
- 収穫期の労働ピークに臨時雇用労働力を活用
- 主な機械設備はスプリンクラー、モノレール
- 共選出荷

【経営概要】2人、臨時雇用3人

経営面積(ha)	2.0
10a当たり収量(t)	3.0
単価(円/kg)	200
総労働時間(時間)	2,840
1経営体当たり農業所得(万円)	388
1時間当たり農業所得(円)	1,367

規模拡大・機械化モデル

【課題】

- 機械導入に適した園地整備が必要
樹の列間が狭く傾斜地であるため、車両や機械導入が進まず、規模拡大が困難
- 労働時間の削減、労働力の投入が必要
収穫等の労働ピークが規模拡大のネック

【対応方策】

- 基盤整備による園内道の整備や傾斜の緩和、樹の列間の確保
車両や機械を使った作業が可能
- 機械、省力技術の導入、労働力の投入
整列した園地にて、SS等の機械や作業動線を短くできる片面交互結実のよう省力技術を導入し、10a当たり労働時間を慣行比5割削減、新たな労働力の投入

【経営概要】2人、臨時雇用9人
省力樹形(双幹形)、片面交互結実の導入
・作業分散のため、極早生～晩生種を導入

経営面積(ha)	6.0
10a当たり収量(t)	3.5
単価(円/kg)	200
総労働時間(時間)	4,530
1経営体当たり農業所得(万円)	1,674
1時間当たり農業所得(円)	4,210

加工仕向生産モデル

【課題】

- 単収の増加や労働生産性の向上が必要
加工用果実は単価が安く、慣行栽培では農業所得の確保が困難
- 経営コストの削減が必要
機械導入に過剰なコストが掛かる
- 徹底した労働時間の削減、労働力の投入
収穫等の労働ピークが規模拡大のネック

【対応方策】

- 高密植省力樹形の導入
平面的・直線的な作業動線を確保し、効率的な作業が可能
- 機械作業体系、省力技術の導入
トラクタと複数のアタッチメントを作業ごとに使い分ける機械作業体系や、摘花・摘果剤の使用等の省力技術の導入により、10a当たり労働時間を慣行比5割削減、規模拡大が可能

【経営概要】2人、臨時雇用8人
省力樹形(高密植双幹形)、片面交互結実
・加工適性品種を選択・加工業者との契約販売

経営面積(ha)	15.0
10a当たり収量(t)	6.0
単価(円/kg)	70
総労働時間(時間)	3,989
1経営体当たり農業所得(万円)	1,341
1時間当たり農業所得(円)	3,362

2. りんご

慣行栽培

- 栽培方法は手作業が中心
- 慣行樹形(開心自然形)で生食用果実を生産
- 収穫期や果実の生育管理等の労働ピークに臨時雇用労働力を活用
- 主な機械設備はスピードスプレーヤー、乗用型草刈機
- 共選出荷

【経営概要】3人、臨時雇用7人

経営面積(ha)	3.0
10a当たり収量(t)	2.0
単価(円/kg)	267
総労働時間(時間)	5,463
1経営体当たり農業所得(万円)	386
1時間当たり農業所得(円)	706

規模拡大・機械化モデル

【課題】

- 効率的な作業動線の確保が必要
樹を周回した作業により効率化が困難
- 労働時間の削減が必要
収穫等の労働ピークが規模拡大のネック

【対応方策】

- 高密植省力樹形の導入
平面的・直線的な作業動線を確保し、効率的な作業が可能
- 機械作業体系、省力技術の導入
トラクタと複数のアタッチメントを作業ごとに使い分ける機械作業体系や、摘花・摘果剤の使用等の省力技術の導入により、10a当たり労働時間を慣行比5割削減、規模拡大が可能

経営面積(ha)	6.0
10a当たり収量(t)	4.0
単価(円/kg)	267
総労働時間(時間)	5,204
1経営体当たり農業所得(万円)	2,617
1時間当たり農業所得(円)	5,030

加工仕向生産モデル

【課題】

- 単収の増加や労働生産性の向上が必要
加工用果実は単価が安く、慣行栽培では農業所得の確保が困難
- 経営コストの削減が必要
機械の導入の過剰なコストが掛かる
- 徹底した機械化による労働時間の削減が必要
規模拡大に伴う労働時間の増加によって労働力の確保が困難

【対応方策】

- 地元加工業者への契約出荷
品質に合わせた適正取引により、加工原料用果実に特化した生産を実現
- 機械作業体系、省力技術の導入
トラクタと複数のアタッチメントを作業ごとに使い分ける機械作業体系、ツリーシェイカー等の機械、摘花・摘果剤の使用等の省力技術の導入により、10a当たり労働時間を慣行比8割削減、規模拡大が可能

経営面積(ha)	20.0
10a当たり収量(t)	6.0
単価(円/kg)	80
総労働時間(時間)	5,953
1経営体当たり農業所得(万円)	2,296
1時間当たり農業所得(円)	3,856

3. ぶどう

慣行栽培

- 房作りをはじめとした繊細な手作業が中心
- シャインマスカットをはじめとした高単価な生食用果実を生産
- 房作りや収穫期の労働ピークに臨時雇用労働力を活用
- 主な機械設備はスピードスプレーヤー、乗用型草刈機
- 共選出荷

【経営概要】2人、臨時雇用1人

経営面積(ha)	0.8
10a 当たり収量(t)	1.6
単価(円/kg)	1,180
総労働時間(時間)	2,456
1経営体当たり農業所得(万円)	533
1時間当たり農業所得(円)	2,169

多用途栽培モデル

【課題】

- 高度な技術を必要とし、労働集約的な作業が必要
房作り(摘房、摘粒等)に高度な技術が求められ、労働力の確保が困難
- 用途に応じた栽培体系の見直し
ギフト用、日常消費用、加工用の用途ごとに栽培体系を見直し、価格に見合った作業の効率化を実現
例えば、日常消費用や加工用については、摘房数の見直しや摘粒作業の省略により、房作りにかかる10a当たり労働時間を慣行比7割削減
- 労働時間の削減が必要
収穫等の労働ピークが規模拡大のネック
- 機械化が可能な園地への基盤整備、機械導入
10a当たり労働時間を慣行比5割削減

【対応方策】

【経営概要】2人、臨時雇用4人	
・ギフト用、日常消費用、加工用の用途に応じた栽培	
・収穫出荷作業の外注	
・加工業者との契約販売	
経営面積(ha)	5.0
10a 当たり収量(t)	1.6~4.0
単価(円/kg)	100~1,600
総労働時間(時間)	7,488
1経営体当たり農業所得(万円)	1,703
1時間当たり農業所得(円)	2,274

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

(1) 集出荷・流通対策

目標

農村における人手不足やトラックドライバーの時間外労働の上限規制などによる労働力不足に対応するため、集出荷施設・選果場の再編集約・合理化、果実やコンテナ等の出荷規格の見直し、共同輸送やモーダルシフト等を進める。また、産地から消費者へ生果実の品質を保持して届けることは極めて重要である。このため、切れ目のないコールドチェーンの構築等、高温等の現下の気象状況下においても、鮮度を低下させることなく流通させるためのサプライチェーンの構築を推進する。

【KGI】

● 生産面積(再掲)

194ha(令和5年度) ⇒ 192ha(令和12年度)

主要指標 (KPI)

● AI選果場

3選果場(令和5年度) ⇒ 10選果場(令和12年度)

具体的な施策

① 集出荷の効率化の推進

- 産地の実態を踏まえて、既存施設の役割の見直しに係る協議や修繕・更新に係る計画の策定、その実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した集出荷施設・選果場等の共同利用施設の再編集約・合理化を促進する。
- 選果能力の向上により、高品質化や、家庭選果の省略等による省力化を可能とするAI選果機の導入を推進する。

② 果実輸送の合理化の推進

- 果実やコンテナ等の出荷規格の見直しを図る取組を推進する。
- 国土交通省等の関係省庁や地方公共団体等とも連携しながら、農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化を促進するため、物流の標準化、デジタル化・データ連携等の取組や、産地における集出荷施設の整備や、農産品等の流通網の強化に必要な中継共同物流拠点、卸売市場の整備等を推進する。
- 鉄道・船舶輸送をはじめ、多様な輸送モードを活用して、環境負荷低減にも寄与するモーダルシフト等を推進する。
- 高温等の気象状況下においても、鮮度を低下させることなく流通させるためのスマート技術を活用した流通の効率化・高度化やコールドチェーン確保等による国内外の流通体制の構築等を推進する。

(2) 果実の加工

目標

国産果実の加工仕向けについては、生果実の選果の過程で規格外となったものの一部が流通している状況であり、果実生産量の減少に伴い加工仕向量が減少している中、規格外の果実を加工用に回すだけでなく、契約生産など価格を決めて量をある程度加工に回すことが出来るような生産を進める。また、地域の基幹産品となる果実加工品の創出など、付加価値の高い加工仕向けの取組を推進する。

【KGI】

● 加工仕向量(再掲)

314千トン(令和3年度) ⇒ 377千トン(令和12年度)

主要指標 (KPI)

● 加工原材料果実の生産に取り組む経営体・産地(再掲)

令和12年度までに10経営体・産地を創出

具体的な施策

- ① 国産の加工用原料果実の確保
 - 徹底した生産合理化により加工専用果実を生産する法人経営体、加工原材料を必要とする食品企業等の参入等により、契約生産など価格を決めて量をある程度加工に回すことができるような生産を進める。
 - 果実の生産現場から、まとまった量の集出荷や一次加工、果実を加工利用する食品企業や販売店といったサプライチェーンの実態を把握し、加工用原料果実を入手しやすくする環境の整備を検討する。
- ② 多様なニーズに対応した果実の加工
 - 果実や未熟果の機能性成分に着目した加工や、日本ワイン、シードルなど地域の原料を使用した特色ある醸造加工など、果実の機能性や地域の特色により差別化が図れるような新たな商品開発を推進する。
 - 従来の果汁や缶詰、ジャム等に加え、ストレートジュース、スムージー、カットフルーツ、冷凍フルーツ、ドライフルーツ、非加糖のジャムなどの原料の素材をそのまま活かした加工品や、環境負荷低減などストーリー性のある商品といった多様なニーズに対応するため、生産者と実需者等の連携による用途に応じた加工の取組や、新たな果実加工品生産技術の開発・導入を推進する。

第6 その他必要な事項

(1) 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復旧・復興に向け、食品の安全確保の取組や、避難指示区域等における高収益品目の育成による経営再開支援、国内外の風評被害の払拭を引き続き推進する。

(2) 近年頻発する大規模自然災害による被害からの復旧・復興

令和6年能登半島地震・豪雨災害、令和7年雪害など、近年頻発する大規模自然災害からの早期の営農再開を支援するとともに、改良復旧や再編復旧と合わせた省力樹形等の導入など、新たな取組による営農再開を支援する。

(3) 自然災害への備え

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、被害を最小化するためには、過去の災害の教訓を踏まえた、事前防災を推進する。

- 果樹農業者等が自らの災害時のリスクや情報を認識し、必要な対策を適切に講ずることが重要であり、このため、平時の備えとして、ハザードマップの周知や気象別の予防減災情報の発信に努める。
- 最近の災害における果樹農業経営への影響や農業保険の利点を発信し、農業保険の普及促進を図る。
- 地方公共団体や農業関係団体等と連携し、果樹農業経営の災害への備えの意識を高める。それと併せて、事業継続計画（農業版B C P）の策定による具体的な効果を示しつつ、計画に対する関心を高め、策定を促す。
- 大雨等による影響が懸念される際には、S N S等を活用した注意喚起、果樹農業の被害防止に向けた技術的な対策情報を発信する。
- 生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対して、資機材による対策や品種構成の見直し等の検討を進める。加えて、高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する。また、気象庁が発表する気象情報や、被害防止に向けた技術指導通知、果樹農業現場における高温障害等の影響やその適応策等の情報発信に引き続き取り組む。

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針の公表について

花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）第3条第4項の規定に基づき、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針を変更したので、同条第6項の規定に基づき、公表する。

農林水産大臣 江藤 拓

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針

この基本方針は、花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項、花き産業の振興のための施策に関する事項、花きの文化の振興のための施策に関する事項並びに花きの需要の増進のための施策に関する事項を定めるものである。

なお、この基本方針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例によるものとするが、花きには、例えば、切り葉、切り枝、観葉植物、盆栽等も含まれる。

第1 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

我が国における花きの産出額は長らく漸減傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で一段と減少したが、その後、需要の変化等により増加に転じ、令和4年では3,684億円と農業産出額の4%を占めている。生産現場では新規就農や若い生産者の活躍も目立つなど、花き産業は農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているところである。また、我が国の花きの生産技術は高い水準にあり、多様で高品質な国産花きは、これまで国際園芸博覧会における大賞受賞を始め、多くの賞を受賞するなど国際的な評価も高く、アジアやヨーロッパ諸国、米国向けを中心に花きの輸出は増加傾向にある。

さらに、我が国においては、いけばな、盆栽や季節行事と結びついた花き利用など、世界に誇る花きに関する豊かな伝統と文化が国民の生活に深く浸透しており、花きに関する伝統を承継し、花きの文化を振興することは、国民の心豊かな生活の実現に資することとなる。

他方、安価な切り花の輸入の増加、燃料価格の上昇、物流問題、さらには近年の高温などの異常気象や多発する災害といった諸問題に対応する観点から、我が国の花き産業の生産力や国際競争力の強化が緊要な課題となっている。

また、近年の国内市場における花き消費は、新型コロナウイルス感染症拡大以降の行動変容により、ホームユース需要の増加等がみられ、この需要の変化を的確に捉え対応を進める必要がある。

くわえて、令和9年に神奈川県横浜市で開催される国際園芸博覧会は、我が国の花き及び花きの文化を国内外に発信し、国内外の需要を飛躍的に拡大できる機会であり、この成果を今後の花き産業の発展に最大限に生かすことが重要である。

花き産業及び花きの文化の振興に当たっては、このような状況を踏まえ、花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花き産業の振興、文化の振興、需要の増進のための取組等の措置を講ずることとする。また、上記の達成に向け、需要に基づく国産花きの生産供給について検討する育種・生産・流通・販売・消費に関わる花き産業横断的な枠組みの構築を図ることとする。

第2 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

1 花き需要の長期見通し

花きの需要の長期見通しについては、近年の需要の動向に鑑み、また、法に基づき講じられる花きの需要の増進のための施策の効果が發揮されることを前提とすれば、需要額は令和12年に4,600億円になることが見込まれる。

2 花きの生産量その他の花き産業の振興の目標

次に掲げる輸出額の目標及び輸入額の見込みに需要の長期見通しを併せて考慮し、令和12年の産出額の目標を4,500億円とする。

また、令和12年の産出額の目標を達成するための花きの種類ごとの内訳は次のとおりとする。

切り花類	2,700億円
鉢もの類	1,100億円
花木類	200億円
球根類	20億円
花壇用苗もの類	370億円
芝類	80億円
地被植物類	30億円

① 輸出額の目標

輸出額は、近年の輸出の状況に鑑み、また、法に基づき講じられる花きの輸出の促進に必要な施策の効果が発揮されることを前提に、令和12年の目標額を200億円とする。

② 輸入額の見込み

輸入額は、近年の輸入の状況に鑑み、また、法に基づき講じられる花きの生産性向上等の施策の効果が発揮されることを前提とすれば、令和12年に300億円になることが見込まれる。

第3 花き産業の振興のための施策に関する事項

需要に基づく花きの安定生産・安定供給を図るため、国産花きの生産者の経営の安定、花きの生産性及び品質の向上の促進、加工及び流通の高度化、鮮度の保持の重要性への留意、輸出の促進、研究開発の推進等について、国及び地方公共団体は、以下の施策を講ずるよう努める。

1 生産対策

① 花きの生産基盤の整備

新規参入者の確保・育成とともに、生産性向上を通じた生産基盤の強化を進めるため、生産コストの低減に資する集出荷調製施設等の共同利用施設・機械の導入、暑熱対策等による周年生産又は生産期間の延伸が可能となる低コスト耐候性ハウスの導入、既存ハウスの流動化や機能強化、ヒートポンプ等の省エネ設備の導入を推進するよう努める。なお、施設整備にあたっては、地域計画と連携しながら推進するよう努める。また、農業生産資材価格の上昇による影響を小さくするため、資材コスト低減のための取組に対し支援を行うよう努める。さらに、花きの生産者の産地間連携による技術交換や育種・種苗供給体制の強化、農業大学校等における花きの生産技術の教育、これらの機会も活用した知的財産に関する意識・知識の向上等、生産性及び品質の向上のための取組を支援するよう努める。

生産性向上に当たっては、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画について、花きの生産者等による作成を推進するとともに、ロボット・データ駆動型農業や環境制御型の生産システム、自動選花機等のスマート農業技術等の導入を推進するよう努める。その際、スマート農業に対応するための基盤整備を推進するよう努める。

品質向上に当たっては、集出荷調製施設における低温庫といった産地の低温設備等、品質の保持に資する施設の整備を推進するよう努める。

自然災害や価格低下等のリスクに対する備えを進めるため、収入保険や園芸施設共済等への加入、激甚化する風水害等の自然災害に対する事業継続計画の策定、施設の補強等の取組を推進するよう努める。また、省エネルギー対策に取り組む施設園芸産地を対象に、燃料価格の上昇に応じて補填金を交付するセーフティネット対策を実施するよう努める。

② 気候変動への適応策・緩和策

近年の温暖化による開花期の前進・遅延、生育不良等の高温障害や病害虫被害等の発生が深刻化する中、需要期における出荷の安定・拡大及び品質の向上を確保するため、開花調整等の計画生産技術の導入及び高温障害を回避・軽減する既存ハウスへの換気窓の設置や遮光・遮熱資材、循環扇、細霧冷房、ヒートポンプ等の資機材を活用した栽培管理技術、物理的・生物的の防除法に係る技術・資材の導入を推進するよう努める。あわせて、高温耐性や病害虫抵抗性品種の導入を推進するよう努める。また、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき、省エネルギーかつ最適な温度・日長管理技術の導入による温室効果ガスの削減や化学農薬のみに依存しない耕種的・物理的・生物的防除法に係る技術・資材の導入等の環境負荷低減の取組を推進するよう努める。

③ 研究開発の推進

国産花きの生産量増加、低コスト生産、需要拡大、海外輸出等を推進するため、高温又は低温耐性等の気候変動への適応性、病害虫抵抗性、日持ち性といった特性を有する花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化を推進するよう努める。また、産学官連携の下、適切な役割分担等を図りながら、新品種の育成等に関する研究開発を推進するとともに、その素材となる遺伝資源の適切な導入、ゲノム情報等を活用した品種開発の加速化を促進するよう努める。さらに、国内外における品種登録等による新品種の適正な管理や品種識別技術の開発等により、知的財産の侵害への対策を推進するよう努める。

生産性及び品質の向上を進めるため、産学官連携により、暑熱対策やニーズに応じた計画生産、日持ち性の向上等に関する研究開発を推進するよう努める。また、花きの特性に沿ったスマート農業技術の開発・改良及び既存技術と組み合わせた栽培体系の構築・導入を推進するよう努める。

特徴ある品種・品目等の高付加価値花きから日常使い向けに価格を抑えた花きまで、多様な需要に対応しつつ、高収益化の実現に向けた栽培体系の構築を推進するよう努める。

2 流通対策

① 花きの流通の高度化

物流のひっ迫が懸念される中、「花き流通標準化ガイドライン」を基本に、パレット・台車の利用や段ボール箱等の資材規格の統一等、流通に要する荷役作業・荷待ち時間の短縮、共同輸送と組み合わせたストックポイントの構築等のコストの低減に資する流通経路の合理化を推進する取組に対し支援を行うよう努める。特に、流通経路の合理化に当たっては、環境に負荷がかからない輸送やモーダルシフト等、産地から小売までの流通に係る関係者の理解促進に努めるとともに、流通情報のデジタル化と併せた通信環境の整備、流通情報システム間のデータ互換性の確保等のプラットフォーム整備の取組を推進するよう努める。また、花きの短茎規格等、省資材や積載効率の向上に資する出荷規格の見直しの取組についても推進するよう努める。

日持ちの良い花きへの消費者ニーズに対応するため、暑熱対策等品質の保持に資する卸売市場における低温卸売場及び卸売市場やストックポイントにおける低温庫の整備等を推進するよう努める。

(2) 品質の保持・加工技術の開発

花きの品質を保持しつつ流通させるため、生産から流通・販売に至るまでのコールドチェーンの確立、各段階における品目の特性に沿った品質保持剤の使用等の品質保持のための技術開発・取組を推進するとともに、長期貯蔵の取組等の需要期に合わせた供給の意義について、関係者に対する普及啓発を行うよう努める。また、輸出を含む長時間輸送に耐え得る梱包・包装資材等の技術の開発等の取組に対し支援を行うよう努める。

花き産業及び花きの文化の関係者による多様なニーズに対応した新たな花きの利用スタイルの提案や商品の開発等を推進するよう努める。

(3) 販売・消費データの活用

卸売市場や小売業者の有する販売データを基にした需要予測や消費動向を産地にフィードバックして需要に応じた生産を推進するため、花き産業の関係者全体で共通のデータフォーマットによりデータを集積・分析する仕組みを構築するよう努める。その際、国内の情報と共に輸出に関する情報についても取り扱うよう努める。

3 輸出対策

(1) 輸出先国の需要に即したマーケティング

オールジャパン体制により新たな輸出先国・地域や輸出品目の開拓等、更なる輸出拡大を図るため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）第43条第1項の認定を受けた認定農林水産物・食品輸出促進団体と連携して、花きの文化と併せた国産花きに関する情報の発信、海外販路の拡大に向けた市場・消費実態に関する情報の収集・提供及び海外の見本市への参加の促進や海外からのバイヤーの招へい等による商談の機会の創出に努める。また、国際園芸博覧会の開催・出展やインバウンド等を活用した海外需要の創出に努める。

(2) 輸出に対応した産地の育成

海外の市場・消費実態に関する情報に基づく生産が進められるように、花き産地における輸出に対応した栽培体系の確立を推進し、フラッグシップ輸出産地を中心とした輸出に取り組む産地の増加を図るとともに、産地間のリレー出荷や産地における輸出対応施設の整備を推進するよう努める。また、輸出先国の植物検疫要求に対応する技術の開発・普及に努める。

(3) 輸出に係る環境整備

輸出先国の規制が輸出阻害要因となっている場合には、輸出促進法第3条により設置された農林水産物・食品輸出本部の下、政府一体となって戦略的に対応する。

海外における日本産花きの優位性を確保するため、権利者や農業現場における種苗の管理の徹底等により種苗の流出防止に取り組むほか、海外出願の推進により海外における無断栽培を抑止するよう推進することに努める。また、海外ライセンス生産に当たっては、栽培技術等の営業秘密管理を徹底するよう努める。さらに、これらの知的財産の保護・活用の取組に当たっては、費用対効果や当該知的財産のライフサイクルを考慮し、花き産業の振興及び輸出拡大に資するよう推進することに努める。

4 研究開発事業の実施に関する基本的な考え方

(1) 研究開発事業の基本的な考え方

研究開発事業の実施に当たっては、法及び基本方針に照らし適切な研究開発を行い、その成果が活用されることにより我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資することを目指すのとする。

(2) 研究開発事業の内容

[1] 研究開発事業の目標

研究開発事業者は、法及び基本方針を踏まえ、事業の実施によって達成すべき具体的な目標を設定するものとする。

[2] 研究開発事業の内容

研究開発事業者は、次のア及びイの事項に取り組むものとし、これらの事項については、研究開発事業計画（以下「計画」という。）に具体的な内容を記載するものとする。

ア 花きの新品種の育成

高温又は低温耐性等の気候変動への適応性、病害虫抵抗性、日持ち特性等、従来の品種にない優れた機能や形質を有し、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資する新品種を育成すること。

イ 増殖技術の高度化

アにより育成された新品種に係る組織培養等による増殖技術、無病化技術その他技術の高度化を図ること。

[3] 研究開発事業の実施期間

計画期間は10年以内とし、事業の実施期間（開始日及び終了日）及び計画の目標達成に向けた具体的な年次計画を記載するものとする。

第4 花きの文化の振興のための施策に関する事項

花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に資するように、国及び地方公共団体は、以下の施策を講ずるよう努める。

1 公共施設及びまちづくり等における花きの活用

庁舎、学校、図書館、市民会館等の公共施設における花きの展示やワークショップの開催、公園整備等のまちづくりにおける花壇の整備、高齢者関係施設や社会福祉施設等における花きの展示やいけばな、園芸作業等の花きに触れる活動等により、花きの活用を推進するよう努める。また、花きの人を癒す効用に関する科学的データの蓄積及びそのデータから得られた知識の普及を推進するよう努める。

2 花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進

民間団体等が行っている小学生等を対象にした「花育」について、学校や児童館等と連携を図りつつ推進するよう努める。また、花壇作り等の花きを介した世代交流を伴う地域活動について推進するよう努める。

3 日常生活における花きの活用の促進等

家庭や職場等の日常生活における花きの活用を推進するよう努める。また、いけばな、盆栽等の花きに関する伝統の継承、若年層が関わる花きの新たな文化の創出及び花きに関する知識の普及を推進するよう努める。

第5 花きの需要の増進のための施策に関する事項

需要に即した花きの供給を通じた消費の定着・拡大や新たな需要の創出を図るため、国及び地方公共団体は、以下の施策を講ずるよう努める。

1 花きのブランディングの推進

国際園芸博覧会、展覧会、展示会、品評会等の開催、消費者ニーズを踏まえた商品情報の提供、切り花の日持ちを保証する販売の確立等、花きの需要の増進のための取組に対し支援を行うよう努める。特に、令和9年に開催される国際園芸博覧会において、産地から小売までの花き産業及び花きの文化の関係者がこの機会に主体的に需要の増進のための活動に取り組むことを推進するよう努める。

2 需要の変化への対応

新型コロナウイルス感染症拡大以降の需要の変化や若年層の需要の増加等を踏まえ、ホームユース等の日常生活における花きの利用を喚起する取組や、ごみの減量化や再利用に資する環境に配慮した花材・資材の利用の取組、花きの人を癒す効用に着目した情報の提供等、新しい価値観に基づく新たな需要の喚起について推進するよう努める。

3 消費者の理解醸成

消費者が生産現場を訪れて花きの生産過程を知るアグリツーリズム（観光との連携）等、消費者が生産現場を理解し生産者と交流する機会作りを進めるよう努める。また、SNSの活用、コンテンツ産業やインテリア産業等の異業種との連携による効果的な需要喚起を推進するよう努める。

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針について

お茶の振興に関する法律（平成23年法律第21号）第2条第4項の規定に基づき、茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針を変更したので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和7年4月30日

農林水産大臣 江藤 拓

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針

第1 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

1 茶業及びお茶の文化の振興の意義

今から1200年以上前に中国から伝わったお茶は、我が国で長い歳月をかけ、「茶道」という高い精神性やおもてなしの心を育む日本を代表する文化となった。また、江戸時代には、喫茶の習慣が庶民にも根付き、「日常茶飯事」といった言葉が生まれるなど、日本人の生活にとって不可欠な存在となっている。くわえて、日本茶独特の深い味わいは、素材を活かした淡泊な味わいの料理を引き立たせるという点から、我が国の中華や魚を中心とした和食との相性が良く、和食文化を構成する重要な役割を担っている。

このように、我が国において、お茶は、伝統と文化を育みながら国民の生活に深く浸透し、豊かで健康的な生活の実現に寄与している。

産業としてのお茶の生産については、お茶は日本の北から南まで広い範囲で栽培されており、それぞれの産地で特色ある茶生産が行われ、特に、農作物一般の生産にとって条件不利地域である中山間地域では、お茶はその自然条件等を活かして栽培されることから重要な基幹作物となっている。

また、お茶が消費者の手元に届くまでには、茶園での「生葉」生産から、「荒茶」への加工、荒茶をブレンド・再加工する「仕上げ」までの工程を経ており、こうした加工・流通・販売を包括している茶業は、裾野が広く地域経済において重要な産業となっている。

さらに、世界と日本茶の関わりについては、江戸時代初期に初めて輸出されて以降、明治時代には国内生産量の8割以上が輸出されるなど、生糸と並び我が国の輸出産業を牽引し、外貨獲得により日本の近代化を支えたほか、岡倉天心の著書「茶の本」等により日本の茶文化は世界に伝えられ、多くの海外消費者を魅了してきた。近年においても、インバウンド観光による消費が好調、また茶の輸出は過去最高額を更新という状況であり、農林水産物・食品の輸出の中でも際立つ存在であるとともに、お茶は日本文化を伝播する入口としての重要な役割を担っている。

2 お茶をめぐる課題

近年、食生活を始めとする生活様式の変化や多様化、家族間の生活時間帯の相違等により、急須を用いてお茶を飲用する機会が若年層や中年層を中心に減少しており、これに伴いリーフ茶を中心に国内消費量は減少し、茶の価格は低迷している。一方、ペットボトルの緑茶飲料は、その利便性やすっきりとした味わいが幅広い世代の消費者の支持を得て、消費は拡大傾向にある。

また、世界に目を転じると、我が国の茶の輸出は、抹茶や有機栽培茶等の需要拡大により、近年増加傾向で推移しており、令和6年の輸出額は過去最高の364億円を記録した。一方、拡大する海外需要に供給が応えられていないことから、今後更に輸出を拡大するためには、供給体制を強化することが重要である。

お茶の生産面では、生産者の後継者不足、繁忙期の労働力不足等により、栽培面積・生産量は減少傾向にあり、1戸当たりの栽培面積は増加傾向にあるが、小区画ほ場や傾斜地などの生産条件により機械化が進んでいない産地がある。

こうした中で、茶の生産者等の減少により、今後更に生産量が減少すれば、国内外の需要を満たせなくなることも懸念される。

3 今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向

生産面においては、海外で需要が多く取引単価の高い抹茶の原料となるてん茶への茶種転換や有機栽培等への栽培法の転換など需要の変化に対応した生産を推進する。

また、生産者の減少に対応するため、茶園の集積・集約化、基盤整備、老齢茶樹の改植や、スマート農業技術等の開発・導入の推進により生産性を一層向上させる。

輸出については、文化と併せたプロモーション等による海外需要開拓、輸出先国・地域の残留農薬基準など輸入条件への対応、輸出向け産地形成等により輸出を更に拡大させる。

消費については、我が国の食文化に欠かせない急須を用いた伝統的な日本茶の飲み方等を未来へ継承することに加え、国内外の多様な需要や消費スタイルを柔軟に受け入れ、外食産業や観光産業等の他業種等とも連携しながら、現代の消費者の生活様式に合わせた飲み方等を提案すること等を通じて、国内外に日本茶の魅力・情報を発信し、消費拡大を図る。

お茶の文化については、次世代へ確実に継承していくため、お茶に関する文化財の保存・活用や、国内外の消費者のお茶の文化に対する理解増進を図る。

これらの取組の推進に当たっては、産地や個々の生産者等だけでなく、茶商やドリンクメーカー等の実需者や輸出・流通事業者、食品関連産業・外食産業・観光産業等の他業種、研究開発機関や機械メーカー、行政機関など茶業関係者が茶業の現状に対する共通理解を持ち、茶業の維持・発展に向けて一体的に取り組む。

第2 お茶の需要の長期見通しに即した生産量に関する事項

1 お茶の国内需要の長期見通し

我が国のお茶の需要の長期見通しとしては、現在の傾向が継続した場合、一人当たりの消費量は令和12年には2割弱程度減少すると見込まれる。今後、消費の拡大に向けた施策や消費者ニーズに対応した生産、加工・流通の体制を構築するための施策を講じ、その効果が発揮されることを前提とし、一人当たりの消費量の減少幅を1割程度まで抑制しつつ、人口の減少を見込むと、令和12年の国内需要量は、6.3万トンになると見込まれる。

2 お茶の生産数量目標

お茶の生産数量目標は、

- ① 令和12年の輸出量は、近年の輸出の状況や今後の拡大の見通しを踏まえ、今後の輸出に関する施策を講ずることを前提に1.5万トン（810億円）を目標とし、これを国内需要の長期見通しに加えると、総需要量は7.8万トンと見込まれる。
- ② 令和12年の輸入量は、近年の動向等を踏まえ0.3万トンと見込まれることから、令和12年の生産数量目標を現状並みの7.5万トンとする。

このためには、栽培面積を現状並みの3.5万haで維持するとともに、近年の需要の変化に対応した茶生産への転換や、生産者等の減少に対応した生産性の一層の向上が必要であり、各般の施策を講じた結果、全国平均の単収は217kg/10aとなると見込む。

第3 茶業の振興のための施策に関する事項

お茶は我が国の食文化において重要な飲料であり、茶業はそれぞれの茶産地を支える基幹産業であることから、伝統的で高品質な普通煎茶等の生産、市場における安定取引、茶業を支える人材の確保、国内における消費拡大等の取組を着実に進めつつ、国内外の需要の変化や生産者の減少等の現状に関する関係者間の共通理解の下、需要の変化に対応した茶生産や生産性の一層の向上、加工・流通の高度化、輸出の促進等の施策を推進する。

具体的な茶業の振興のための施策に関する事項は以下のとおりである。

1 輸出の拡大など需要の変化に対応した生産性の高い茶生産の推進

(1) 需要の変化に対応した茶生産の推進

ア 茶種転換の推進

国内におけるリーフ茶の消費量が減少している一方、海外を中心に抹茶の需要が高まっていることから、こうした需要に対応するべく、抹茶の原料となるてん茶の生産への転換を推進する。

また、ティーバッグやペットボトル飲料など消費者の簡便化志向に今後更に対応していくため、これら用途向けにより効率的な茶生産が必要となることから、肥料・農薬の低コスト化や機械化による省力化を推進する。

イ 有機栽培への転換の推進

有機栽培茶は、海外での需要が高く輸出量は増加している一方で、慣行栽培と比較して病害虫防除や除草等に追加労力が必要なことから、耐病虫性品種の開発・導入や良質で効率的かつ安定的な有機栽培を行うための技術開発・栽培体系の確立を推進する。

また、有機栽培の拡大に当たっては、生産者だけではなく加工・流通・消費に至るまでの関連する事業者や住民の地域ぐるみでの取組を推進する。

ウ 中山間地域等の特色を活かした茶生産の推進

全国の茶園面積の約4割を占める中山間地域においては、比較的冷涼な気候で害虫の発生しにくい地理的有利性を生かして有機栽培が行われる産地もあるほか、全国の各産地において、てん茶や玉露、玉緑茶、釜炒り茶等の特色ある茶種の生産、高品質な茶を活かした自園自製・自販、茶生産組合や地域農業団体等の関係者が一体となった取組などが行われており、これらの特色ある茶生産を推進する。

また、中山間地域の茶園を含む農村景観は、都市住民やインバウンド観光客にも価値のある日本の原風景として好意的に受け止められていることから、観光産業等の他業種とも連携し、農泊や茶摘みといったコト体験の提供等の地域の特色ある取組を推進する。

(2) 生産性の一層の向上等による生産基盤の強化

ア 茶園の集積・集約化、基盤整備

高齢化等によりお茶の生産者の減少が予想される中、地域計画に基づき、新規就農者・新規参入者を含む意欲ある担い手への茶園の継承、集積・集約化を推進する。

また、機械化を図るため、茶園の緩傾斜化や作業道の整備、小区画に分割された茶園の大区画等の基盤整備を推進する。

なお、お茶の生産継続が困難と判断した茶園は、荒廃農地とならないように他品目への転換を図る。

イ 改植・新植の推進

老齢茶樹園の若返りによる収量・品質の向上に向けて行う未収益期間も考慮した計画的な改植等や、ほ場の大区画化等の基盤整備と併せて行う改植・新植を推進する。また、改植・新植に当たっては、収穫期分散による品質安定化に向けた早晚性品種の導入を進めるとともに、てん茶や有機栽培茶などの需要に対応するため、被覆条件下でも多収で色沢・滋味に優れた「せいめい」等の被覆適性品種や、病害虫抵抗性を有し「やぶきた」に比べて多収な「かなえまる」などの品種導入を推進する。

なお、茶は永年性作物であり、一度苗を定植すると営農が長期に渡って継続されると見込まれることから、改植・新植に当たっては、地域計画において目標地図に位置付けられた生産者が、将来に渡って営農を行うことが確実な園地で行うことを推進する。

ウ 機械化の推進

今後、生産者の減少が見込まれる中、労働力不足等に対応するため、茶園への進入道の整備などの基盤整備や改植と合わせた畠向きの統一化等により、乗用型の茶園管理機や摘採機、防除機など既に確立された機械化体系の更なる普及を推進する。

エ スマート農業技術の導入

生産者の減少への対応や、お茶の品質向上のため、地域の栽培条件に応じてロボット摘採機やロボット除草機などのスマート農業技術の導入を推進する。

また、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和6年法律第63号）に基づき、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入（ほ場の大区画化や情報通信機器で得られた栽培管理データの地域の栽培管理への活用等）を推進する。

オ 実需者と連携した効率的・安定的な生産供給体制の構築

高齢化等により生産者の減少が見込まれる中、安定的に生産・供給を行うために、茶商や小売店等の実需者と生産者の協力体制の下、繁忙期の労働力の融通や地域内外の他品目・他産業の人材活用、アプリ等を利用した外部人材の募集等の取組を推進する。

また、実需者が自ら栽培・加工を行う取組や、実需者からの資本提供等により生産者が荒茶加工施設等を整備する際の負担を軽減する取組等を推進する。

(3) 需要の変化への対応や生産性向上に資する技術の研究開発・導入の推進

ア 需要の変化に対応した品種・技術の開発・導入

てん茶や有機栽培茶の需要の高まりを受け、高品質かつ多収で被覆適性のある品種や耐病虫性のある品種の開発・導入を推進するとともに、てん茶や有機栽培茶の品質向上に向けた栽培・加工技術や、紅茶や萎凋香緑茶など多様なニーズに対応した茶の栽培・加工技術の開発・導入を推進する。

イ 生産性向上に向けた技術の開発・導入

生産者の減少に対応するため、新たな無人茶園管理機や栽培管理システム等のスマート農業技術の開発・導入を推進する。

また、機械化が進んでいない被覆作業や傾斜地での作業に対応した機械の開発・改良を推進する。

ウ 技術の開発・導入・普及に関わる人材の確保

茶業における需要の変化への対応や生産性向上のために必要とされる技術が開発され、速やかに茶業の関係者に行き渡るよう、研究者を始め、これら技術の開発・導入・普及を担うために必要な人材の確保を推進する。

また、これら技術に基づき高品質なお茶の生産を推進する観点から、お茶の品質評価や審査の技術を有する人材の確保・育成を推進する。

(4) 自然災害や気候変動等のリスクへの備えの推進

お茶の生産においては、凍霜害、干害、降灰、温暖化等の自然災害や気候変動のほか、販売価格の下落、肥料価格の上昇等のリスクが存在する。こうしたリスクに備えるため、以下の取組を推進する。

- ① 防霜施設の整備や、夏季の干害を防止するためのかん水施設の整備を推進する。
- ② 火山活動に伴う降灰の影響を恒常に受けている地域においては、その影響を軽減するための機械・設備の導入を推進する。
- ③ 気候変動による品質低下等のリスクを分散・低減するため、早晚性の異なる複数品種を組み合わせた栽培体系への転換、それに資する早生・晩生の高品質な品種の開発・導入等を推進する。
- ④ 自然災害や価格低下などによる収入減少に備えるため、収入保険や農業共済への加入を推進する。
- ⑤ 肥料の施用量の低減に向けて、土壌診断に基づく適正施肥や土づくりを行うとともに、局所施肥など施肥の効率化技術の導入を行う。また、堆肥や下水汚泥資源等の国内肥料資源の利用拡大を推進する。
- ⑥ 茶生産を今後将来に渡って持続的に行っていくため、「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月策定)に基づき、化学肥料や化学農薬の使用低減、有機栽培への転換など、環境負荷低減の取組を推進する。

2 加工・流通の高度化の推進

(1) 加工施設の整備の推進

需要の高いてん茶等の生産拡大に向けて、荒茶加工施設や仕上茶加工施設の整備を推進する。また、今後、生産者等の減少が見込まれる中、加工施設の効率的な運営のために、荒茶加工施設の再編・集約等を推進する。

なお、整備に当たっては、省エネ型機械の導入や化石燃料のみに依存しない加工技術の開発など燃料価格高騰の影響を受けにくい生産体系への転換を推進する。

(2) 実需者との結びつきに基づく安定取引の推進

需要の変化に対応した茶生産を推進し、消費者が求める茶の安定供給を図るためにも、茶の生産者と茶商やドリンクメーカー等の実需者は、実需者が求める茶の品質や生産上の課題を相互理解することが重要である。こうした相互理解に基づく安定取引のため、市場外において取引価格や品質、数量などを事前に取り決める契約取引を推進するとともに、市場機能の充実・強化を図る。

(3) 消費者の信頼確保等のための加工・流通の更なる高度化

消費者からの継続的な信頼確保に向けて安心・安全な茶が安定的に供給されるよう、生産から販売に至るまでのサプライチェーンにおいて、需要に応じた農業生産工程管理 (GAP) やHACCP、FSSC 22000等の取得、「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の取組の「見える化」、物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく荷主や物流事業者が取り組むべき措置の遵守等の取組を推進する。

3 輸出の更なる促進

(1) 海外市場の開拓の推進

今後輸出を更に拡大するためには、それぞれの輸出先国・地域の状況に合わせて戦略的に輸出に取り組んでいくことが重要である。これまでの輸出の実績や直近の輸出の動向を踏まえて、特に次の3か国・地域に対する輸出の拡大を進める。

- ① 米国について、現在、輸出先の中心であり、今後も輸出の増加が見込まれることから、需要に応じた茶の生産拡大及び輸入品目用の残留農薬基準(インポートトレランス)の設定に向けた取組の推進等により安定的・持続的な輸出の拡大を目指す。
- ② EU諸国について、有機栽培茶の輸出割合が大きく、抹茶を含む粉末状の茶の需要が高まっていることから、これらの茶の生産拡大の推進により更なる輸出の拡大を目指す。
- ③ ASEAN諸国について、新たな食文化を取り入れることに積極的な若年層等を中心に粉末状の茶の需要の拡大が見込まれることから、粉末状の茶の生産拡大の推進により更なる輸出の拡大を目指す。

これらに加え、その他の国・地域も含めた多様な実需者及び消費者のニーズを捉えて、更なる市場の拡大及び開拓を進めることが重要である。このため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体による現地消費者へのお茶の健康機能性や価値の訴求、他品目との連携も含め、日本文化や茶文化と合わせたプロモーション等を通じた海外販路の創出・拡大の取組を推進する。その際、日本貿易振興機構(JETRO)や日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)とも連携し、輸出支援プラットフォームも活用して輸出に取り組む事業者等の取組を後押しする。

また、海外産の茶との差別化を図り、日本産の茶のブランド価値を向上するために、プロモーション活動に加え、動画やロゴマーク等も活用した戦略的なブランディングの取組を推進する。これと併せて、海外での我が国のお茶のブランドや品種を保護するため、地理的表示(GI)の活用や品種の海外出願の推進を図るとともに、我が国で地域団体商標又は地理的表示として登録された名称や登録品種について、海外での冒認商標出願や無断栽培等の状況を監視する。

さらに、戦略的な茶生産及び需要の拡大を図るために、国連食糧農業機関(FAO)等の国際会議等の場を通じて、海外における茶の生産及び消費動向等に関する情報を収集する。

(2) 海外需要に対応した茶生産への転換の推進

今後更なる増加が見込まれる海外需要を確実に取り込むためには、輸出向けの茶生産を推進することが重要である。このため、

- ① 需要が見込まれるてん茶の生産や有機栽培等の輸出向けに特化した栽培体系への転換、これらに資する被覆適性品種や耐病虫性品種等の開発・導入の推進
- ② 生産者と輸出事業者等の実需者との連携を強化し、実需者が求める品質の茶を栽培するとともに、販路が確保され計画的な生産が可能となる契約取引等の推進
- ③ 輸出先国・地域の需要や基準認証等に対応したてん茶等の加工施設や一時保管施設(低温貯蔵庫)等の整備

等の取組を推進するとともに、これらの取組が着実に行われるよう、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)の取組とも連携し、産地や個々の生産者等への支援体制を構築する。

また、今後需要の拡大が期待される中東圏等の輸出先国・地域への市場拡大を見据え、ハラールに対応した生産を推進する。

(3) 輸出先国・地域が求める輸入条件への対応

食品安全に関する規制等、輸出先国・地域が求める輸入条件に対応し、円滑な輸出を実現するために、輸出先国・地域における規制等に関する情報や留意事項について、生産者、輸出事業者等の関係者間での情報共有を図る。

また、我が国と異なる残留農薬基準となっている輸出先国・地域において、我が国の病害虫・雑草の防除体系により対応可能な残留農薬基準が設定されるよう、インポートトレランスの設定に向けたデータ収集、申請等に取り組むとともに、輸出先国・地域における残留農薬基準に対応した総合防除体系の普及を推進する。

そのほか、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）並びに輸出先国・地域における包装及び包装廃棄物規制に対応しつつ、輸出される茶の品質を保持する流通体系の構築を推進する。

これら国際的な規制等に関しては近年、国際ルールメイキングや国際協力の場が活性化しており、我が国としてもそれらの議論に積極的に参画し、我が国の農業生産の実態に即したルール等が設定されるように対応する。

(4) 輸出産地の形成

これまでの航空便等による小ロットでの取引に代えて、輸出先国・地域の人口規模や市場ニーズ等に応じて、大ロットでの取引が増加傾向にあることから、こうした需要に対応して安定的かつ効率的な供給を可能とするため、地域の輸出向け防除体系の統一等の生産方式の転換や、リーファーコンテナを用いた共同輸送等による流通体系の合理化など、産地における生産から流通までの一体的な取組を推進する。

また、フラッグシップ輸出産地を筆頭に、これまで各地で輸出を先導してきた生産者や事業者の取組を更に後押しするとともに、それらのモデル的な取組の横展開を図る。

4 消費の拡大

(1) 多様な消費者層に向けたお茶の魅力・情報発信

お茶の消費量が減少している若年層や近年増加傾向にあるインバウンド観光客等の多様な消費者層に向けて、その需要や消費スタイルを柔軟に受け入れつつ、ブランド戦略に基づくパッケージ・商品開発等により、魅力的なお茶の楽しみ方の提案・情報発信を推進する。

お茶の喫茶法については、急須を用いた伝統的な淹れ方の普及に加え、現代の消費者の簡便化志向に即して、割れない茶器や洗浄しやすい茶器の普及、国産の紅茶、ウーロン茶等を含む創意工夫を凝らしたティーバッグやペットボトル飲料の消費拡大、抹茶の家庭内消費の拡大等を推進する。

また、料理・菓子等に合わせてお茶を提供するティーパーリング、食品原料用としての料理や菓子、飲料等への活用などを通じて食品関連産業・外食産業・観光産業などにおける国産茶葉の利用拡大を推進するとともに、お茶が有する健康機能性や情緒性を活かしたウェルネス産業での市場拡大など、他業種とも連携した消費者への提案・情報発信により「国内外の消費者とお茶との出会いの場」を増やす取組を推進する。その際、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、2027年国際園芸博覧会（G R E E N X E X P O 2027）等の各種イベント等の機会も積極的に活用していく。

(2) お茶を活用した食育の推進

お茶の産地のみならず、消費地も含め、地域住民が子どもの頃からお茶に親しむ習慣を育むことができるよう、学校教育の場等において、お茶の生産から加工・流通、消費までの一連の流れを学び、我が国の食文化への理解を深めることは、将来的に我が国社会全体がお茶の文化及び茶業を継承し、さらには世界へ発信していくことにつながるものである。

このため、茶業関係者等と連携し、児童生徒等を対象とする茶摘み体験や、製茶工場見学、お茶の効用の紹介や淹れ方教室等の参加型イベント、学校給食の活用等により、お茶を活用した食育の取組を推進する。

第4 お茶の文化の振興のための施策に関する事項

お茶は我が国の長い歴史の中で、製法から喫茶法に至るまで貴重な文化を形成してきており、お茶があつてこそ茶道や伝統的な製茶技術を始め関連する文化が成立・発展してきたとの認識の下、その文化を今後、次世代へ確実に継承していくため、お茶に関する文化財の保存・活用や、国内外の消費者のお茶の文化に対する理解増進を図る。

具体的なお茶の文化の振興のための施策に関する事項は以下のとおりである。

1 お茶に関する文化財の保存・活用

茶道具、茶室、茶園などの景観、製茶技術、お茶に関する風俗習慣の中には、令和6年に国の登録無形文化財に登録された「手揉み製茶」など、歴史的・学術的価値の高いものも存在しており、こうした貴重な国民的財産を次世代へ確実に継承するため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき保存・活用を図る。

また、各産地の伝統的な茶の生産技術について、その特色を活かして地域の茶業を維持するとともに、技術の次世代への継承を推進する。

2 お茶の文化に関する理解の増進

茶道などのお茶の文化及びその成立・発展にお茶が果たしてきた役割に関する理解を増進するとともに、ライフスタイルの変化に対応して新しいお茶の文化を創造していくことは、国民の豊かで健康的な生活の実現に資するものである。このため、

① 小中学校等へのお茶の専門家の派遣により、子どもたちがお茶やお茶の文化に触れる機会を提供する取組

② 在外公館でのお茶の提供や、茶業関係者、お茶の文化に関わる者を含む連携体制の構築により、日本茶の伝統と文化に息づく高い精神性等も含めて、海外において日本文化紹介活動を展開する取組

など、国内外におけるお茶の文化の振興に関する取組を推進する。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 浅尾慶一郎

種類	縮尺	実施時期	地図名				摘要
			所	属	番号	図名	
地形図	2万5千分1	令和7年	高	田	15-4	妙高山	調製・多色・査定
"	"	"	高	田	16-3	高妻山	" "
"	"	"	高	山	5-1	十字峠	" "
"	"	"	高	山	5-2	黒部湖	" "
"	"	"	高	山	5-3	剣岳	" "
"	"	"	高	山	5-4	立山	" "
"	"	"	高	山	6-1	鳥帽子岳	" "
"	"	"	高	山	6-3	薬師岳	" "
"	"	"	高	山	6-4	三俣蓮華岳	" "
"	"	"	高	山	7-3	笠ヶ岳	" "
"	"	"	高	山	7-4	焼岳	" "

備考 地図の刊行日 令和7年5月1日

種類	地図情報レベル	実施時期	ファイル名	対応地域			摘要	" " "	lc_503105.xml	中	津	8-2	住吉浜	
				所	属	番号								
数値地図 25000(土地条件)	25000	令和6年	lc_483104.xml	延	岡	8-4	日向日置	VERSION 2での既整備範囲を含む。	" " "	lc_503112.xml	中	津	12-3	下市
" "	" "	"	lc_483112.xml	延	岡	12-3	三納		" " "	lc_503113.xml	中	津	12-1	立石
" "	" "	"	lc_492965.xml	長	崎	5-2	佐世保北部		" " "	lc_503114.xml	中	津	8-3	若宮
" "	" "	"	lc_492976.xml	長	崎	1-3	楠久		" " "	lc_503115.xml	中	津	8-1	下原
" "	" "	"	lc_493156.xml	大	分	2-3	臼杵		" " "	lc_503124.xml	中	津	7-4	両子山
" "	" "	"	lc_493166.xml	大	分	1-4	坂ノ市		" " "	lc_503125.xml	中	津	7-2	鶴川
" "	" "	"	lc_502906.xml	唐	津	4-4	今福		" " "	lc_503133.xml	中	津	11-1	浜
" "	" "	"	lc_503012.xml	福	岡	12-3	脊振山	VERSION 2での既整備範囲を含む。	" " "	lc_503134.xml	中	津	7-3	香々地
" "	" "	"	lc_503013.xml	福	岡	12-1	不入道		" " "	lc_503135.xml	中	津	7-1	富来浦
" "	" "	"	lc_503021.xml	福	岡	15-2	前原	VERSION 2での既整備範囲を含む。	" " "	lc_503143.xml	中	津	10-2	—
" "	" "	"	lc_503024.xml	福	岡	7-4	太宰府		" " "	lc_503144.xml	中	津	6-4	竹田津
" "	" "	"	lc_503031.xml	福	岡	15-1	宮浦	VERSION 2での既整備範囲を含む。	" " "	lc_503145.xml	中	津	6-2	姫島
" "	" "	"	lc_503034.xml	福	岡	7-3	篠栗		" " "	lc_503170.xml	中	津	13-3	白野江
" "	" "	"	lc_503037.xml	福	岡	3-1	豊前本庄		" " "	lc_523500.xml	京都及大阪	16-4	前開	VERSION 1での既整備範囲を含む。
" "	" "	"	lc_503043.xml	福	岡	10-2	古賀	VERSION 2での既整備範囲を含む。	" " "	lc_523501.xml	京都及大阪	16-2	神戸首部	VERSION 1での既整備範囲を含む。
" "	" "	"	lc_503044.xml	福	岡	6-4	脇田		備考 地図の提供開始日 令和7年5月1日 数値地図25000(土地条件)は、オンラインで提供する。					
" "	" "	"	lc_503053.xml	福	岡	10-1	津屋崎		" " "	地理院タイル(数値地図25000(土地条件))	ズームレベル10~16	令和6年	日向日置	
" "	" "	"	lc_503054.xml	福	岡	6-3	筑前東郷		" " "		"	"	三納	
" "	" "	"	lc_503063.xml	福	岡	9-2	神湊		" " "		"	"	佐世保北部	
" "	" "	"	lc_503064.xml	福	岡	5-4	吉木		" " "		"	"	楠久	
" "	" "	"	lc_503067.xml	福	岡	1-2	小倉	VERSION 2での既整備範囲を含む。	" " "		"	"	臼杵	
" "	" "	"	lc_503075.xml	福	岡	5-1	岩屋	VERSION 2での既整備範囲を含む。	" " "		"	"	坂ノ市	
" "	" "	"	lc_503077.xml	福	岡	1-1	下関	VERSION 2での既整備範囲を含む。	" " "		"	"	今福	
" "	" "	"	lc_503102.xml	中	津	12-4	齊藤		" " "		"	"	脊振山	
" "	" "	"	lc_503103.xml	中	津	12-2	豊後豊岡		" " "		"	"	不入道	
" "	" "	"	lc_503104.xml	中	津	8-4	杵築		" " "		"	"	前原	

"	"	"	津屋崎	相続税	3,387,000,000	351,929,908	1,688,116,507	2,040,046,416	△ 1,346,953,583	60.2
"	"	"	筑前東郷	消費税	24,343,000,000	1,676,350,010	9,370,505,175	11,046,855,185	△ 13,296,144,814	45.3
"	"	"	神湊	酒税	1,209,000,000	91,996,691	527,763,607	619,760,299	△ 589,239,700	51.2
"	"	"	吉木	たばこ税	948,000,000	81,643,677	517,410,400	599,054,077	△ 348,945,922	63.1
"	"	"	小倉	揮発油税	2,018,000,000	200,522,791	854,548,535	1,055,071,326	△ 962,928,673	52.2
"	"	"	岩屋	石油ガス税	4,000,000	346,745	2,147,690	2,494,435	△ 1,505,564	62.3
"	"	"	下関	航空機燃料税	32,000,000	2,749,595	17,487,425	20,237,021	△ 11,762,978	63.2
"	"	"	豊岡	石油石炭税	606,000,000	40,352,906	265,489,023	305,841,930	△ 300,158,069	50.4
"	"	"	築	電源開発促進税	311,000,000	25,117,904	158,272,212	183,390,116	△ 127,609,883	58.9
"	"	"	吉浜	自動車重量税	402,000,000	32,334,348	222,889,452	255,223,801	△ 146,776,198	63.4
"	"	"	市	国際観光旅客税	44,000,000	4,190,142	24,968,988	29,159,130	△ 14,840,869	66.2
"	"	"	立石	関税	917,000,000	80,795,763	541,177,436	621,973,200	△ 295,026,799	67.8
"	"	"	若宮	とん税	9,000,000	812,074	5,809,707	6,621,782	△ 2,378,217	73.5
"	"	"	原山	地価税	—	600	4,224	4,824	4,824	—
"	"	"	子川	旧税	—	101	—	101	101	—
"	"	"	鶴浜	印紙収入	1,042,000,000	93,863,596	678,100,498	771,964,094	△ 270,035,905	74.0
"	"	"	香々地	官業益金及官業収入						
"	"	"	富浦	官業収入	55,346,775	3,849,705	45,153,223	49,002,929	△ 6,343,845	88.5
"	"	"	竹津	政府資産整理収入	247,697,656	57,974,930	124,676,540	182,651,471	△ 65,046,184	73.7
"	"	"	姫島	国有財産処分収入	65,337,718	27,764,288	38,046,408	65,810,697	472,979	100.7
"	"	"	白江	回収金等収入	182,359,938	30,210,642	86,630,132	116,840,774	△ 65,519,163	64.0
"	"	"	前開	雑収入	9,078,438,845	1,186,492,548	5,553,455,520	6,739,948,069	△ 2,338,490,775	74.2
"	"	"	神戸	国有財産利用収入	108,628,278	3,433,429	107,623,156	111,056,585	2,428,307	102.2
備考	地図の提供開始日	令和7年5月1日		納付金	2,000,363,567	26,498,304	793,226,344	819,724,648	△ 1,180,638,918	40.9
上記は、測量法第27条第2項に基づき、インターネットによる提供を行う。				諸収入	6,969,447,000	1,156,560,813	4,652,606,020	5,809,166,834	△ 1,160,280,165	83.3
				公債金						
				公債金	42,139,000,000	2,446,198,006	26,767,399,109	29,213,597,116	△ 12,925,402,883	69.3
				前年度剩余金受入						
				前年度剩余金受入	1,559,490,450					
				合計	126,514,973,726	10,590,148,469	73,618,329,097	84,208,477,567	△ 42,306,496,158	66.5

租税及印紙収入 73,435,000,000

租 税 72,393,000,000

所 得 税 20,109,000,000

法 人 税 18,054,000,000

収納済歳入額

本 月 分

前月までの累

計

歳入予算額と収

納済歳入額との

差(△は減)

健康勘定							自動車検査登録勘定														
歳入	12,804,393,312	961,040,988	10,277,397,646	11,238,438,635	△	1,565,954,676	87.7	歳入	46,310,705	3,443,361	40,192,427	43,635,788	△	2,674,916	94.2						
歳出	12,804,393,312	1,375,484,773	10,346,136,537	11,721,621,311		1,082,772,000	91.5	歳出	43,811,833	1,206,599	21,415,306	22,621,906		21,189,926	51.6						
子ども・子育て支援勘定																					
歳入	3,949,320,210	246,765,643	3,744,530,420	3,991,296,063		41,975,853	101.0	歳入	399,326,918	36,672,235	351,756,746	388,428,982	△	10,897,935	97.2						
歳出	3,991,007,049	1,582,153	2,736,495,579	2,738,077,733		1,252,929,315	68.6	歳出	475,696,200	14,444,190	191,930,516	206,374,706		269,321,493	43.3						
業務勘定																					
歳入	494,350,935	24,401,192	433,712,945	458,114,138	△	36,236,796	92.6	歳入	681,687,603	141,317,375	464,272,995	605,590,370	△	76,097,232	88.8						
歳出	494,350,935	25,317,541	316,284,308	341,601,849		152,749,085	69.1	歳出	737,690,669	39,420,462	159,730,567	199,151,030		538,539,638	26.9						
食料安定供給														(参考) 沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調							
農業経営安定勘定														単位 千円(千円未満切捨)							
歳入	241,376,484	4,050,308	245,746,170	249,796,478		8,419,994	103.4	機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額			収入予算額と収入済額との差(△は減)又は支出予算残額	歩合又は歩合							
歳出	241,376,484	1,552,491	165,028,808	166,581,299		74,795,184	69.0		本月分	前月までの累計	計										
食糧管理勘定																					
歳入	1,021,356,205	81,768,325	505,308,658	587,076,984	△	434,279,220	57.4	沖縄振興開発金融公庫													
歳出	1,034,547,484	35,917,410	611,263,442	647,180,853		387,366,630	62.5	収入	13,679,577	837,527	7,296,206	8,133,734	△	5,545,842	59.4%						
農業再保険勘定														支出	11,088,731	455,115	6,952,130	7,407,245	△	3,681,485	66.7%
歳入	99,433,405	5,587,384	53,757,522	59,344,906	△	40,088,498	59.6	株式会社日本政策金融公庫													
歳出	95,559,724	7,041,551	46,625,993	53,667,544		41,892,179	56.1	国民一般向け業務	収入	224,240,793	8,824,759	116,768,642	125,593,401	△	98,647,391	56.0%					
漁船再保険勘定														支出	135,916,432	6,113,019	71,294,672	77,407,691	△	58,508,740	56.9%
歳入	8,053,950	201,591	6,367,027	6,568,618	△	1,485,331	81.5	農林水産業者向け業務													
歳出	7,005,201	275,171	3,252,858	3,528,029		3,477,171	50.3	収入	53,664,823	1,597,833	34,718,032	36,315,865	△	17,348,957	67.6%						
漁業共済保険勘定														支出	51,947,759	1,159,589	26,437,947	27,597,537	△	24,350,221	53.1%
歳入	28,804,554	6,187	9,248,854	9,255,041	△	19,549,512	32.1	中小企業者向け業務													
歳出	12,451,679	519,145	8,141,061	8,660,206		3,791,472	69.5	収入	173,821,112	6,630,922	74,188,339	80,819,261	△	93,001,850	46.4%						
業務勘定														支出	69,797,095	2,425,296	28,606,776	31,032,073	△	38,765,021	44.4%
歳入	23,373,888	794,671	9,119,133	9,913,804	△	13,460,083	42.4	信用保険等業務													
歳出	23,373,888	791,612	8,989,323	9,780,936		13,592,951	41.8	収入	310,135,418	12,777,315	199,507,613	212,284,928	△	97,850,489	68.4%						
国営土地改良事業勘定														支出	845,646,528	45,177,212	373,522,012	418,699,224	△	426,947,303	49.5%
歳入	7,528,006	9,338	3,836,492	3,845,830	△	3,682,175	51.0	危機対応円滑化業務													
歳出	10,194,569	136,366	2,043,980	2,180,346		8,014,222	21.3	収入	10,576,785		206,802	5,063,586		5,306,395	49.8%						
国有林野事業債務管理														支出	71,133,209	1,213,443	29,794,362	31,007,806	△	40,125,402	43.5%
歳入	339,540,120	96,544,200	242,981,696	339,525,897	△	14,222	99.9	特定事業等促進円滑化業務													
歳出	339,540,120	96,544,200	242,981,696	339,525,897		14,222	99.9	収入	6,505,975		3,813	349,196		6,152,964	5.4%						
特許														支出	6,505,974	4,950	347,646	352,596	△	6,153,377	5.4%
歳入	236,925,240	13,538,999	236,439,892	249,978,891		13,053,651	105.5	株式会社国際協力銀行													
歳出	154,013,711	7,811,452	96,786,710	104,598,163		49,415,547	67.9	収入	1,760,727,585		63,670,754	1,169,739,007		1,233,409,762	△	527,317,822	70.0%				
自動車安全														支出	1,686,616,712	77,890,487	1,131,053,557	1,208,944,044	△	477,672,667	71.6%
自動車事故対策勘定														独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門							
歳入	86,019,914	915,628	85,084,733	86,000,361	△	19,552	99.9	収入	161,723,257		11,318,773	129,204,842		140,523,615	△	21,199,641	86.8%				
歳出	26,248,775	248,851	17,292,594	17,541,445		8,707,329	66.8	支出	182,133,826		10,657,639	109,780,017		120,437,657	△	61,696,168	66.1%				